

# 天皇制と明治神宮体育大会（第1報）

保健体育科教育教室 入 江 克 己  
\*鹿 島 修

## はじめに

戦後の国民体育大会が、敗戦後のスポーツのみならず、全般的な国民生活の再建、発展等に多大の貢献をしてきたであろうことを全面的に否定するつもりはない。しかしながら、それとともに、戦後の象徴天皇の復活と浸透という戦後の国家政治のうえに重大な意味を提起してきたこともまた事実である。この問題、すなわち戦後の国民体育大会の創設と象徴天皇制の関係については、『象徴天皇がやってくる 戦後巡幸・国民体育大会・護国神社<sup>(1)</sup>』（坂本孝次郎著）によってようやく明らかにされることになったが、この国民体育大会の先導的試行とも言える明治神宮競技大会（これは第1回大会の名称で、第3回大会は体育大会、第10回大会は国民体育大会、第13回大会は、国民錬成大会に変更されているが、以下「神宮大会」と呼ぶ）の全貌については、なお具体的につまびらかにされてはいない。昭和天皇の「大葬」にともなう政教分離という憲法の原則をなしくずし、天皇制を美化する一大キャンペーン、果てにはあの15年戦争は、侵略戦争ではなかったとする歴史的事実の歪曲等復古的な政治動向のなかで、少なくとも当初は民主的で国民的なスポーツ行事を志向していた国民体育大会が次第に天皇制を心理的、情緒的に許容させる機能を果たしてきたことは極めて重大である。

かつて神宮大会は、大正13年から昭和16年（12回大会）までの間（昭和17年からは明治神宮国民錬成大会となる）国民を天皇制絶対主義国家の崇拜と追従に、さらには満州事変、日中戦争、そしてアジア・太平洋戦争と多くの青少年を侵略戦争へと駆り出す役割を果たした。この神宮大会は、天皇制体制下におかれてきたわが国近代の体育・スポーツの総決算でもあり、その意味からもこの大会を過去のものとして葬り去ることは出来ない。

神宮大会はたしかに天皇制権力、とりわけ内務官僚、文部官僚によって創出された。この大会には選手、役員で延べ約30万人もの国民が動員され、地方予選への出場者や観客、さらにはマス・ゲーム、体育デー、体操祭等神宮大会にかかわる国家主義的な行事に動員された児童・生徒等を含めるとおそらく数百万人に及ぶものと推測される。それにしても、これほどの国民を動員することは単に権力的な強制をもってしても不可能であったはずである。それを実現させた背景には神宮大会の政治的、イデオロギー的意味を厳しく見つめることもなく、むしろそれに喜々として駆せ参じ、協力した体育研究者や中央の各種体育・スポーツ組織の幹部のみならず、地方の各種体育・スポーツ

※日本サッカー協会機関誌『サッカー』編集部

団体役員, 青年, 医師, 教師, 学校職員, 町内会役員, 婦人会等あらゆる階層を網羅した一般国民の存在によって初めて可能であったのであり, またこうした中央から末端の権力機構の犠牲になり, 戦場に送られた数えきれないほどの青少年があったことを忘れてはならない。昭和から平成という元号の変更とともに, 昭和戦前における戦争責任という重大な問題を風化させようとする風潮や天皇制論議に歯止めをかけようとする動きが顕著であるが, 昭和期における国民体育ならびにスポーツ史における重大な汚点の一つとも言える明治神宮大会が, 国民にとって何であったかが明らかにされる必要がある。この小論では, 秋季大会を中心に次の諸点について報告する。

- (1) 体育史研究における神宮大会の性格規定の問題
- (2) 天皇制絶対主義体制下の神宮大会と戦後の象徴天皇制下における国民体育大会の連続面
- (3) 神宮大会創始の社会的背景と明治神宮造営の目的
- (4) 第1回大会の創設の過程から第4回大会に至る神宮大会の展開の過程と天皇制との位相

## 1. 体育史研究における明治神宮大会の性格規定と位置づけの問題

戦前の明治神宮大会は, 大正期におけるデモクラシーの浸透に対する反動として浮上してきた国家主義, 民族主義, 国家社会主義的な動向のなかで登場してきた。昭和戦前の体育, もしくはスポーツ事象に関する科学的研究はこれまで機会あるごとに指摘してきたように, ほぼ完全に欠落しており, これからとりあげる「神宮大会」の問題についても例外ではない。近年における国民体育大会の政治性, つまり象徴天皇や皇族とのかかわり方を見ると, そこには戦前のこの神宮大会が眼前にちらついてくる。ところで, これまでの体育史研究によれば, 神宮大会は, 次のようなものであったと規定されている。すなわち神宮「大会の趣旨は明治神宮祭に結合し, 運動競技を通して国民身体の鍛練と精神作興に資せんとするものであった。国際オリンピック大会が国際競技の中心である如く神宮大会は国内的総会大会の最大のものであった。末期に性格上多少の変更はあったが神事奉仕の大会であること, 民族的競技であることなど古代オリンピック大会になぞら得るものであった。競技記録の点から見れば種目別選手権大会その他に及ばなかったかも知れないが, 参加種目の多数, 地方, 中央の大会を通じての参加者の数及び国民的関心の度に於て国内の代表的大会であった。各種スポーツが漸く普及し競技団体も一応の体制を整えた当時に, 政府主権の大会が毎年定期的に行われるようになったことは注目すべき出来事で, 又単にスポーツに限定せず広く体育・スポーツの祭典であったことも特色であった。昭和十八年第十四大会で終わりを告げる迄体育・スポーツの普及と発達に致した貢献は頗る大きなものがあった<sup>(2)</sup>。」と。

これがあの敗戦後間もない民主主義が高揚し, ファシズム体育なり, スポーツに対する批判をかくぐってきた段階での認識であった。たしかに神宮大会は, 明治天皇を奉体する「神事奉仕の大会」であり, 「運動競技を通して国民身体の鍛練と精神作興に資せんと」したことは事実である。だが, 神宮大会がオリンピックに「なぞら得る」ことができるとすれば, それはせいぜいベルリン大会ぐらいのもので, ましてや「体育・スポーツの普及発達に致した貢献は頗る大きなものであった」はずはなく, 体育やスポーツという「見えない制度<sup>(3)</sup>」(中村雄二郎)を巧みに利用し, スポーツの普及, 発達どころか, 国民を戦争に動員し, 破滅に追い込んだ悪しきスポーツの典型と言うほかはない。また別の指摘を見ると, 「この大会の目標は, 明治天皇の聖徳を憧憬し, 併せて国民心身を鍛練し, 国民精神を作興することにあつたので, いわば一つの祭典競技であり, 国民運動の一環であった。この点でゼウスの神を讃えて行われ, ギリシャ人の民族的統一に重要な役割を果たしたオリンピックの競技と似通った性格をもっていた<sup>(4)</sup>」とある。神宮大会が, 「民族的統一に重要な役割を果

たした」ことなどは一度もなく、むしろ天皇制体制の土台が揺らぎ、危機的状況を迎えていた段階で、国民の思想的緊縛と軍事訓練を目的としていたことは明らかで、国民精神総動員体制が確立する段階では、まさに国民の全人格を15年間にわたる侵略戦争に駆りたてるとともに、アジア、太平洋地域の民族を抑圧する装置であったことに、疑問をさしはさむ余地はない。さらにある指摘は、こう分析してみせている。

「一九二四（大正一三）年第一回明治神宮競技大会は内務省主催で開催されることになり、以後それは国内の総合的な体育大会として恒例化していった。とくに一九二六（大正一五）年第三回大会からは、民間団体として明治神宮体育会が主催し、大会名称も明治神宮体育大会と改称されて一九三八（昭和一三）年第九回大会まで続いた。しかし国家総動員体制が確立し、学校体育及びスポーツに対する国家統制が全面的に強化されていくに連れて、一九三九年第十回大会からは、明治神宮体育大会は政府主催に移管され、厚生省の管轄下におかれることになった。そしてその名称も明治神宮国民体育大会と改称されるにいたった。とくにこの第一〇回大会は、競技種目中に国防競技（中略）が登場するなど、戦時体制を反映した体育大会となった。そして一九四一（昭和一六）年太平洋戦争が開始された年に開かれた明治神宮国民体育大会からは、文字通り国家総動員体制のなかに組み込まれた体育大会となっていった。（中略）こうして国内における総合的な体育大会となった明治神宮大会は、大東亜共栄圏にもとづく戦争遂行の国家的政策の枠のなかに強力に組み込まれ、軍国主義的体育行事としての歩みを早めることになったのである<sup>(5)</sup>。」

まさに指摘のとおりである。しかし、この明治神宮大会についての具体的な分析はなされていない。その後、沖繩国体をきっかけに木村吉次が「明治神宮大会から国体を考える<sup>(6)</sup>」のなかでようやく触れており、また山本徳郎が、「スポーツと天皇制の歴史」のなかで神宮大会に改めて新たな視点を当てている。

木村は、両大会の共通の性格として(1)神宮大会が国体創始の段階で人的にも発想としても同じであったこと、(2)両大会とも皇室と密接な関係にあったこと、(3)両大会とも単に「スポーツ精神」の重視を至上とすることには消極的で、「体力向上」と「精神の作興」が付加されていることを指摘している（資料一 参照）<sup>(7)</sup>。

一方山本は、一歩踏み込んで大正後期における大正デモクラシーに対する抑止という観点から位置づけている。しかし、紙面の都合もあったと思われるが、神宮大会の具体的で、詳細な分析はなされずに終わっていることは、惜しまれる。

資料一 1 神宮大会と国体の比較

	神宮大会	国体
目的	明治天皇の聖徳を懐仰し、国民の身体鍛錬、精神の作興に資す	国民にスポーツを普及し、スポーツ精神の高揚、国民の健康増進、体力向上、地方スポーツの振興を図る。
性格	神事的体育行事	国民的スポーツ祭典
主催	内務省→明治神宮体育会→厚生省	大日本体育会→日本協・東京都→日体協・文部省→日体協・文部省・開催地地方庁
開催年	毎年→隔年→毎年	毎年
開催地	明治神宮外苑競技場・その他	地方持ち回り
競技方式	府県対抗・学校対抗・陸海軍人試合・在郷軍人支部対抗・日本選手権など	日本選手権・東西対抗・地区対抗→都道府県対抗（天皇杯・皇后杯授与）
参加者	青年団（府県単位）・軍人（師団・鎮守府）・一般および女子（地方予選による）	一般・中等学校・大学高専・実業団・教員・壮年・少年など→一般または実業団・高校・教員→成年（男子・女子）・少年（男子・女子）

## 2. 国民体育大会の創設と象徴天皇制

### 1. 国民体育大会創始の過程

敗戦の昭和20年12月26日, お茶の水の岸記念体育館に大日本体育協会の理事平沼亮三(後の横浜市長), 末広厳太郎, 清瀬三郎, 久富達夫, 石田啓次郎等が, 「(1)荒れ果てた国民生活の潤滑剤として, スポーツをどのようにして再建するか。(2)これまでの臨戦態勢の体育を純粋スポーツに衣替えするには, どうしたらよいか。(3)体育団体としての使命, 特に所属競技団体の組織や事業は, 今後どのように在るべきか<sup>(8)</sup>」について話し合っている。そのなかで石田が「この際, 全国体育大会を開いてはどうか<sup>(9)</sup>」との発言が発端になっているという。翌昭和21年, 平沼, 清瀬等は, 関西スポーツ連合(同年6月26日正式発会)会長春日 弘と懇談し, 「1. 戦後の荒廃によって健全娯楽を失った国民, 特に青少年にスポーツの喜びを与えたい。2. 進駐軍に対し, 民族の気概を示そう。3. 荒廃した国土, とくに旧軍隊の施設をスポーツ文化の場に改建しよう。4. 戦禍にあえぐ国民, とくに退廃した青少年に平和と民族愛の表徴としてのスポーツを浸透させよう。5. 純粋スポーツの再建と指導陣の充実を計り, 今後の日本スポーツの再建を期そう。6. 全国的な体育大会を開こう。その実施の具体案を一日も早く示されたい<sup>(10)</sup>」等といったことが話されている。

こうして昭和21年5月の理事会以後大会実施要綱が検討され, また8月7日の理事会ではGHQの全面的な承認が伝えられ, 政府も補助金40万円を支出することを決定し, 同年8月は宝塚市で夏季大会を, 秋季大会は同年11月1, 2, 3の3日間, 京都を中心に西宮, 中百舌, 柳灘, 宝塚, 大阪YMCA, 藤井寺, 橿原, 瀬田川を会場に役員, 選手5,600人が参加して開催された。第2回大会は東京都などの首都圏で, その後は関東, 東北, 中国等を巡回開催し, 全国を九ブロックに分けて, 一巡したら打ち切りとすることが体協理事で確認済みであったが, 石川県が第1回大会開催中に金沢市を中心に単独開催を名乗り出たため, 急きょ方針が変わり, 県単独主催になっている。

### 2. 国民体育大会と地方巡幸

こうして出発した国民体育大会が天皇とかかわりを持つようになるのは, 具体的には第2回の石川県大会からである。『歩みは』は, その経緯をこう伝えている。

「天皇陛下はかねてから, 大戦後の民情視察のため全国を巡幸されていたが, たまたま, 一〇月下旬は北陸巡幸の予定になっていたのも, 清瀬理事長からこの機会に国体大会に御立寄り方を宮内府田島長官を通じ要請していたところ, 九月一七日, 非公式ながら, 開会式にご臨席の上, 所属競技団体, 都道府県支部長にも列立拝謁を賜わり, その後一部の競技をご覧になる旨の内示があった。開会式は, 一〇月三〇日午前九時二〇分, 陛下をお迎えして, 金沢市営運動場で行われた。前夜の豪雨は奇跡的に晴れ渡り, 役員も選手も服装こそまちまちであったが, 心は一つ, 晴々とした気持ちで入場, プログラムにしたがって式は進められた。開会宣言後, 大会初の“若い力”吹奏のうちに最初の大会旗が掲揚され, つづいて禁制の国旗掲揚も申請の許可を待たずに決行され, 二万の観衆は国旗が上がるとともに, 期せずして“君が代”が涙を浮かべて斉唱され, 万感こもごも満場は感激と歓喜の渦となった。“若い力”も勇ましく斉唱され, 閉会式の後白シャツ姿になった市内小学六年男女四、五〇〇名の元気のよいマスゲームも展開された。天皇陛下には兼六公園野球場の中等野球を御覧の上, お帰りになった<sup>(11)</sup>」と。

この天皇の国体臨席が, 戦後地方巡幸の一貫であることは指摘するまでもないが, その「象徴的意義」については, 坂本の次の指摘にゆずりたい。

「(一)一九四六年年頭の『神格否定』宣言によって舞台状況を再構成して装い新に登場してきた天皇は、(中略)一連の地方視察の過程で、直接地方の人々に会いその生活の実情に触れるとともに国家再建の激励の儀式を展開してきた。他方国民の側は“人間天皇、更には“象徴天皇、の容姿や演技を直接間接に見聞して天皇のそれにあつた表現行動や関係儀礼を習得していくとともに、日本再建への着実な努力を儀礼的にも天皇に呈示してきた。(二)天皇は自己をとりまく政治状況や国民の社会経済状態の推移のなかにその混乱から秩序化への漸進を読みとり、(中略)天皇を運営する側にとっては、その政治環境にとどまらず、天皇の諸種の表現レベルやその心理的側面においても、困難状況から安定状況へのモメンタムを探り確認していく機会でもあつた。(三)こうして、諸種の戦後状況の収束と拡散のなかで、自信を回復し平常に復帰した天皇は、新しい日本建設のための国民の努力と成果、自分の念願の結実といわば鑑賞してゆく機会として地方旅行を楽しみとすに至る<sup>(12)</sup>」のである。翌第3回福岡大会から東竜太郎(後の東京都知事)の発案で天皇、皇后杯が設けられ、ここに神宮大会を彷彿とさせる国民体育大会における象徴天皇制が登場し、浸透する道を開くことになった。

「天皇・皇后杯は、国民体育の普及奨励に最も顕著な成果を挙げた都道府県に授与される趣旨であつたが、その評価方法が困難なために、三季の競技成績を(中略)採点法により、各都道府県別に総合して順位を定め授与することになった。したがって、同一歴年の冬季大会が第三回大会の皮切りとなつたわけである。なお、皇后杯は二三年五月、女子体育奨励の思召しにより下賜されることになった<sup>(13)</sup>。」

そして第4回東京大会から天皇、皇后が開会式に招かれ、天皇は、「此処に全国より選ばれた諸子と相会し、潑刺たる元気な姿を見ることは喜びに堪えません。体育は心身健康の鍵であります。諸子の公明な健闘を期待し、健全明朗な心身をもって、日本再建のために努力せられんことを望みます<sup>(14)</sup>」と述べている。『歩み』は、この「お言葉を賜ったときは、まさに開会式はクライマックスに達した<sup>(15)</sup>」と記しているが、天皇制絶対主義体制下における神宮大会の開会式と同様に、国民を「赤子」と同じ意である「諸子」という言葉が使われている。こうしてこの大会を契機に天皇・皇后の開会式出席と皇族の招待は次第にエスカレートし、定常化していく。その結果、「元来非政治的なスポーツ・イベントは『国民統合の象徴』という象徴天皇制の正統性を周期的に客観化する、重要な制度的イベントの位置を占めるようになった<sup>(16)</sup>」のである。第10回秋季大会(横浜)では天皇、皇后のみならず、皇太子、清宮、秩父宮、高松宮、同妃、三笠宮、同妃等が各競技場に出席している。そして昭和35年には「国民体育大会開催基準要項」が制定され(昭和52年に第7次の改訂がなされる)、天皇が臨席することが規定された(資料-2を参照)<sup>(17)</sup>。

これら今日までの国体の過程を見ると、あの戦前の神宮大会の創設の経緯とあまりにも似ていることに驚かされる。国体の発足当初、大日本体育協合理事平沼、末広、東等は、神宮大会の副会長ならびに総務委員を歴任しており、例えば『歩み』は、「当時の関係者の心底に、戦前の明治神宮大会への追慕とスポーツへの郷愁と情熱との流れがあり<sup>(18)</sup>」と記しているように、彼等が国体の創設に際してかつての神宮大会を想い浮かべていたであろうことは、想像するに難くない。これから次第に明らかになるように、現在の国民体育大会のモデルともなった神宮大会は、その第1回大会(大正13年)以後、昭和戦前の天皇制絶対主義のもとで皇道主義、日本精神主義等といった日本ファシズムの浸透とともに、満州事変以後には全国にわたって数万の国民を侵略戦争に動員し、他民族と他国を支配し、圧殺する戦争に駆りたてる一大国家的装置であつた。それは、またわが国近代における体育やスポーツのもつ体質が、何であつたかを象徴するものでもある。

今日の国民体育大会は、再びそうした神宮大会のモデルを再現しつつある。

### 3. 明治神宮大会創設をめぐる政治、社会情勢

#### 1. 大正後期の民主主義の後退とファシズムの台頭

明治神宮大会が開催される大正後期は、大正天皇(嘉仁)の健康問題に終始することになった。大正天皇の健康状態が宮内庁から初めて発表されたのは、大正9年3月30日であった。首相原敬が天皇の病状を知るのは、彼の首相就任後5ヶ月経った大正8年2月15日のことであった。天皇嘉仁の時代は在位わずか10年で実質的に終わりを告げ、大正10年11月25日の皇族会議により皇太子裕仁(昭和天皇)を摂政とすることを決定した<sup>(19)</sup>。

こうした天皇体制の危機的状況のなかで大正6年のロシア革命、同7年の米騒動、同9年の大戦後の恐慌等が大正デモクラシーの影響を受けた民主主義運動、社会主義運動、労働運動をこれまでになく高揚させ、水平社運動、普通選挙運動、さらには農民運動等が繰り広げられていった。折しも大正12年9月1日にマグニチュード7.9の激震が関東を襲った。

この大震災は死者、行方不明者14万人を出し、政治的にも、社会的にも、また文化的にも多大の影響を与えたが、権田保之助は、「実に此の大震災に見舞われた関東地方の住民は経済未だ生ぜず、経済未だ開明せざる野蛮最下級の民族の生活に立ち戻って、其処から第二十世紀の所謂文化人の生活—資本主義的経済生活の状態に至るまでの上下二十五万年の人類社会史の発展を僅かに六十日の間に体験したのである<sup>(20)</sup>」と描写している。

大正天皇の逝去という前兆をかかえるなかで、天皇制国家を補強するために天皇制政府による大正デモクラシーに対する弾圧は、関東大震災をきっかけに嵐のように吹き荒れることになる。激震と火災というパニックのなかで社会主義者や朝鮮人に対する流言蜚語が飛びかい、自警団は何の根拠もないまま暴行、虐殺をくわだて、虐殺された在日朝鮮人は、数千人にのぼっている<sup>(21)</sup>。また無政府主義者大杉栄、伊藤野枝等が憲兵大尉甘粕正彦に虐殺され、その4日後には労働組合「南葛労働会」の組合員8名と「純労働組合」の労働者一名が習志野騎兵第13連隊の兵士によって虐殺された、いわゆる亀戸事件が発生したことはよく知られている<sup>(22)</sup>。

加藤友三郎内閣のあとをうけた第2次山本権兵衛内閣は、2日に東京府下に戒厳令を発し、3日には東京に関東戒厳司令部を設置するとともに、神奈川県、4日には埼玉、千葉県へとその範囲を拡大し、関東は約4万の軍の支配下に置かれた<sup>(23)</sup>。さらに11月10日には「帝都復興ニ関スル詔書」

#### 資料—2

##### 国民体育大会開催基準要項

(昭和52年7月13日第7次改訂)より

##### 17. 大会の式典

- (1) 各季大会の開閉会式式典を行う場合は、原則として冬季大会はそれぞれの競技会場、夏季大会は水泳競技会場、秋季大会では陸上競技場で行う。ただし二つ以上の都道府県において開催される場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は原則として1時間30分以内とする。
- (3) 各競技別に競技の開始に先立ち簡単な開始式。競技終了後表彰式を行うことができる。この方法については別に細則で定める。
- (4) 式典はできるだけ簡単なものとし、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。但し、その他の項目については開催地都道府県実行委員会において企画のうえ、日体協と協議して定める。

##### ① 秋季大会

- |     |  |
|-----|--|
| 開会式 | 開会宣言<br>国旗引継<br>国旗掲揚<br>大会旗、競技団体旗、都道府県旗掲揚<br>大会会長挨拶<br>文部大臣挨拶<br>開催都道府県の歓迎のこたば<br>天皇陛下おことば<br>選手代表宣誓 |
| 閉会式 | 成績発表<br>表彰状授与<br>天皇杯、皇后杯授与<br>大会会長挨拶<br>国旗降納<br>大会旗、競技団体旗、都道府県旗降納<br>閉会宣言                            |

- ② 冬季大会、夏季大会については、秋季大会に準じ、より簡素なものとする。

と「国民精神作興ニ関スル詔書」を発している。以後、わが国の思想状況は危機的様相を呈するようになり、震災恐慌に伴う全般的な経済危機、なかでも農業経済は深刻の度を深めていった。また大正14年には護憲三派内閣のもとで3月には普選法の制定、治安維持令の廃止と引きかえに治安維持法が制定され(4月22日公布, 5月11日実施)、虎ノ門事件の後、思想善導に乗り出し、天皇制警察国家へと急速に再編させていった<sup>(24)</sup>。大正天皇の病状の悪化につれて、戒厳体制はより一層強化されるとともに、いわゆる「自粛」のムードづくりが始まった<sup>(25)</sup>。こうして「関東大震災という天災を引き金として国家による民衆への包圍網が明確にせばまっていった<sup>(26)</sup>」のである。大正天皇は、大正15年12月25日に逝去した。享年45歳であった。

## 2. 「帝都復興ニ関スル詔書」と「国民精神作興ニ関スル詔書」

ところで、先に発表された「帝都復興ニ関スル詔書」は、こう述べている。

「朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル国史ノ成跡ニ鑑ミ、皇考中興ノ宏謨ヲ継承シテ肯テ愆ヲサラムコトヲ庶幾シ、夙夜競業トシテ治ヲ図リ、祖宗ノ神佑ト国民ノ協力トニ頼リ、世界空前ノ大戦ニ処シ、克ク小康ヲ保ツヲ得タリ、爰ソ凶ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ、其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒、男女ノ惨死幾万ナルヲ知ラス、剩ヘ火災四方ニ起リテ炎燄天ニ沖リ、京浜其ノ他シ、邑一夜ニシテ焦土ト化スノ間交通機関杜絶シ、為ニ流言飛語盛ニ伝ハリ、人心洶々トシテ培々其ノ惨害ヲ大ナラシム、之ヲ安政当時ノ震災ニ較フレハ、寧ロ凄惨ナル想知セシム、朕深く自ラ戒賑シテ已マサルモ、惟フニ天災地変ハ人力ヲ以テ予防シ難ク、只速ニ人事ヲ尽シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ、凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果断ナルヘカラス、若シ夫レ平時ノ条規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス、緩急其ノ宣ヲ失シテ前後ヲ誤リ、或ハ一会社ノ利益保障ノ為ニ多衆災民ノ安固ヲ脅カス如キアラハ、人心動揺シテ抵止スル所知ラス、朕深く之ヲ憂傷シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救済ノ道ヲ構セシメ、先ツ焦眉ノ怨ヲ拯フテ以テ惠撫ノ実ヲ挙ケムト欲ス、抑モ東京ハ帝国ノ首都ニシテ政治経済ノ枢軸トナリ、国民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ、一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ旧形ヲ留メスト雖、依然トシテ我国都タル地位ヲ失ハス、是ヲ以テ其ノ善後策ハ独リ旧態ヲ回復スルニ止マラス、進ンテ将来ノ発展ヲ図リ、以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス、惟フニ我忠良ナル国民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ頼ラムコトヲ切望シ、之ヲ慮リテ朕ハ幸臣ニ命シ、速ニ特殊ノ機関ヲ設置シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ、其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ父ニ諮ヒ、或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ、籌劃経営万違算ナキヲ期セムトス、在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ、迅ニ災民ノ救護ニ従事シ、嚴ニ流言飛語ヲ禁遏シ、民心ヲ安定シ、一般国民又能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ誠摯ヲ致シ、以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ、朕前古無比ノ天殃ニ際会シテ邱民ノ心愈々切ニ寢食為ノ安カラス、爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ<sup>(27)</sup>」

ここには大正後期の社会不安と混乱ぶり、さらには権力の狼狽ぶりが適確に反映されているが、この詔書は、「帝都」を対象としていたことから、その限界を補うために全国に向けて出されたのが「国民精神作興ニ関スル詔書」であった。その詔書は、こう述べている。

「朕惟フニ国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ、之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ国本ヲ固クセルヘカラス、是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ、国体ニ基キ淵源ニ溯リ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後、又臣民ニ昭シテ忠実勤儉ヲ勤メ、信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ、是レ皆道徳ヲ尊重シテ国民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ、爾来趨向一定シテ効果大ニ著レ、以テ国家ノ興隆ヲ致セリ、朕即位以来夙夜競競トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ、俄ニ災変ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ、輒近學術益々開ケ人智日ニ進ム、然レトモ浮華放從ノ習漸ク萌シ、

輕佻詭激ノ風モ又生ス, 今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ, 或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル, 況ヤ今次ノ災禍甚大ニシテ文化ノ紹復国力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ, 是レ実ニ上下協戮振作, 更張ノ時ナリ, 振作更張ノ道ハ他ナシ, 先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ実行ヲ挙クルニ在ルノミ, 宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ務メ, 綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ, 浮華放縱ヲ斥ケテ質実剛健ニ趨キ, 輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中性ニ帰, 詩人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ, 公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ, 責任ヲ重シ, 節制ヲ尚ヒ, 忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ, 博愛共存ノ誼ヲ篤クシ, 入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ, 産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シテ, 国家ノ興隆ト民族ノ安榮社会ノ福祉トヲ図ルヘシ, 朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ弥々國本固クシ, 以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ朕フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ<sup>(28)</sup>」

#### 4. 社会教育団体の国家主義的再編

##### 1. 青年団と少年団の官僚的組織化

明治神宮大会にとってそれを基本的に支えた組織として青年団, 在郷軍人会等の半官半民組織をぬきにすることはできない。青年団は, もともと村落における若者連, 青年会を母体とし, 明治20年代に有志によってその近代化がはかられ, 必ずしも地方権力から独立していたわけではなかったが, それでも多少とも自主的な青年運動としての意味あいをもっていた。それが田中義一によって村落青年会から町村青年会へ, さらに郡連合青年会に統合され, 中央・地方の内務官僚によって支配され, 次第に国家権力の機構内に吸収されるようになるのは, 日露戦争後であった<sup>(29)</sup>。

田中は, 「義務教育—青年団—in 在郷軍人会という組織系列を構想し, 青年団の自治性, 事業性を排して, これを修養団体, 被指導団体たらしめようとした<sup>(30)</sup>」のである。明治38年10月に設置された文部省の「通俗教育調査委員会」は, 明らかに大逆事件を意識してのものであったが, 明治43年には「通俗教育調査会官制」が公布されるとともに, 第1回の全国青年大会が開催され, 内務省が作成した「青年団十二則」が決定されている。それは「一、教育勅語並びに戊申証書の御趣旨を奉戴すべきこと 一、忠君愛国の精神を養ふべきこと 一、団体を重んじ祖先を尊ぶべきこと 一、克く父母に仕へ一家和合を図り身を修め家を興すこと 一、行を励み産を治め国力の増進を心懸けることべきこと 一、質素にして分度を守り進んで公益を広め慈善を行ふべきこと<sup>(31)</sup>」というものであった。大正元年11月には「第1回青年団調査会」が設置され, 大正4年9月15日には内務大臣一木善徳郎と文部大臣高田早苗による訓令が発せられている。

「青年団の設置は今や漸く全国に洽く, 其の振否は国家の伸暢, 地方開発に影響する所特に大なるものあり。此際一層青年団体の指導に努め, 以て完全なる発達を遂げしむるは内外現時の情勢に照し, 最も喫緊の一要務たるべきを信ず。抑々青年団体は青年修養の機関たり, 其の本旨とする所は青年をして健全なる国民, 善良なる公民たるの素養を得しむるに在り, 随て団体員をして忠孝の本義化を体し, 品性の向上を図り, 体力を増進し, 實際生活に適切なる知能を研ぎ, 剛健勤勉, 克く国家の進運を扶持するの精神と素質とを養成せしむるは, 刻下最も緊切の事に属す。其の之をして事業に当り, 実務に従い, 以て練習を積ましむるもの又固より修養に資せしむる所以に外ならず, 若し夫れ団体にして其の嚮う所を誤り, 施設其の宜しきを得ざることあらむか, 啻に所期の成績を挙げ得ざるのみならず, 其の弊の及ぶ所測り知るべからざるものあらむ。故に地方当局者は須く此に留意し, 地方実際の情況に応じ, 最も適実なる指導を与え, 以て団体をして健全なる発達を遂げしめむことを期すべし。<sup>(32)</sup>」

これら青年団の組織化とその官僚統制の背景の第一には, よく指摘されるように「地方改良運動」



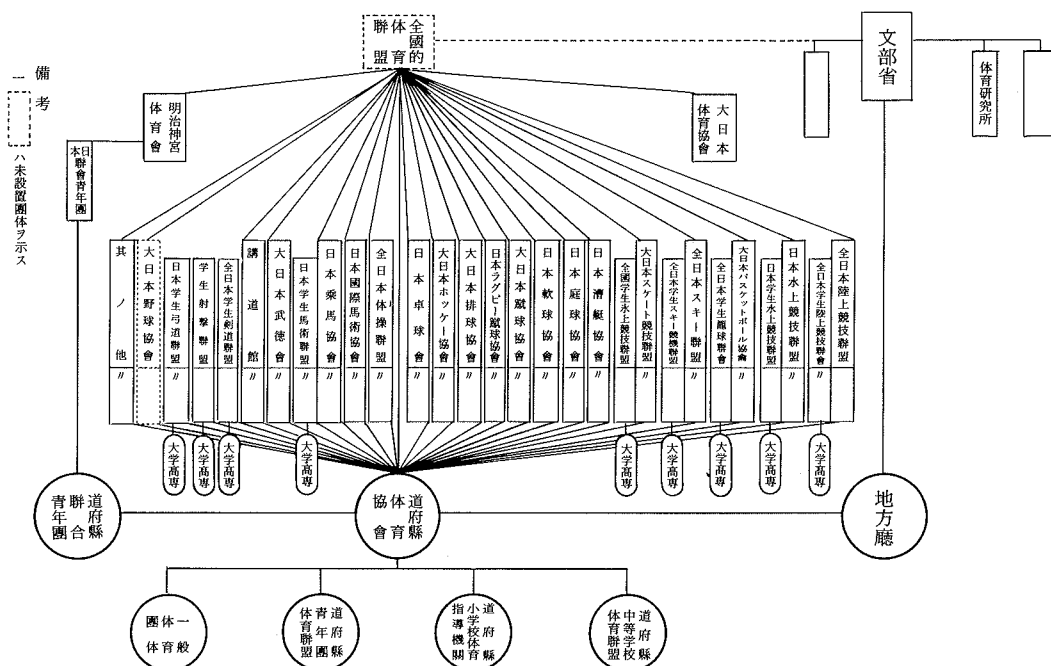
がある。この改良運動は平田東助、岡田良平、一木喜徳郎等を中心に内務省市町村課長井上友一を推進役に自治矯風、奨善、教化、経済等における伝統的な国民道徳（教育勅語に代弁される）にもとづく善導、修養を策すとともに、改良運動を通して伝統的な共同体的秩序を再編し、国家的秩序、言葉を換えれば天皇制家族国家に再組織することを意図するものであった<sup>(33)</sup>。そして大正13年11月に全国各府県の連合青年団を単位とする大日本連合青年団が組織され、第1回大会が日本青年館で開催され、「一 我らは純真なり 青年の友情と愛郷の精神により団結す 二 我らは若し 心身を修練し、勤労を楽しみ、自主創造の人たるを期す 三 我等は希望に燃ゆ 清新の意気以て愛と正義の為に奮闘す 四 我等は国家を愛す 忠孝の本義を体し、献身奉公国運の進展に盡す 五 我等の心は広し 人道の大義に則り世界の平和と人類の協榮に努む<sup>(34)</sup>」べきであるとの青年団綱領が制定されている。また「青年団員修養に関する施設」によると「智的方面」、「徳育方面」、「公共事業」、「産業方面」、「体育方面」、「娯楽方面」に関する活動内容が示されている。そのなかの「体育方面」を見てみると、運動会、遠足、登山、撃剣、柔道、相撲、庭球、水泳、体操、スキー、耐暑耐寒練習、早起会、軍事訓練、体育講習会、武道会、体育研究会、体格検査、弓術、其他となっている。これらの活動について青年団の育成と推進に中心的役割を果たした田沢義鋪（よしはる）は、「娯楽即修養」、「修養即娯楽」という観点を力説し、こう述べている<sup>(35)</sup>。

「青年団の中心的標的は修養即娯楽、娯楽即修養と云う点にあつてほしい。健全な娯楽、楽しい修養である。娯楽の問題を考えるにしても、その娯楽が積極的の弊害がなければいいやうなもの、出来るならば、何等かの方面に於て修養に役立つ娯楽であつてほしい。（中略）少し例を挙げて見れば、先年来、大日本連合青年団では信州のアルプスなどを舞台にして登山講習会を開いているが、登山に當つて専門の人を頼んで高山食物の話をしてもらうとか、又登山専門家の直接の指導を受けることになっている。高山動物の習性などに就ても立派な研究の機会であるが、殊に団体登山の方法に対する訓練に至つては、青年団の修養方法として実に偉大なる効果をもたらすことを実験した。

（中略）運動競技にした処で青年にとっては勿論愉快的な娯楽である。併しその全力を盡す意気、敗れて恨まず、勝ちて驕らざる心境の修養、審判者の判定に絶対服従する雅量、或いは団体競技に於けるチーム・ワーク、かう云う点を考えて見ると、その修養訓練に資する点の非常に多いことを知ることが出来る。従つて指導者なり、幹部なり、青年団の当事者は運動競技に當つて、この修養訓練の意義を充分に察知して、其の取扱ひ方に周到な注意を払はなければならぬ。敗れたくやしさに文句をつけたり、祝勝会で酔っぱらったりするやうなことでは、青年団の運動競技としては落第と云はなければならぬ。登山や運動競技ばかりぢやない。一切のことがこの気持ちで行はなければならぬ。青年団の読書会などは勿論修業の行事であるが、少し頭のある青年にとっては、冬の夜長に団炉りを囲んでの読書会を開くことは、此上もない精神的娯楽に相違ない。従つて中堅青年の講習なども一面には厳肅な静座、遙拜、朗唱等の行事であるが、同時に音楽があり、遊戯があり、体操があつて、修養と娯楽が講習会を通じて渾然と調和せれるやうにありたいと思ふ<sup>(36)</sup>。」

青年団による体育運動とその他の体育団体との組織的構図は、（資料-3）のようになっているが、そのイデオロギー的背景には、例えば文部省体育官岩原 拓が「体育運動はそれ自体が青年のものである、青年の血と肉との中に巣喰うものであるといつても過言ではないと信ずる」が、「現在の各種の体育運動が、青年団の中に飛び込んでいくことを悦ばぬものなのである。何故ならば、現在行はれている体育運動は余りにも濃厚に都会的色彩に染まり過ぎている。また余りに都会的風味を持っている。従つて動もすれば農村の純朴なる色調を害し、質実なる風習を損することを恐れるのである。故に現在行はれている各種の体育運動が、もっと我国農村の色調に同化し、我国農村の風習

資料一 3



に合うやうになって、自然に何の無理もなく、(中略)少なくとも勤勞生活に親しんでいる農村青年の生活を少しも破壊することなしに、体育が農村青年の生活のなかに取入れられて行く日の決して遠くないことを、予言し得られる<sup>(37)</sup>と述べているように、絶えず農本主義がつきまとっている。

こうした青年団の動向は、「天皇制絶対主義の政治体制およびイデオロギーが、資本主義の進展によって破綻しようとした危機の克服の手段としてうちだされた<sup>(38)</sup>」ことを意味しており、以後大正デモクラシーから天皇制ファシズムに至るまで「天皇制の行政的・思想的基礎としての地方公共団体の強化のために教化団体が組織せられ、内務行政と表裏一体となって体制イデオロギーが日常的に流布・浸透され、一方反ないし非体制的と目される諸イデオロギー・組織の発生と成長を阻止する<sup>(39)</sup>」中心的組織として機能することになる。そしてこの団員は昭和6年には268万人に達し、アジア・太平洋戦争勃発の昭和16年には1500万人にも達しており、会合に当たっては「一、大御心を奉戴し、心をあわせて奉公の誠をつくし、天壤無窮の皇運を付翼し奉らん。一、肇国の精神に基き、正気の気をあつめて確固不拔の志操を養ひ、力をあわせて大東亜の興隆に邁進せん。一、身心一体の鍛練を積み、共励切磋して進取創造の力量を大にし、挺身各々其職分を努めん<sup>(40)</sup>」との「大日本青少年団綱領」を唱和したのである。この青年団は、その他の皇国主義団体である在郷軍人会、愛国婦人会のほか、大日本連合婦人会、大日本国防婦人会等とともに神宮大会を組織的に支え、あらゆる階層の国民を動員する役割を担うことになる。

また少年団は、大正3年2月9日に小柴博によって東京で初めて組織された。小柴はもともと子供の社会教育を手がけ、東京の各所で「コドモ通俗教育幼年会」や「少年臨海団」などを組織していたが、第1次大戦をきっかけに前陸軍幼年学校長伊崎良熙少将の援助のもとに同年の12月に九段

偕行社に109人の少年を集めて入団式を行っている。式には高島平三郎、久留島武彦等が出席し、軍人勅諭と教育勅語が唱われるとともに、団長には伊崎が就任している。少年団の結団式以後東京のみならず地方からの支部結成の申し込みが殺到し、「東京連合少年団」が組織され、翌年の同4年には団旗や徽章、団杖、制服等が決められている。こうして生まれた少年団は当然青年団の下部組織としての意味あいをもち、神宮大会のマス・ゲームや体操祭等とのかかわりをおして学校における天皇制イデオロギー教育を補完していくことになる。

## 2. 帝国在郷軍人会と愛国婦人会の性格と機能

陸軍大臣を会長とする帝国在郷軍人会は、寺内正毅、田中義一等の努力によって明治43年11月に設立され、昭和11年に法制化されることによって日本軍国主義を推進する軍直属の中心的な組織となったが、設立の目的は言うまでもなくいわゆる「思想善導」対策であり、さらには軍隊と国民を結びつけ、「兵営生活の家庭化」(田中義一)を実現することであり、そうした目的を実現するために青年団と統合し、「良兵良民」を得ることであった。大正7年には会員250万人を数え、毎年30万人が加盟している。なかでも陸軍予備将校は、帝国在郷軍人会規則第七条「本会ハ軍人ニ賜リタル勅諭ノ精神ヲ奉戴シ、在郷軍人ノ品位ヲ進メ、親睦ヲ醇ハシ、相互扶助シ、軍人精神ヲ新作シ、体軀ヲ練リ、軍事知識ヲ増進スルヲ目的トス」との規定を受けて、町村単位の在郷軍人分会長か、もしくはそれに相当する地位に就き、下士出身の在郷軍人にいわゆる軍人精神を叩き込む指導的役割を演じている。「良兵良民は本来軍隊の道徳思想と国民一般の道徳思想とが同心的に一致するものと前提している<sup>(41)</sup>。」だが、それには大きな制約が存在した。つまり「在郷軍人の階級秩序と社会的序列とはしばしば一致しない。この乖離は在郷軍人の秩序が社会秩序と異質であることを示し、満州事変以後、在郷軍人会が軍隊と共に資本制社会秩序を批判・攻撃するに至る契機を作り出している。

この場合、青年団が自治を叫んで天皇制と直結したように、在郷軍人は資本制社会秩序を批判することによって、天皇の在郷軍人たる性格を強化する<sup>(42)</sup>」ことが出来たのである。以後、対支侵略、シベリア出兵などの軍部の台頭によって、次第にその発言権を強化することになる。

一方、奥村五百子によって明治34年に組織された愛国婦人会は、具体的には義和団事件(北清事変)を契機にしている。奥村は、この義和団事件に対し北清派遣日本軍に慰問使を送ることを考え、公爵で貴族院議長の近衛篤磨、小松宮の援助により東本願寺連枝大谷活信を正使とする一行を派遣している。奥村は自らも一行に加わり、明治33年10月に天津に到着し、戦禍の惨状を眼にし、朝鮮の仁川、釜山で軍人遺族の後援事業の必要を説いている。これがきっかけとなって釜山に日本婦人会が結成され、募金活動が行われている。帰国後、奥村は旧藩主小笠原長生子爵、近衛とともに軍人遺族救護の運動を起こすことをはかり、小松宮夫妻、閑院宮妃等の賛同をえ、明治34年2月24日に麴町の礼法講習会で愛国婦人会の発起人会が開かれ、近衛が設立趣旨を述べ、その結果当日に趣意書の決議、諸規則、常務委員が決定されている。

常務委員には一条悦子、近衛貞子、島津田鶴子、大山捨松子、谷くま子、伊集院繁子、下田歌子等が任命され、事務所は礼法講習所内に置かれた。この発起人会には、そのほか二条公、岡部子、東本願寺新法主等も参加し、こうしていわゆる上流婦人によって愛国婦人会が創設されており、その趣意書は、こう述べている。

「(前略)畏き吾が皇国の御盾となる軍人たち戦場に臨みて或ひは弾丸に碎かれ、或ひは瘴気に斃るゝに当り、是の国民として其功に報ゆるには自づから種々の方法あるべしと雖も生計困難なる遺族の救助こそ最も先にすべきものならぬ、抑も我が帝国に征清の役あり、去夏復た兵を北清にだしゝに

忠勇義烈の軍人は命を鴻毛の軽きに比して、雨なす弾丸の下に身を抛ち剣なす水の床に夜を守り、名誉の戦死を遂げ、不起の病に罹り、異域の鬼となれる者果たしてそれいくばくぞ、公けにも深くこれを憫みおぼしてつぶさに救護の道を尽くさせた給へり、然れども救ひの手には限りありて、救はれ人は数限りなし……之を救ふの方法将たいかにすべき博愛に富み、慈善を体せる巾幗社かの力を協せて以て是等の遺族を賑恤するにしく者なからん……爰に愛国婦人会なるものを設立し、普く有志の諸媛を糾合せんとするに当り、畏くも各妃殿下の聞し召す所となりて、漸次御賛同の光栄を給はんとす、希くは世の秀だち吾等が微愛を賢衷ありて賛成助力せられんことを切望して止まざる所になん<sup>(43)</sup>。」

そして同月の27日に3月2日の愛国婦人会会員奨励会への招待状950通を送付し、当日九段坂上の偕行社に160名が参集している。その後同年7月に地方官会議に出席中の各道府県知事を華族会館に招き、内海内務大臣が愛国婦人会の拡張を依頼し、また9月にも日本体育会が招待した各道府県警察部長会議に奥村等が出席して入会勧誘を依頼し、さらに12月には内務大臣が各道府県知事に愛国婦人会に対する地方官の援助を求める通牒を発している。奥村は、同会を全国的組織へと拡大するために仏教団体、慈善団体、寺院、女学校、女子師範学校、高等小学校、軍隊等を中心に全国を遊説し、支持を求めている。こうして明治35年1月の評議会で軍人遺族に対して救護金226円80銭が贈与され、3月には機関誌『愛国婦人』が創刊された。この創刊に際して会長岩倉公夫人は「希くは、この新聞によりて我会の趣旨をなほ広く世に知らしめ、ますます愛国尚武の精神と勤儉質素の美風とを世の母儀たり主婦たる人々に啓沃し、懦弱奢靡の弊習を一掃し、其が家庭に生ひたつ児童をして、健全有意の良国民たらしむるの資<sup>(44)</sup>」にしたいと述べている。明治36年3月には関院宮妃を総裁に、東伏見妃等皇族妃を名誉会員に推すとともに、下詔金、恩賞金を財源とし、次第に同会の組織的拡充がはかられていった。明治37年の日露戦争には満州への軍隊、軍病院への慰問のほか、出征軍人の餽送迎、恤兵品の寄贈、各地での講演を活発に行い、組織の拡大を行った。その結果明治39年新宿御苑で開かれた総会には皇后が行幸する一方、会員は全国で46万人、明治40年には70万人を数え、以後毎年2～3万の入会者があったという。そして昭和17年には450万人を擁し、大日本連合婦人会(1400万人)、大日本国防婦人会(850万人)等の20数団体とともに、軍の命令により「大日本婦人会」に統括されることになる。

## 5. 大正期における体育・スポーツ状況

### 1. 文化産業と大衆のスポーツの成立

ところで大正の後期になって全国的な体育・スポーツ大会が可能になったのは、何故なのか、その点について若干ふれておきたい。

明治初期に移入された欧米の近代スポーツは、主として少数の高等教育機関(大学、高等・専門学校、高等師範学校等)を中心に富裕階級の独占的な余暇活動として出発した。そこには大衆不在のスポーツという色彩が濃厚である。明治44年にようやく大日本体育協会が設立され、同年11月には第5回国際オリンピック大会(ストックホルム)予選競技会が羽田で行われているが、その参加資格は「学生たり、紳士に恥じざるもの」と規定され、大衆、殊に労働者を排除している。また大正10年3月の大日本体育協会規定によれば、競技者を「普通競技者」、「競技指導者」、「準職業競技者」、「職業競技者」に区分し、「準競技者」に関しては「特ニ本会ニ於テ認定シタル場合ニ限りテヲ許す」という、極めて悪質な差別的条項を規定している<sup>(45)</sup>。こうした身分差別的なスポーツ状況に対して、スポーツもしくは体育の民衆化(大衆化)を促したのは、第一には大正デモクラシーの影

響による民主的諸権利の獲得、国民生活擁護の運動を背景に、生産力の発展と都市化現象の拡大に伴うホワイトカラー（新中間層）の台頭、そして大衆スポーツ文化状況の成立である。第二は、交通機関の発達とマス・メディア、殊に新聞、ラジオ、ジャーナリズムの登場も無視できない。そして第三には、大衆操作の手段として国家が体育・スポーツに注目するようになったことである。

第一については、当時中間階級層が全国民に対してどの程度の割合を占めたか、統計的に明らかにすることは困難であるが、日露戦争前の明治36年には全世界帯数に占める比率は3.8%であったものが、世界大戦後の大正6年から7年にかけて約5~6.5%、ほぼ150万人前後を占めたとされている<sup>(46)</sup>。

これら新中間層の増加は、生活意識やレジャー活動に変化を与えずにはおかない。例えば大阪府社会部調査課が、大正10年に市民を対象に実施した余暇生活調査の報告『余暇生活の研究』（大正12年2月）と昭和に入っているが、『大阪市労働年報』（昭和3年8月）がある<sup>(47)</sup>。前者の調査のスポーツ行事だけを拾いあげてみると、同年に開催された市内各新聞社主催・後援のスポーツ行事だけでも48大会、日数にして185日にも上っており、参加者数は12,124名、観覧入場者数1,618,818名にも達している。また市民による「日曜祭日其他ノ休日」のスポーツ活動、もしくは野外活動としては、小学児童（男児）の場合は遊戯、野球、登山、遠足、海水浴、水泳、魚釣り、旅行、散歩、女児では遠足、海水浴、水泳、旅行、散歩、さらに女学校生徒では遊戯、登山、遠足、海水浴、水泳、旅行、散歩等が挙げられており、一方20歳以上30歳未満の工場労働者（男）では、野球、庭球、登山、遠足、海水浴、競技、散歩。15歳以上20歳未満の女子労働者については海水浴、遠足、散歩等となっ

資料一 4 職工余暇利用状況其の1（平日昼一春期）

利 用 種 類	実 数					比 例					
	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50歳以上	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50歳以上	
興 行 物	活動写真	1	1	1	—	—	1.2	0.2	0.3	—	—
	芝居	—	1	—	—	—	1.2	0.4	0.2	—	—
	寄席	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
散 歩、遠 足、旅 行	ス ポー ツ	11	56	35	34	11	13.7	12.1	9.9	13.7	13.1
	釣 魚、狩 猟	10	49	10	5	—	27.4	10.6	2.8	16.1	—
	季 節 的 行 事	—	—	1	—	—	—	23.6	0.3	—	13.1
新 聞 雑 誌 読 書	勉 学	39	165	126	74	30	48.8	35.6	35.7	29.8	35.7
	休 養	2	20	2	2	1	55.1	2.5	43.8	4.3	43.1
	養 育	3	18	24	13	7	3.8	3.9	6.8	5.3	8.3
園 芸、飼 養	義 太 夫、謡 曲、理 髪	—	3	8	8	1	—	0.6	2.3	3.2	1.2
	囲 碁、将 棋、カ ル タ	—	5	3	—	—	2.8	1.1	4.5	0.8	3.2
	ト ラ ン プ	—	5	5	—	—	—	1.1	1.4	—	—
社 交 的 娯 楽	6	48	23	15	6	7.5	10.3	6.5	6.1	7.1	
其 他 ノ 娯 楽	4	14	2	3	3	5.0	3.0	0.6	1.2	3.6	
家 事 手 伝、家 事 雑 用	3	75	109	93	25	3.8	16.1	30.9	37.5	29.8	
計	80	464	353	248	84	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

備考 「散歩、遠足、旅行」には神仏参詣をも含めり。

「季節的行事」とは花見、月見、紅葉狩等を云う。

「社交的娯楽」とは訪問、接客、談話、会合等を云う。

「其他の娯楽」中には写真、洋楽、作歌、作句並びに飲酒等をも含む。

ている(資料-4, 5参照)。権田は、これらの調査結果についてスポーツが「近年殊に著しい新興娯楽として労働者の生活に入り込み、その為の設備や団体が労働者の間に生じているのに接し得る<sup>(48)</sup>」と指摘するとともに、「流石に戸外的娯楽の天地であって、散歩、遠足、旅行に、スポーツに、其他の行楽に一日を暮らすものが多い<sup>(49)</sup>」と書いている。また後者の調査では、(資料-6, 7)のようになっている。さらに権田は、大正初期の「都会娯楽の種類及び其の愛好順位に於ける府県数」を調査しているが(資料-8参照)、その結果について依然として興行物が高い値を示してはいるものの、「其の駿足の進展を為したるスポーツ愛好が、今日に於てはスポーツをして都会娯楽としての相当重要な地位を占めしむるに至ったであろうとも推し得らるるのである<sup>(50)</sup>」と注釈を加えている。

これらの調査は、体育・スポーツ活動が次第に大衆娯楽として市民生活に浸透しつつあることを示していると言えよう。また同4年には全国中等野球大会が朝日新聞によって主催され、同13年に新設された甲子園での大会には5万人の観客が押し寄せている。さらには大正後期は、「スポーツ」という用語が定着していく時代でもあり、雑誌「スポーツ」(竜洋社)、同「スポーツマン」(中央運動社 以上大正8年)、週刊誌「アサヒ・スポーツ」(同12年)等のスポーツ・ジャーナリズムの登場や「スポーツマンの精神」(八島鐘二)、「趣味のスポーツ」(寺田 英)、「スポーツ・パンフレット」(朝香屋 以上大正13年)、「最新スポーツ全集」(日本スポーツ協会 同14年)、「スポーツ・マッサージ」(出口林次郎 同15年)等のスポーツ書も出版されていることから理解される。また下津屋俊夫が「震災の惨状眼もあてられない帝都はすべての意味に於てくつがえされた。吾が競技会に於ける状況も一時悲観的に観られた感があったが。ところが震災そのものによって、復興第一は先づ身体からだといふ強い自覚をすべての人に一層深めさせたため、衰へるところか益々盛んな傾向を表はし、震災一ヶ月たゝぬ内から各種の競技会は続々と行はれた<sup>(51)</sup>」と述べているように、大震災直後には早くも種々の大会が開催されている様子が推察されるが、この現象は都市の市民層や

資料-5 職工余暇利用状況其の2 (平日夜-春期)

利 用 種 類	実 数					比 例					
	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上	
興 行 物	活動写真	4	6	3	4	—	3.0	0.8	0.5	0.8	—
	芝居席	2	3	3	3	—	4.5	1.5	0.4	1.5	0.5
	寄席	—	2	3	2	1	—	—	0.3	0.5	0.6
散 歩、遠 足、旅 行	ス ポ ー ツ	11	98	54	74	30	8.2	13.1	8.8	13.8	19.6
	釣 魚、狩 猟	3	14	6	3	—	2.2	1.9	1.0	0.5	—
	季 節 的 的 行 事	—	1	1	2	—	11.1	—	15.2	10.0	14.9
新 聞 雑 誌 読 書	勉 学	65	361	324	198	59	48.1	48.4	52.7	36.9	38.6
	休 養	27	37	9	22	—	75.5	20.0	4.9	58.6	1.5
	休 養	10	17	27	27	18	7.4	2.3	4.4	46.0	4.1
園 芸、飼 養	義 太 夫、謡 曲、琵琶	—	2	1	1	—	—	0.3	0.1	0.2	—
	囲 碁、将 棋、カ ル タ	—	5	3	—	—	0.7	—	3.6	0.7	—
	ト ラ ン	1	19	13	9	—	0.7	2.6	2.7	2.1	1.7
社 交 的 娯 楽	4	57	34	53	13	3.0	6.9	5.5	9.9	8.5	
其 他 ノ 娯 楽	3	37	10	16	6	2.2	4.9	1.6	3.0	3.9	
家 事 手 伝、家 事 雑 用	4	86	123	121	26	3.0	12.3	20.0	22.6	17.0	
計	135	746	615	536	153	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料一 6 職工余暇利用状況其の 3 (休日祭日-春期)

利 用 種 類	実 数					比 例					
	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50歳以上	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50歳以上	
興 行 物 {	活動写真	13	64	33	16	6	10.0	7.3	4.6	2.9	3.9
	芝居	4	45	28	14	2	14.6	3.1	13.4	5.2	9.5
	寄席	2	8	7	6	4	1.5	0.9	3.9	6.6	7.8
散 歩, 遠 足, 旅 行 ス ポー ツ 釣 魚, 狩 猟 季 節 的 的 行 事		41	339	287	200	62	31.5	38.8	39.7	36.6	40.3
		18	54	8	11	1	13.9	6.2	1.1	2.0	0.7
		1	8	17	17	3	50.1	0.9	46.5	42.5	44.2
		5	65	25	10	2	0.8	7.5	2.3	3.1	1.9
新 聞 雑 誌 読 書 勉 学 休 養		15	68	35	24	7	11.5	7.8	4.8	4.4	4.5
		2	4	4	2	—	22.2	1.5	10.0	0.5	7.3
		12	15	14	22	6	9.2	1.7	1.9	8.8	8.4
園 芸, 飼 養 義 太 夫, 謡 曲, 琵琶 囲 碁, 将 棋, カル ト ラ ン プ		1	8	3	7	1	0.8	0.9	0.4	1.3	0.7
		—	4	3	—	—	0.8	2.7	0.5	2.9	0.7
		—	12	13	7	—	—	1.3	1.8	2.6	1.3
社 交 的 娛 楽	3	36	36	33	11	2.3	4.1	5.0	6.0	7.1	
其 他 ノ 娛 楽	—	27	20	10	4	—	3.1	2.8	1.8	2.6	
家 事 手 伝, 家 事 雑 用	13	116	188	168	45	10.0	13.3	26.0	30.7	29.2	
計	130	873	723	547	154	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料一 7 職工余暇利用状況其の 4

利 用 種 類	実 数		比 例		
	平 日	休 日	平 日	休 日	
興 行 物 {	活 動 写 真	15	168	1.7	17.0
	芝 居	3	23	2.8	20.9
	寄 席	7	16	0.8	1.6
散 歩, 遠 足, 旅 行 ス ポー ツ 釣 魚, 狩 猟 季 節 的 的 行 事		113	185	12.6	18.7
		11	47	1.2	4.8
		1	16	13.9	25.0
		—	—	0.1	1.6
新 聞 雑 誌 読 書 勉 学 休 養		303	86	33.7	8.7
		22	16	48.2	18.7
		109	83	2.4	1.6
園 芸, 飼 養 義 太 夫, 謡 曲, 琵琶 囲 碁, 将 棋, カル ト ラ ン プ		31	21	3.4	2.1
		6	4	7.9	5.0
		34	25	0.7	0.4
社 交 的 娛 楽	1	37	0.1	3.8	
其 他 ノ 娛 楽	36	37	4.0	3.8	
家 事 手 伝, 家 事 雑 用	182	203	20.2	20.5	
余 暇, 休 日 ナ シ	26	22	2.9	2.2	
計	900	989	100.0	100.0	

## 資料一 8 都会娯楽の種類及び其の愛好順位に於ける府県数

娯楽種類	愛好順位					計	百分比
	首位	次位	三位	四位	五位		
興行物	46	41	39	19	9	154	77.4
室内遊戯	—	2	4	10	7	23	11.6
遊芸	1	2	2	5	4	14	7.0
戸外遊戯スポーツ	—	2	1	1	1	5	2.5
散策	—	—	—	2	1	3	1.5
計	47	47	46	37	22	199	100.0
各順位百中興行物ノ占ムル数	97.9	87.1	84.8	51.4	40.9	77.4	

競技者のみならず、その翌年には児童を対象とした全国や県レベルのスポーツ・体育大会も実施されるようになってきている。例えば大正13年4月27日に東京高師グラウンドで満9歳から15歳までの「全日本年齢別少年競技大会」が全日本体育指導者連盟の主催によって開催されている。その種目は50米、100米、200米、300米、400米、200米リレー、400米リレー、走幅跳、走高跳、砲丸投げ、バスケットボール投で、一人三種目までに制限している<sup>(52)</sup>。さらに大正13年4月20日には、静岡で静岡新報社主催による県レベルの「児童体育大会」が静岡師範学校運動場で実施されている。この大会は明治45年生まれの男女児童を参加資格とし、一人一種目に限定している。種目は陸上競技(男女50米、100米、男子200米、男子880米リレー、女子440米リレー、男子ハードル、男子走幅跳、男子走高跳、男女三段跳)を中心にバスケットボール投げ等が行われ、観衆は、出場校の応援団を含め2万3千人であったという<sup>(53)</sup>。また大正14年に文部大臣官房学校衛生課(昭和3年に体育課となる)が、「社会体育団体に関する調査」を行っているが、同年4月末日現在で全国の社会体育団体は172団体、そのうち府県単位のもの23団体、郡単位のもの105団体、市単位のもの44団体が組織されている<sup>(54)</sup>(資料一9を参照)。大正後期におけるこうした大衆化の動向は、昭和初期には不況を背景にしながらかのように様相を呈するようになる。

「スポーツの勃興とその急速な発展は近頃の時代相を幾分明るくした様だと云ふ人がある。全くだ、たしかに近代人の生活とスポーツが自然に結びついてきた様に思ふ。世間は挙げて不景気のどん底に沈み切っている中にも一脉の光を投げているものはスポーツの世界だけだ。あの都市対抗野球戦の人気はどうだ。全国中学校野球大会の景気はどうだ。水上選手権当日の神宮外苑に集ふものゝ明るい朗らかな足どりはどうだ。そして一方では、スポーツ選手に失業なしと言われ、スポーツを語る程の人でなければ社交上の資格なしと迄言われる時代であれば、猫も杓子とスポーツに関心をもたざるを得なくなる。然し一九三〇年だ。もうそろそろかうした時代が到来してもよい頃だと思ふ。(中略) 明治神宮外苑や甲子園に試合の行はれる日前夜から押しかけて入場を争ふ野球ファンの驚くべき熱心さや、五円、十円のプレミア付切符が遅れては入らない事実をどう観る。試合開始の時刻にはありとあらゆる都下のラジオ屋の店頭は身動きもならぬ蟻野ごとき人だかり、それはおそらく全国各地でも同様であらうが、一語も聞きもらすまいと中継放送に緊張しきった顔が並んでいるのを見ると、現在人の神経が皆野球の為に働いている様だ。正にこれ野球狂時代でなくてなんでしょう。(中略)そして最近では軟式野球が著しい発展振りを示しているのも民衆野球の普及上うれしい傾向である。試みに日曜日の郊外を散歩して見給へ、大抵の原っぱ矢空き地と云ふ空き地はこれらのベースボールマンで満たされていると言ってよからう。(中略)今や東西全市、隣接町村は勿論全国如何なる土地でも老若貴賤の別なく野球熱にうかされている。チームの数を挙げたら、恐らく驚くべき数字を示すだらう。さらに野球ファンの数は全国を通じておそらく数百万と云う数に上る



資料一 9 社会体育団体数調査表

道県府	府県単位	郡単位	市単位	計	備考
北海道	—	—	3	3	
東京都	1	2	1	4	
大阪府	—	1	—	1	
神奈川県	—	—	4	4	
兵庫県	—	5	1	6	
長崎県	—	5	1	6	
新潟県	○1	6	2	8	○は設立計画中
埼玉県	1	2	—	3	
群馬県	—	1	—	1	
千葉県	—	1	—	1	
茨城県	—	—	—	0	
栃木県	—	2	—	2	
奈良県	—	1	1	2	
三重県	—	3	3	6	
愛知県	—	3	6	9	
静岡県	—	2	—	2	
山梨県	—	6	1	7	
滋賀県	1	6	1	8	
岐阜県	—	1	4	5	
長野県	—	—	2	2	
宮城県	1	—	—	1	
福島県	1	—	—	1	
岩手県	3	—	—	3	
青森県	1	—	—	1	
山形県	—	—	—	0	
秋田県	1	—	—	1	
福井県	1	4	—	5	
石川県	△1	—	—	1	△は石川体育協會
富山県	1	—	—	1	
鳥取県	○1	7	1	9	○は設立計画中
島根県	△1	3	1	5	△は島根県体育協會
岡山県	1	4	2	7	
広島県	—	4	2	6	
山口県	—	—	1	1	
和歌山県	—	—	—	—	未報告
徳島県	—	1	—	1	
香川県	1	△2	—	—	△は木田那青年体育協會
愛媛県	1	3	1	5	
高知県	1	—	1	2	
福岡県	—	○2	3	5	○は設立計画中
大分県	—	—	1	0	
佐賀県	1	4	—	5	
熊本県	—	3	2	5	
宮崎県	1	3	—	4	
鹿児島県	—	5	—	5	
沖縄県	1	—	—	1	
合計	23	105	44	172	

- 備考 1. 本調査は大正14年4月末日現在に拠る  
 2. 本表中△は「法人」を示し文部省に於て許可したものとす  
 3. 本表中には調査の際設立計画中にあるものも計上す  
 4. 本調査は府県、郡、市を単位とする社会体育団体につき調査したるものにして例へば某県体育協會、某郡協會、某市体育向上會等某名稱は區々なるも府県郡市の區劃に於て某体育の向上を図る体育団体なり

であらう<sup>(55)</sup>。」

こうした傾向は、学生の余暇状況からも裏付けられる。学生の余暇に関する調査には昭和10年代前後しかなく、大正後期のスポーツ状況を示す資料としては適切さを欠いているが、「昭和七年度学生学園生活統計 神戸商業大学学生調査」、「昭和八年十月現在大阪帝国大学学生生活調査報告」、「昭和九年十一月現在東京帝国大学学生生活調査報告」等があるが、例えば東京帝大の調査の「勉強・スポーツ・睡眠時間の割合」は勉強3.8時間、スポーツ1.0時間、睡眠時間7.7時間となっている。

また権田の3大学の学生の「娯楽種別の占むる割合」によると、「散歩、旅行、スポーツの類」が最も大きな割合を占めている(資料一10参照)。さらに学生の「趣味娯楽団体数」(昭和10年)は(資料一11)のようであるが、校友会では、男女とも圧倒的にスポーツが群を抜いている<sup>(56)</sup>。

これら大衆的スポーツの動向は、震災以後の大衆の経済や社会不安の裏返しでもあったが、むしろ権田が言うように、「民衆は大震災という社会的大悲劇に面接して、先ず『娯楽なき』一週間を体験し、次いで『娯楽を憚る』二週間を経験し、更に『娯楽を熱望する』二週間を経て玄米配給の如き『娯楽の配給を受けたる四週間を過ぎて、遂に自らの発動による『娯楽享楽』の状態に到達したのである。(中略)民衆は先ず嘗て経験したことのない人生の実験」をなした。而してその到底堪え忍び得ぬものであることを体験し、従つて娯楽が人生に対して有する真の意義を意識し得た<sup>(57)</sup>」結果でもあった。第二の交通機関の発達とマス・メディアに関しては、鉄道については特に私鉄(西武、東急、京阪神急行等)の鉄道資本による観光開発(遊園地、住宅地、グラウンド、温泉、室内プール等)の着手である。こうした現象を権田は、先の大阪市の余暇調査に引き寄せて「最近に於ける大都市近郊の交通機関の発達と、従つて各交通営業所の遊山、旅行に対する線では労働者の間に此の方面(遊山、散策、旅行等 筆者註)に対する趣味を甚だしく刺激し、それが享楽の機会を多からしめている<sup>(58)</sup>」と指摘している。一方、

## 資料-10 各調査中各娯楽種別の占むる割合(%)

娯楽種別	A	B	C	計
1. 映画, 演劇の類	19.2	25.4	13.2	19.3
2. 音楽, レコード, ラジオの類	13.8	19.7	21.8	18.4
3. 囲碁, 将棋, 麻雀の類	20.6	12.6	12.6	15.3
4. 散歩, 旅行, スポーツの類	24.1	21.8	22.7	22.9
5. 文学, 芸術の類	8.8	10.0	18.8	12.5
6. 写真, 絵画の類	9.0	8.7	6.2	8.0
7. 採集, 猟書の類	0.9	0.2	0.3	0.5
8. 園芸, 養畜の類	0.7	1.0	0.9	0.9
9. 生花, 茶道の類	0.9	0.2	1.1	0.7
10. 学 術 研 究	0.3	0.4	1.7	0.8
11. 談 話	0.9	—	—	0.3
12. 其 他	0.9	—	0.7	0.5

(註)娯楽種別は前2頁所載の娯楽別に拠る。

## 資料-11 種別より見たる女子学校に於ける校友会の部数 (註4)

部 種 別	実 数	比 例
運動競技に関するもの	46	25.1
音楽舞踊その他の趣味娯楽に関するもの	30	16.4
学術語学研究等に関するもの	15	8.2
講演に関するもの	9	4.9
新聞雑誌図書に関するもの	23	12.6
文芸学芸に関するもの	29	15.8
修養に関するもの	6	3.3
そ の 他	25	13.7
計	183	100.0

## 学校別及種別より見たる男子学校に於ける校友会の部数 (註3)

	実 数				比 例			
	大 学	高 校	専 門	計	大 学	高 校	専 門	計
運動競技に関するもの	545	415	810	1,770	69.3	73.9	70.9	71.1
音楽美術劇等に関するもの	49	32	86	167	6.2	5.7	7.5	6.7
学術語学研究等に関するもの	68	23	56	147	8.6	4.1	5.0	5.9
講演に関するもの	32	34	68	134	4.1	6.0	5.9	5.4
新聞雑誌図書等に関するもの	31	29	55	115	4.0	5.2	4.8	4.6
文芸学芸文化事業に関するもの	31	129	55	115	4.0	5.2	4.8	4.6
そ の 他	38	8	23	69	4.8	1.4	2.0	2.7
計	787	562	1,142	2,491	100.0	100.0	100.0	100.0

新聞は明治後半には次第に商業化していくが、大震災以後には急速にその性格を強めていった。そして毎日、朝日の2大新聞が発行され、「治安維持法による正論の取締の強化は、コマーシャルリズムとセンセーションリズムへの転換に拍車をかけた<sup>(59)</sup>」が、前述のように新聞社主催もしくは後援による各種のスポーツ大会が開催されるようになっていく。またラジオは、大正14年7月に東京と名古屋の放送局が開局し、同年の放送開始の段階では3,500台であったラジオは、大正15年に3局統合

によって35万台となり、昭和4年に65万台、同8年には170万台に上り、昭和2年に野球、水泳の実況放送が開始され、中谷が言うような大衆スポーツ状況を成立させる大きな条件になっている。

## 2. 国家政策としての大衆スポーツ政策の登場

これらの事実、大正後期に「体育の民衆化」論を成立させる客観的基盤になる一方、支配層は、大衆文化のアンダーキーな状況に対する不安から無視することは出来ず、軍事的＝経済的マン・パワー（兵力、労働力）の開発、そして「思想善導」に名を借りた天皇制ナショナリズムを浸透させるためにも、国家政策の一つの領域として組み込む必要を意識させるとともに、大衆文化やマス・メディアを媒介にした大衆支配政策を積極的に繰り広げることになる。そうした政策的視点は、既に大正中期の臨時教育会議の「兵式体操ニ関スル建議」や「通俗教育ニ関スル答申」（同7年）、さらには「民力涵養」政策（同8年）によって具体化されている。

つまり上述のように大衆化しつつあるレジャーとマスメディアを積極的に利用し、「各種学校ト地方公共団体、青年団、在郷軍人会等ト連絡協力」（「通俗教育ニ関スル答申」）して「不平等、不利益を超階級的アイデンティティという体制の主張を支持する方向へと転換<sup>(60)</sup>」させることであり、中央のみならず、地方や県を包み込む全国ネットワークの確立をとおして国家的イベントへの参加を強要し、天皇制ナショナル・アイデンティティとファシズム体制の大衆的基盤を形成することであった。例えば震災後の大正13年1月から2月にかけて秩父宮、賀陽宮の臨席のもとに全国体育指導者講習会を開催するとともに、同年5月12日に日本体育連盟が組織されているが、この組織は、民衆体育やスポーツを吸い上げ、第1次世界大戦後における潜在的兵力の確保と後進的ナショナリズムの扇動を目的とするものであり、それはやがて、その頂点としての神宮大会の土台を支える下部組織ともなっていく。同連盟の趣意書はこう述べている。

「近時内外の情勢に鑑るに国民体育の効果を十分に發揮して、普く国民の体力を向上し、輕兆柔弱の風を去り、敢為の氣象を振作して更に国民精神を興張し、以て挙国一致国力発展の基礎を鞏固ならしむるは実に刻下の急務である。近時我国体育の趨勢を見るに、体育尊重の風の勃興し来れるは、国家将来の為慶賀すべきことであります。然りと雖優秀選手の輩出を希ふの余り、動もすれば国民全般の普遍的体育に努力すること薄く、或は技術の巧拙又勝敗の興味に捉れて国民体育の使命を忽諸にするなき能ず、（中略）抑も国民体育はその興廢の歴史に鑑み、具さに諸般の事情を考慮し、国家の大局より達観してその目的を定め、その発達を健全なさしめねばならぬことは周く諸者の認むるところであります。之を以て本連盟は現在世上に行はるゝ運動家の養成、競技会の開催、技術の修練等に努むるの外、更に進んで体育運動の国民的普及、不斷の実行的教育的なることを眼目とし、以て貧富、強弱、長幼、男女、各々その分に応じて適当に斯道を実行せしめ、国民体育の一斉的進歩を講ずるの必要を感じること甚だ切なるものがあります。されば吾等は茲に『普く』、『斷へず』、『正しく』を『モットー』として以上の趣旨を貫徹せんことを期するものなるも、此の如き重大なる問題は決して一部の団体、又は同行者の孤立的活動を以てしては、到底其の徹底を期することは能はざるを以て普く国内の同志に諮り、大連盟を組織し、衆多協力して拮据經營以て君国に報ぜんとするのであります。冀くは同感の士奮って賛成、参加あらむことを切望いたします<sup>(61)</sup>。」

この連盟には単に学校体育関係者のみならず、全国の「児童体育会」、「町体育倶楽部」、「村青年体育会」、「女子青年体育会」等の外、その規約第1条に「本連盟ハ日本全国並ニ植民地ニ於ケル体育団体ニシテ、本連盟ノ主旨ニ賛同スルモノヲ以テ組織シ、日本体育連盟ト称ス」としているように、侵略支配したアジア・太平洋地域における植民地の体育団体をもその傘下に収めようとしてい

る。また各体育会は、体育・スポーツ活動にのみ限定することなく、「思想問題、社会問題、精神修養ニ関スル講話」をも実施するとしている。また明治神宮体育大会創設を機に「体育デー」(大正13年11月)が実施されとともに、文部省直轄学校体育協議会が開催され、体育指導者と施設の問題が議論されている<sup>(62)</sup>。さらに文部大臣諮問機関である体育運動審議会は、大正15年に「社会体育ノ振興ニ関シ留意スヘキ事項」について答申し、そのなかで「体育運動実施ニ関スル事項」、「運動場其ノ他ノ設備ニ関スル事項」、「体育運動ノ普及ニ関スル事項」に言及している。また同年3月には「体育運動の振興に関する訓令」を通牒している。

通牒は、「近時の学校の内外を問はず、体育運動著しく勃興し、国民の間に漸く其の普及を見るに至れるは学校教育並社会教育上尙に慶ぶべきこととす。然るに之を各国の事例に徴し、我が国の実況に照らすときは将来尙一層其の改善と進歩とを促し、善く国民をして絶えず体育運動を合理的に実施せしめ、以て国民の精神的並身体的訓練を完うし、其の品性並身体を向上せしむるは極めて緊要のことたり、世上動もすれば体育運動を一部愛好者の専有に任せ、或は運動競技に於て徒に勝敗に促はれ、尙ぶべき運動精神を閉却するが如き弊なきにあらざるも、斯の如きは体育運動の目的に副はざるものにして健全なる国民体育の普及、発達上甚だ遺憾なること言はざるべからず」と述べ、「一 体育運動の指導に関する事項」、「二 運動選手及運動競技会に関する事項」、「三 体育運動団体に関する事項」について触れている<sup>(63)</sup>。これらの政策は、言うまでもなく臨時教育会議の「学校外ニオケル体育上ノ施設ヲ改善シ、其ノ普及ヲ図ル」こととする「通俗教育ニ関スル答申」の具体化にほかならず、学校体育から社会体育、ならびにスポーツを権力的に掌握し、神宮大会を頂点として勤労青年層、婦人層を体制内に取り込み、天皇制国家を補強する一大政策体系を形成することになる。そこには明治期とは異なる、いわゆる近代的な大衆文化やメディアを利用した「大衆操作」という視点が強く働いている。すなわち「その操作が、昭和期はもとより、大正末期以後テクノロジーの発達を基盤とするマス・メディアを手段として、大衆文化を媒介することによって心情的になされたこと(中略)、さらに操作主体(支配者)が、大正一〇年代になると、天皇や皇室をシンボルと考えそれを操作することによって世論を善導しようと自覚的に考えるようになった点で、これを、それまでのものとは区別された大衆国家的操作ないし世論指導<sup>(64)</sup>」であると言え、神宮大会はそうした構図のなかに位置する。そして、やがてはファシズム段階における国民精神総動員体制とアジア・太平洋地域の侵略のために戦略体系化されるのである。

## 6. 明治神宮大会の創設とその目的

### 1. 明治神宮大会の変質の過程

これまで指摘したように、まず何よりも明治神宮大会が、大衆社会の成立を背景に体制の動揺と再編の時期である大正末期に内務省によって創設されたことによって、当然、当初から皇国主義思想の定常化と軍勢力としての国民体力の強化という内治的見地が強力に働いている点に注目しなくてはならないが、そこには明治期とは異なる、いわゆる近代的な大衆文化・スポーツやメディアを利用した「大衆操作」の視点が介在していることについては、すでに指摘しておいた。ところで、これは相対的な問題にすぎないが、神宮大会の展開の過程をこと細かく検討してみると、第1回大会からその性格が単線的に展開されていったわけでもなく、大会の推移は歴史的、社会的状況に応じて次の4段階を経て展開されていると見られる。

つまり第1段階は、明治神宮の造営、神宮大会創設の過程を経て第1回大会(大正13年)から第2回(大正14年)までである。この段階は、大正後期の社会不安の鎮静化と大正デモクラシーの抑止

を狙って内務省から発案され、同省主催によって開催されている。大会の構造としては、大会の各競技会場に多くの皇族が各会場に臨席することによって、天皇や皇室をシンボルとして操り、国体観念の浸透と拡大再生産装置として位置づけようとする意図がすでにうかがわれる。それは、以後の国民精神総動員体制の前兆でもあり、若槻内相の開会式における挨拶等からも理解される。

第2段階は、第3回大会（大正15年）から第4回大会（昭和2年）までである。この段階は、大正天皇の逝去、そして昭和2年には田中義一内閣による山東出兵、翌3年の第2次出兵等大正後期におけるデッチ上げが、国際舞台にエスカレートしていく契機となる。これらの大会は明治神宮体育会の主催によるものであるが、学生の参加問題が顕在化し、文部省の妥協を得て神宮大会の基盤が成立する段階である。

第3段階は、第5回大会（昭和4年）から秩父宮の大会総裁への就任と天皇の行幸によって、神宮大会は絶対天皇制に組み込まれ、変質していく。それは、昭和3年の関東軍による張作霖爆殺事件、また昭和6年の柳条湖における満州鉄道爆破、万宝山事件、中村大尉事件等を経て満州事変勃発に象徴されるように、中国大陸の支配に向かって動き出す時期である。時の首相は若槻礼次郎であった。そうした政治状況を反映し、第6回大会（昭和6年）には今日の天皇杯に相当する「聖恩之旗」が創設されるとともに、この大会より開会式の後明治神宮遥拝のみならず、選手代表による明治神宮参拝が始まっている。また第1回体操祭が開催され、あらゆる階層の国民が巻き込まれることになる。

第4段階においては第7回大会（昭和8年）は満州事変の影響を受け、軍事的色彩が濃くなり、軍部の力を鼓舞する場に変貌していく。そして2.26事件（昭和11年）、日中戦争の勃発、「国民精神作興ニ関スル詔書」（同12年）、新体制運動の開始（同15年）以後、戦線の拡大に対応して、第11回大会から満州国を取り込むことによって大東亜共栄圏のプロパゴダを喧伝する場と化すとともに、以後天皇制を賛美する神懸りの行事と軍事訓練で埋め尽くされ、第13回大会まで貫徹される<sup>(65)</sup>。

## 2. 青年団による明治神宮造営とその目的

明治神宮と外苑競技場の造営は、既に指摘したように明治天皇を奉体するという目的のもとに造営されたが、大正4年5月に神宮造営の計画が発表され、内務省より明治神宮造営局長総務課長に任命されたのは青年団運動の指導者田沢義鋪であった<sup>(66)</sup>。当初の予算は345万7379円であったが、第1次大戦によるインフレによって521万9513円に増額されたものの、予算不足は解消しなかった。田沢は、この予算不足を各府県民の寄付で補うことと造営事業と全国青年の心情を結びつけることを考え、青年団の勤労奉仕によって遂行することを構想し、全国の青年団に呼び掛けた。その結果全国各地から280団体、18歳から25歳までの青年延べ1万5

資料-12



千人、日数にして15万日の労働奉仕によって神宮造営事業にあたったのである。彼等は、造営局によるわか造りのバラックの宿舎に共同の生活をし、日中は労働、朝夕は講演、懇談会などの修養的な行事に従事している。神宮の社殿が完成し、鎮座祭が行なわれたのは、大正9年11月1日であったが、当時を田沢は、こう回想している。少々長くなるが、引いておく。

「私が明治神宮造営局書記官兼内務書記官として東京に出て来たのは大正四年七月であったが、その時から、

明治神宮が完成して御鎮座祭が行はれた大正九年十一月まで、造営局の総務課長として明治大帝の永久に鎮まります社伝の御造営に従事することが出来たのは、私の最も光栄とした処であった。（中略）それにつけても、私はこの神宮御造営と全国の青年の心とを、更に緊密に結び付ける術もがなどを考へたのであった。時恰も欧州戦争の好況時代で、物資はどん騰貴する。労銀は高くなって、而も労力は払底する。御造営の予算も、幾度か追加しなければならぬ状態であった。（中略）殊に能力ある労働者の不足の為に、竣工年度が遅延しさうになったのには局に当るもの大に頭を悩まざるをえなかった。この機会に、私は地方青年団の労力奉仕の案を立て、局長に提案し、局議に諮ってもらったが、技術方面を担当している技師諸君は地方の青年団が如何に真面目で、且つ奉仕の精神に燃えているか、またその労働力に於て如何に優秀であるかを知らない。従って之等の人達は、却って之が為に工期を遅れしめ、或いは工事が粗末になるであらうと心配して、私の提案は容易に容れられさうにもない形勢であった。そこで私は、その疑惑を解くために試験的に一二団体を呼びよせてやらしてみようといふ提議をして、辛うじて局議の決定を見たのであった。そこで、私は私の前任地たる静岡県安部郡有度村の青年五十人を一隊として、十日間の奉仕作業をやって貰ひ、さらに安部郡全体より二隊を呼び寄せてやって貰ったが、此等の団体は何れも千駄ヶ谷の寺院に分宿して、夜間と早朝は、幹部講習会などでやっている様な行事を行ったり、講演を聞いたりして、昼間は普通の労働者と同様の時間、懸命に労力奉仕の至誠を盡すのであった。そしてその労働の成績は、何れも普通の人夫一人に比して一人四五分の工期を立派に挙げたのであった。この結果を見た外苑土木の各課の技術家達は競うて青年団の奉仕を希望して、寧ろ私の方が其の要求に応ずる為に、設備その他に却って困難を感じるといふ状態であった。（中略）

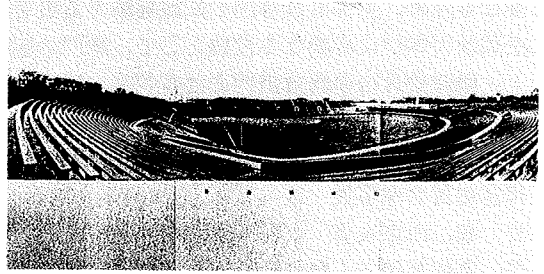
各課の要求が盛んになったので代々木の境内の外、今の内外苑連絡道路の敷地に急造の宿舍を二棟作って、茲に修養することにした。そして人夫の労銀に当るだけの報酬は局から支出したが、それは滞在費と汽車賃のほんの一部を支出するといふ程度のものであった。この青年団奉仕のことが、新聞に出ると各県各郡から期せずして奉仕の申込みが殺到して、その許可の前後をすら争ふと云ふ盛況であった。而して最後までには三百幾十と云ふ団体が奉仕したのであって、延人員にしたら幾十万と云ふ数に達したであらう。向ふの築山をやっているのは青森県の団体で、あの池を掘っているのは高知県の青年団、向ふの道路工事に働いているのは福岡県の青年団と云うやうに、北は北海道から南は沖縄まで一県として之に洩れたものはなかった。そして十日間の最後には、内務省に来て造営局長官の謝辞を受け、市内を見学して嬉々として帰って行ったが、此れ実に全国の青年団をして同一事業に活躍せしめ、従って其の国家的成長を促した一つの重大なる現象であったと云ってよからう<sup>(67)</sup>。（資料—12参照）

内務省と文部省は、田沢の提案によって11月21日から1週間にわたって「全国青年団明治神宮代表者大会」が開催しているが、当時300万人といわれる全国の青年団員から代表者697名が参加している。そして同月22日に代表者が明治神宮に正式に参拝したが、同時刻には全国300万の青年団員は田畑、工場、商店、会社等で明治神宮に向かって一斉に遥拝をすることが義務づけられたのである。それは、明らかに神宮造営を機会に皇室への帰順の心情を増幅させることを意図するものであったが、さらに彼等代表者達は、高輪御所で皇太子（昭和天皇）と接見し、皇太子は令旨を述べている。

それは「国運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ、諸子能ク内外ノ状勢ニ顧ミ、恒ニ其本分ヲ盡シ、奮励協力、以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ努ムコトヲ望ム<sup>(68)</sup>」というものであった。この令旨に対し代表団は、その感激を永久に記念する事業として全国の団員による1円の募金をもって、神宮外苑の角に日本青年館を建設することになったのである。その募金のために各種の節約が叫ば

れ、禁酒禁煙の励行、飲食、被服費の削減、日用品の節約、その他冗費を除くことが奨励されるとともに、一、土木方面の事業（道路修繕、河川堤防修理、埋立工事、開墾、木材砂礫の運搬）二、山林方面の事業（材木伐採、草木刈り除、植林事業）三、副業方面の事業（縄ない、草履作り、炭俵作り、海藻採取）四、娯楽方面の事業（相撲、活動写真、家庭劇、音楽会）等によって資金が作られ、神宮外苑競技場も同様の方法によって建設され、大正13年に完成している（資料—13参照）<sup>(69)</sup>。

資料—13



### 3. 神宮大会開催の経緯と目的

内務省の発案による神宮大会は、上述のように明治天皇を「憬仰」し、あわせてデモクラシー運動に揺らぐ天皇制体制の補強を目的とするものであったことは明らかである。内務省は、第1回神宮大会開催に向けて大正13年5月14日と同月31日のあわせて2回の会合を経て要項を決定しているが、大会の目的について「明治神宮外苑に築造中の大運動競技場は大正十三年十月を以て、其の工事竣成の筈なりしを以て全国の選手を東京に集め、神前に光栄ある全国一大競技を行ふは實に明治大帝の御聖徳を憬仰する所以なるのみならず、国民の身体鍛練並精神の作與上其の効果尠少ならずと信じたるを以て、此の年を始めとし、毎年同神宮例祭を機とし、明治神宮競技大会開催の案を樹て関係方面と打合せ協議を重ね、遂に同年八月之が根本計画確立し、経費としては保健衛生及奨励諸費用より金壱万円支出の件も略決定したるを以て、文部省、陸海軍省、地方長官等に対し、左記の通り配慮方を依頼せり<sup>(70)</sup>」と述べている。内務次官から文部次官、陸軍次官、地方長官等宛に大正13年8月23日に発せられた「明治神宮競技大会開催ニ関スル件依命通牒」は、それぞれ同様の文書であるので、その一例のみを引いておく。

「本年ヲ初トシ、毎年明治神宮例祭ヲ機トシ、別紙要領ニヨリ明治神宮競技大会開催致度計画中ニ有之候ニ付テハ、自然貴省（会）ト密接ノ関係相生スルコトト被存候、間目的ノ達成上今後格別ノ御高配相煩度<sup>(71)</sup>」（文部次官と明治神宮奉賛会長宛）

また、大会「要項」は、「一、期日 毎年十一月明治神宮例祭ヲ含ム一定期間、二、場所 明治神宮外苑大競技場、但シ競技ニ依リ他ノ適當ナル場所、三、競技種目 本競技会開催ノ主旨ニ鑑ミ、トラックフィールド、其ノ他各種ノ運動競技ハ勿論、在来日本ニ於ケル特有ノ武技等可成全般ニ亘リ網羅シタキ希望ナレトモ、本年ハ会場等ノ関係ニヨリ、次ノ各種目ヲ予定ス、尚ホ之ニ関シ有力ナル規制団体等ヨリノ希望アラハ、追加実施スルコトニ付十分努力スル意向ナリ、トラックフィールド、フットボール（アツソシエーション、ラグビー）、ベースボール、ヴァレーボール、バスケットボール、ボートレース、テニス、ホッケー、水泳、剣道、柔道、弓道、相撲（但シ相撲ハ素人ニ限ル）、乗馬、四、競技参加者 青年団、一般（学生ハ之ニ含ム）、五、選手選出方法 青年団ハ道府県単位（一府県十名程度）、一般女子ハ大体従来大日本体育協会カ地方予選ヲ行ヒシ区域ニ從ヒ、全国ヲ北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、台湾、朝鮮及関東州（満州ヲ含ム）ノ十二区ニ別チ予選シ、参加資格ヲ定ムル見込<sup>(72)</sup>」というものであった。

台湾、朝鮮、満州といった植民地をも取り込んでおり、この大会が、侵略政策の一環であることを明らかにしている。そして大会役員は「一、明治神宮競技大会各競技を円満に執行する為め、関

係方面の有力者を本会の顧問として嘱託すること。一、競技の種目毎に部を設け、其の準備計画を進むる為め、関係者及専門の知識経験ある者を準備委員として嘱託し、各部に配属すること。一、各競技の執行に必要な役員として、専門の知識ある者を各部の顧問及競技委員として嘱託すること。競技委員の事務分担例えば審判長、審判員等は各競技に付其の部に於て準備委員の協議に依り定むること<sup>(73)</sup>」としている。こうして選ばれた役員には、文部・内務官僚ならびに軍部は言うまでもなく、あらゆる権力機構が網羅されているが、まず顧問には、「大日本武徳会長 八代六郎、明治神宮奉賛会理事長 坂谷芳郎、東京商業会議所会頭 藤山雷太文部次官 松浦鎮次郎、陸軍次官 津野一輔、海軍次官 安保清種、明治神宮司 一戸兵衛、陸軍戸山学校長 等々力森蔵、東京府知事 宇佐美勝夫、警視總監 太田政弘 東京市長 中村是公、日本青年館理事長 近衛文麿、嘉納治五郎、岸 清一、朝吹常吉、平沼亮三、安部磯雄、今村次吉<sup>(74)</sup>」等が選ばれている。

一瞥して理解されるように、神宮大会は、内務省や軍部に従属するかたちで出発している。戦後の国体を創設する平沼は言うまでもなく、岸、末広等も名を連ねている。また安部磯雄や永井道明との論争によって東京高師を退いた可児も登場しており、さらに戦後「大恥をかいた」として自己批判することになる大谷も、この大会に積極的に参画している。こうして大正13年5月14日に大日本私立衛生会会堂で代表委員による第1回の「協議打合」が行われ、同月の31日の第2回会議で実施要項が決定されている。以後9回の会議によって(1)計画実施に関する基本事項、(2)選手の選出方法、(3)競技方法、(4)審判方法、(5)大会趣旨の普及徹底、(6)大会顧問、各部顧問、準備委員、競技委員等について競技を重ねるとともに、一般選手の参加に関しては陸海軍省と日本青年館があたることとしたのである。第1回の協議会は、末広、大井、辰野、山岡、大谷、内務省側山田局長 湯浅書記官、氏原技師等の出席をもって開催されているが、その具体的な協議について明らかにしておく。

「一、協議決定事項 左の如し 1. 協議の種類及方法 (中略) 本競技会の主旨よりしてトラック、フキールドその他の各種運動競技は勿論、在来日本に於ける特有の武技等全般に亘り全部を網羅したきも、本年は会場等の関係より次の各種類を予定するも、尚ほ競技種目に関し一般より希望あらは種目に加ふること付、充分好意を以て考慮すへしとのことに意見一致せり。トラックフキールド、フットボール(ラ式ア式)、ベースボール、ポートルース、テニス、ホッケー、水泳、剣道、柔道、弓道、相撲(青年団及学生相撲) 2. 期間 大正十三年十一月一、二、三の三日間と予定し、特にトラックフキールド競技に付ては辰野、山岡両氏担当し、時間其の他の計画案を立つこと。 3. 競技参加者の資格、範囲及選出方法 青年団、一般(学生は此の一般中に含む)、軍人(但し一年志願兵は一般に含む)、女子、選出方法 青年団は府県単位(一府県十名程度)、軍人は陸軍は師団、海軍は鎮守府、一般女子は大体従来体育協会か地方予選を行ひし区域に従ひ、全国を十二区に別ちて予選し、参加資格を定む。その人員は大体青年団の人数を標準とし、選出すること。 4. 最高管理委員会を組織すへき者の範囲 本事業を進行せしむへき為に、今後具体的協議会に入るに際しては、今夕参加せしもの外略は左の人々を加へ委員会を組織すること。神社局長、青年館代表者、東京市助役、各競技部門に関する中央競技団体より選出せしめたる代表者各一名。 5. 競技委員、審判員を嘱託すへき範囲 之はなるべく必要なる最小限度に人数を制限するが可なりとの意見多く、其の人選に付ては辰野・山岡、大谷の四氏に一任すること。 6. 受賞方法 団体競技優勝者には、之を表彰すへき楯の如き図案になるものを授与すること。個人競技優勝者に対し授与すへき賞品は銅製メダル程度とし、決して金銀等華美に流るるものを用ゐること。 7. 入場者制限 入場者を制限する必要上入場切符を売り、入場料をとること(スタンド五拾銭、平場拾銭位)。 8. 各競技部



を纏める為、予め左の通り交渉をなし、又は担当すること<sup>(75)</sup>。」(資料-14参照)

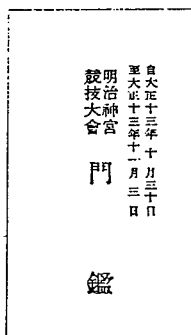
第2回協議会は同年の5月31日にやはり大日本私立衛生会会堂で行われているが、その決定事項は、以下の通りである。

「一、各競技団との交渉経過報告(中略)選出は全国を北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、台湾、朝鮮、満州の十二区に別ち予選を行ひ当選者を参加せしむ、尚学生連盟にては明治神宮プール設置の希望の旨申出つ。場所は芝公園の東京市役所プールを借用のこと。二、剣道、弓道、ベースボールの代表者決定の件(中略)三、競技種目決定の件(中略)四、明治神宮競技大会協賛会設立に関する件 協賛会設立のことは賛成なり。末広、湯沢、辰野の三氏にて原案作成のこと。五、選手に対する特典 旅費 成るべく一部支給の途を講ずること。宿泊 陸軍に交渉のこと。六、各種競技に対する援助希望団体と交渉の件(中略)七、本競技大会事務に関し会合定日を設くるの可否 可 毎月第二及第四の金曜五時よりとす、定日には開会すると否とに拘らず予め通知を發すること。其他 一、明治神宮競技日は全国の学校を公休としたきこと(末広氏希望)。

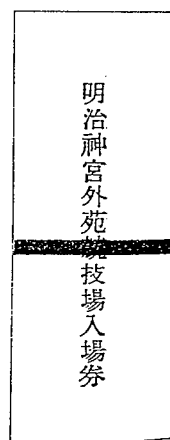
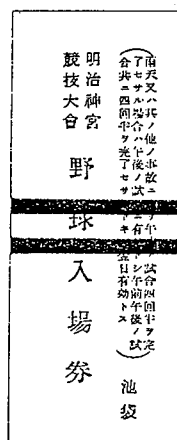
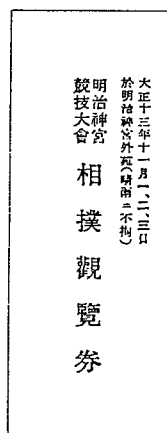
一、外苑競技場使用料として破損箇所の修繕費を徴することあるべきこと(足立氏)。一、競技場は未だ造弊局管理中なるを以て、来る秋の使用は内務省にて試に使用する意味合いなるを以て、其の後直に一般の使用を許可すと云ふ次第にあらず。御含置を乞ふ旨述べられたり(足立氏)。一、競技場、観覧者収容力スタンド一万五千人なれ共、それ以上余力あり、芝生の土手五万人の見込なれ共、七万人位の余力あらん(足立氏)。一、六月四日(水曜日)午後三時三十分大日本私立衛生会に集合、明治神宮を參觀すること。一、競技期日其他の大綱につき公表すること(之に関しては運動記者太田茂氏に交渉)<sup>(76)</sup>。」

この協議会で注目すべきことは、末広の「明治神宮競技日は全国の学校を公休したきこと」という提案が、後に大正13年11月3日から「体育デー」となって実現されていることである。また第3回の協議会は、同年6月27日に実施されているが、この協議会の概要は、次のようなものであった。「衛生局長不参の為後藤文夫氏を座長にし、湯沢書記官より本日新に出席せられたる各方面の代表者に対し、明治神宮競技大会開催の趣旨及従来の経過を説き、尚今後の方針につき意見を陳へられたき旨を述べ、氏原技師より出席委員の説明をなし、且第二回協議会后交渉未了の協議につき夫々代表の向と交渉せるに何れも参加を快諾し、本夕代表者を出席せしめられたる旨を述べ、次いで協議に移れり。(中略)次いで各競技担任者より競技場を中心として他の項目にも亘左の通り意見開陳ありたるか、左の四項を加へて、一、収入及支出の予算(収入中には予選より本会終了に至るまで

資料-14



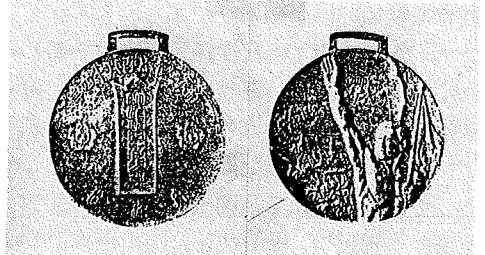
大正十三年  
明治神宮  
優待券  
殿



の入場料を含む)。一、競技用具(他より借用し得るか、購入するとせば、其の種類及金額)。一、競技の方法及審判規則 一、服装 成るべく速に具体案を作成提出することに決せり、尚各部に於て準備委員の数及人名を至急報告すること(中略)。一、トロフィ更に攻究のこと。一 参加記念

メタル、予選に入選したる選手にのみ贈ること。一、  
選手旅費、(-)後藤隆之助氏より青年団の参加につきて青年館にも府県にも之か予算なき以て一県十四名(トラックフィールド十名剣道相撲各二名宛)計七百五十人に対し一人二十円宛計 一万七千円の補助を希望せり、(二)原則として選手の旅費は自弁の筈なるも青年団に就きては年齢等特殊の事情あるを以て別に攻究すること、尚派遣費用は一県約三百円程なるを以て成るべく地方

## 資料—15



青年団若しくは府県より支出せるやう交渉するを以て適当なりとの意見あり。一、宿泊所 原則として選手自ら求むること。但し団体に対しては各部に於て攻究すること。其の他の件につき夫々左記の通り決定。一、応援方法の件 拍手に限ること。一、活動写真の件 攻究のこと。一、宣伝 新聞記事、ポスターを用ふる等種々攻究すること。一、寄贈品の件 金銭以外の寄贈品は凡て謝絶すること、但しトロフィに就ては攻究すること。一、競技に関する会場場所の件 大日本私立衛生会に明治神宮競技大会事務所(中略)を置き、此所を用ふること。一、警備通信売店等に就ては予め考慮すること。一、事務分担を攻究すること。各部責任者等の部所配置図を作成すること。一、競技の期間 各部にて考慮すること<sup>(77)</sup>」(資料—15参照)

以上が第3回協議会の概要であるが、官製(=内務省)の発案によって実施されるのであれば、その経済的な負担は、当然それなりに保障されるべきであるにもかかわらず、国民(=選手)に自己負担を強いて、しかも寄贈品を金銭に限定するということは安上がり国民を国家目的、具体的には大正デモクラシー運動によって相対的に揺れ動く天皇制体制の屋台骨を補強しようとする意図があまりにも露骨であると言うほかはない。また滑稽でさえあるのは、「応援の方法」を「拍手に限ること」としていることである。その後第4回協議会は、同年の7月11日に開催されているが、その内容は次のようであった。

「一、衛生局長遅参に付座長の選定を諮りたる処、一同この儘議事の進行を希望せるにより、前回未決事項並に本競技会に要する経費、其の他に付き協議を為したり。一、氏原技師は本日新たに出席せる関東学生乗馬協会松本武雄、千葉一樹の両氏を紹介する処ありき。各出席者の説明左の如し。

(中略、各競技の出場交渉、試合時間、予選の方法、実施競技場の予定等が報告される。筆者註) 一、女子競技 氏原技師より女子競技に付ては、未だ適当なる中心団体を見出し得ざるにより、交渉進歩せずとの報告せるに、鎌田氏より會て女子競技に付ては某子爵が中心となり、東京方面に於ける関係者の会合を催せることあり、之に交渉しては如何との提案あり。(中略) 一、陸軍(高橋少佐) 剣道参加に付ては武徳会側より出場希望申込みを受け居れるを以て、此の方面にて出場を決したし。師団対抗は機動演習中なれば困難なり。陸海軍の対抗競技は陸軍側に於て賛成少くなし。前回に於て士官学校の希望として述べし所は、其の程度なれば出来得る見込あるものなり。陸軍に参加せよと云ふトラック、フキールド及び団体競技等は此の委員会の希望を申出らるれば、出来得るや否やを決定したし。(湯沢書記官)より日本青年館に於て作成の青年団競技規定並細則案の提出ありたるを以て、此の内容に付き協議を為されたしと提案し、多少の訂正を加へたり<sup>(78)</sup>。」

この内容で、面白いと思われるのは、「陸海軍の対抗競技は陸軍側に於て賛成なし」という報告であ

ろう。陸軍と海軍の犬猿の仲が、こんなところにも露呈されている。同年の7月25日に開催された第5回協議会になると、競技会の内容も多少具体性を帯びてくる。この協議会の主な内容は次のようである。

「一、氏原技師より今回より新たに委員として出席ありし、文部省普通学務局社会教育課長小尾範治氏、高橋陸軍少佐と交代せる木下範氏、女子競技の可児徳氏、水泳部末広殿太郎氏代理飯田光太郎氏、武徳会東京委員部比村萬正氏を紹介す。一、山田衛生局長より来る十一月三、四、五の三日間、日本体育指導者連盟を中心とし、文部省関係者と謀り体育デーを開催の計画あるやに伝聞せるか、之は大體明治神宮競技大会と相提携して出来得るならば、なるべく同一期間に於て行ひ、体育奨励の目的を達するやう話を進めたしとのこと。及び明治神宮コート開きを奉賛に於て行はんとする計画あやに聞けり。若し然りとせば、神宮競技会の勢頭に於て行ふやう交渉すること(中略)一、トラックフィールド(辰野氏)(中略)尚地方予選は左記の各関係者に依頼して開催したしたき意向なるを以て考究されたし。

関東 東京 東北 仙台市宮城師範学校内 佐藤茂江氏、朝鮮 京城府南大門三ノ一〇六 朝鮮体育協会、九州 熊本市第五高等学校化学教室 熊本体育協会、四国 高知市本町三〇七 高知体育協会、北海道 小樽市花園町東一 小樽体育協会、東海 名古屋市西区本町 新愛知新聞社、北陸 新潟市 新潟体育協会、中国 広島県庁内、広島県体育協会、関東州 大連市満鉄運動会気付満州体育協会、九州 福岡市須崎土手町 福岡日々新聞、青島 堂邑路(所沢町) 青島体育協会、九州 熊本市上通五丁目 九州日々新聞、台湾 台北市三井物産株式会社台北支店 台湾体育協会陸上競技部、中国 松江市末次木町 松江体育協会、東海 名古屋市役所 名古屋体育協会、近畿 大阪市役所 大阪体育協会、(中略)

一、女子競技(可児氏)女子競技に関しては未だ中心となるべき何等の団体なし、大阪、名古屋、神戸、東京地方のみ。女子運動は発達し理解あり。大阪、名古屋は体育協会あり。全国的になすか或は三四の地方に止むべきかを考究せんとす。競技の種目に付てはトラックフィールドの委員と交渉の上決すへし<sup>(79)</sup>」

第6回協議会も、やはり大日本私立衛生会で行われているが、その協議事項の概要は次のようなものであった。

「一、衛生局長不参のため湯沢課長より来る八月中は局員にて準備に力むると共に、屢次各部の打合せありたるか、会期も漸く接迫したるを以て、本夕は大会に関する大體の基礎を定むる打合を煩はしたし。尚内務省より地方長官宛別項の依頼状を発したる旨を述ふ。一、それより協議に移り先づ経費に関する件より始め、湯沢書記官より之に関する

資料一16

明治神宮競技大会	
バスケットボール	10月30日 11月12日
ウエイトリフティング	10月30日 11月12日
フットボール	10月30日 11月12日
アイスホッケー	10月30日 11月12日
アイススケート	10月30日 11月12日
テニス	10月30日 11月12日
野球	10月30日 11月12日
水泳	10月30日 11月12日
ボートレース	10月30日 11月12日
柔道	10月30日 11月12日
相撲	10月30日 11月12日
剣道	10月30日 11月12日
弓道	10月30日 11月12日
馬術	10月30日 11月12日

会場：明治神宮外苑競技場(後援：文部省、東京府、東京都、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

主催：文部省、東京府、東京都、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

説明あり。即ち計画当初は大蔵省より経費の支出を得る見込ありしも、其後内閣の更迭あり。目下財

政行政整理の折り柄にもあれば、若し大蔵省より経費支出の詮議を得る場合には経費中より一部の経費を補ふことに大臣の諒解もあり。されとその金額は僅かに一萬円なるを以て、各部其の支出は及ふ限り緊縮せられたし。又別に大正九年以来東京府市連合奉祝会にて例祭に際し、大相撲、柔道、剣道の奉納あり。之か為毎年一萬五千乃至二萬円の支出をなし居るを以て、之か経費を節約し、競技大会に寄付を受くるやう交渉中なり。尚不足の節は協賛会を設け、入場料を得て補ふ計画なるも、成るべく内務省支出の一萬円及府市奉祝寄付金にて支弁したし。斯くて別紙予算書に基き打合せ、左記の如き希望注意ありたり一、総務部 イ、腕章 1、赤色を避くること。2、腕章代わりに『バッヂ』を用ふること。『バッヂ』は単価二十三銭にして、年々使用し得る便あること。ロ、優待券 各競技共通のもの、一競技限りのものとの二種発行すること。ハ、ポスター 利用の一法として電車内に掲示すること。二、案内状 明治神宮奉賛会員八百名にも発せられたき旨足立書記官より希望あり。一、陸軍 イ、陸軍より参加せしめ得るものは剣道のみ。ロ、現役兵は折柄大演習中なるを以て、全国的に出すを得ず。全国的に参加せしむとせば在郷軍人のみ。ハ、剣道中には銃剣術を含み、使用武器の補修費を要すること。二、陸軍々人の審判は凡て陸軍のみに一任せられたしとの意見あり。銃剣術は始め剣道に含まさる方針なりしも、陸軍側の希望を酌みて、之か補修費二百円を計上することとせり。即ち剣道は武徳会と陸軍との二つに別れ行はるゝこととなる筈。

一、設備に関する件 イ、新に設備を要するものは柔道、剣道、相撲場及水泳のスタンドなり。ロ、府市連合奉祝会より金円の寄付得られざる場合には、物的寄付として柔道、剣道、相撲に要する設備をして貰ふやう交渉の筈。ハ、水泳のスタンドは東京市に設備方を交渉中なるも、之に充つべき経費なきを以て困難なりと。然る節は府市奉祝会の寄付にて設けたきも、市有のスタンドに之を使用するも差支えなきかの疑問あり。一、優勝者表彰に関する件 優勝者表彰の一法として授与すること。且つ優勝者の氏名は銅板に刻し、明治神宮に奉納すること。一、入場料に関する件 各部にて講究の上決定することとなれり。入場料を徴すとせば協賛会を設くる必要あるべきこと。協賛会には神宮奉参会、府市関係者も加ふること。以上の外左の如き打合せあり。一、入場式のこと、三十日晴雨を論せず。競技場にて之を行ひ、代表者をして神宮参拝をなさしむること。(中略)一、1. 陸軍に於て通信を引受くるならば、早く其の計画を定められたきこと。2、警備係に軍隊とあるが、之は憲兵と心得られたきこと。3、大演習中なるを以て、陸軍々楽隊の参加は見込なきこと。陸軍代表者より右の意見ありたるを以て、各部に於て通信計画は本月二十日頃迄に提出のことにしたり<sup>(60)</sup>。」

(資料—16参照)

「赤色の腕章は避けること」という決定は、当時の思想状況に対する神経質ぶりがうかがえ、また財政的基盤を欠いたまま、他力本願的に大会を実施しようとする意図、さらには入場式の後「代表者をして神宮参拝をなさしむること」によって大会のねらいを、より明確に具現しようとしていることが理解される。しかしながら、どういう訳か優勝者の名前を刻印し、明治神宮に奉納することは、神宮側から拒否されている。一方、憲兵によって取り囲まれたこの大会のおぞましが想像されるとともに、大会を利用して軍事訓練的意図をも実現しようとしている。そうした構図は、国体と自衛隊との関係と近似している。第7回の協議会は、同年の9月26日に開催され、協議会の概要は次のようなものであった。

「一、銅板の件 優勝者の氏名を篇額し、明治神宮に奉納したしとの案件に付足立書記官より『決定的に定まりたるに非ざるも、神宮側関係者は不同意の意なり』との内示的報告に対し、「『一応奉納したる後、外苑競技場の適当なる場所に掲揚するが如き可能性ある協議をなすへし』との意見出

たり。(中略)一、メタルの件 銅製直径一寸二分、垂下し得るやうに上部に環をつくること。(中略)一、経費に関する件 東京府市連合明治神宮奉祝会より相当額の寄付あることに内定せるを以て、当初の計画遂行し得へし。一、海軍省派遣選手の件 海軍次官より派遣選手の件に付、別紙の通り回答ありたり。『ボートレース』の件は此次官の回答を以て漕艇協会への回答に代ふ<sup>(81)</sup>。」

海軍次官安保清種の内務次官湯浅倉平に対する回答(「明治神宮競技大会選手派遣ノ件」大正一三年九月一九日付)は、次のようなものであった。

「内務省発衛第九号ヲ以テ御照会ノ趣了承、本年度大競技会ニハ左反ノ通選手派遣致候

記

競技種目	派遣員数	競技種目	派遣員数
剣道	下士官兵六	柔道	下士官兵六
相撲	下士官兵六	ボートレース	十二艇立カッター

一、運動具の件 別紙の通り明治神宮造営局にて購入するを以て、之を使用し得ること<sup>(82)</sup>。」

協議会は、大会当日の具体的な運営の問題について協議しているが、第1回大会の競技種目は(資料一18)のように決定されている。そして以後2回の協議会が開催されているが、例えば第8回の協議会の内容は、「一、協賛会に関する件 1 設立趣意書 左の通り可決 イ、表題の首書を趣意書と改めること。ロ、『全国の選手を東京に集め』の十一字削除のこと。2 協賛会会則(湯沢書記官説明) 第二条は大会翼抑賛上主要なる事業を掲載せるものなるか。大別して二とす。即ち大会の開かるる場合の事業と、大会を開くに必要なる施設を行ふ事業なり。第五条 役員の腹案左の如し。会長 内務大臣、副会長 一名は事務次官 他の一名は財政的の援助、その他の関係を考量して定めたし。評議員 準備委員 理事長 衛生局 理長二名は官庁側より、他の二名はスポーツに関係ある方面より定めたし。而して後者は末広、辰野両氏に以来のこと申し合わせたり。(中略)一、選手の優待に関する件 宮城遥拝、新宿御苑拝観、帝展観覧、電車無賃乗車等の便宜を講ずること。

(中略)一、閉会式は別に行はず、事実上の終了に待つこと。但し各部にて万歳を唱ふること等差支なし<sup>(83)</sup>」というものであった。選手に対して宮城遥拝、新宿御苑拝観、帝展観覧、電車無賃乗車を以て優待するとは至れり、つくせりである。また丁寧にも万歳三唱をすることは「差支なし」と断っている。

## 7. 神宮大会の開催と皇族の臨席

### 1. 第1回大会開会式と若槻礼次郎の挨拶

こうして大正13年10月30日に第1回明治神宮競技大会が開催された。その開会式は「一、奏楽 一、役員選手着席 一、来賓着席 一、奏楽 一、開会を宣す 一、内務大臣式辞 一、宣誓式 一、内閣総理大臣祝辞 一、神宮参拝ノ為 競技部代表及選手退場 一、閉会ヲ宣ス 一、奏楽 一同退場」という式次第にしたがって行われている。また代表者による神宮参拝の次第は、「一、一同整列 一、手水 一、修祓 一、参拝(拝殿に参進) 役員総代、選手総代玉串を捧げ、一同参拝 一、退出<sup>(84)</sup>」という順序であった。

ところで開会式の模様は、どうであったのか。『報告書』は、「半歳に跨る各競技部の諸般の準備漸く成たるを以て、十月三十日午前九時より各省大臣、在京貴衆両院議員、帝国駐在大公使、都下運動団体及通信代表者、其の他関係者二千余名を招待し、明治神宮外苑競技場に於て開会式を挙行せり。此の日秋空一碧拭ふが如く誠に全国の大競技を祝福すべき運動日和なり。定刻唼唼たる奏楽裡に若槻内務大臣を初め、多数来賓、各地より参加の光榮を有せる三千余の選手及監督者等着席す

るや、内務大臣の式辞、選手総代の宣誓、総理大臣の祝辞あり。畢て山田衛生局長は選手総代を引率して明治神宮に参拝し、明治大帝の御神前に奉告するところあり。式後直に競技を開始せり。

青年団員陸上競技は一般と分ちて十一月一日之を行ひ、同日午前八時より同団員の入場式を行ふ。斯くして五日間に亘り挙行せられたる各種競技には、卑しくも秩父宮殿下を始め奉り、各宮殿下の台覧を添ふし、大盛況裡に何等の支障なく終了せり<sup>(85)</sup>と伝えている。また内務大臣若槻礼次郎は、次のような祝辞を述べている。

「本日茲に明治神宮競技大会を挙ぐるに方り、一言所懐を述ふる事は余の欣幸とするところである。惟ふに国民の心身を鍛練し、興国の精神を發揚する上に於て運動競技に勝るものは極めて鮮いのである。由来我國民は尚武の氣象に富み、其の精華は武士道として発現し、長く國民精神を支配したのである。明治の聖代に至るに及び、國際の關係に伴ひ新なる運動競技翕然として勃興し、今や國際的にも一大進展を為さんとするの機運に嚮っている故に、斯かる時代に於て克く彼の長を採り、我の短を棄て、渾然融合せしめて、國民を指導すべき新なる一大精神を樹立することは斯道關係者の勉めねばならぬことと信ずる。このときに当り毎年明治神宮例祭を機とし、明治神宮競技大会を開催し、広く各般の競技を行はんとするのは、即ち明治大帝の御聖徳を偲び奉ると共に、この機運を促進し、益々斯道の普及を図つて、國民の剛健なる精神と身体とを鍛練せんと欲するに外ならぬのである。一度この挙を發表するや、幸に全国の賛同を得て内地は勿論、朝鮮、台湾、滿州等の各地よりも選手を参加せしめ、選抜せられた参加選手の数は三千名を越え、今日この盛観を呈している。これ実に明治大帝の御遺徳の盛なる結果であつて、寔に感激に堪へないところであるが、又計画が時代の要求に基いている事と、各方面の關係者が計画の樹立と遂行とに援助せられた赤誠と奉公との資であることは言を俟たぬのである。余はこの機会に於いて關係各位に感謝の意を披瀝すると共に、其の援助を得て年を加ふる毎に、一層其の意義を貫徹したいと思ふのである。運動競技の尊ぶべきはその技の末にあらずして、その精神の發揮にあることは言を俟たぬのである。本大会はその開催の趣旨に鑑み、特にこの点に重を置かんことを期したいと思ふ。選手諸君は宜しくこの趣旨を体し、徒に勝敗に重を置くことなく、正々堂々平素鍛練せる成果を發現するに努め、神明に誓つて一転卑屈の举措なきを期せられたいと思ふ。本大会は空前の規模であるが、その正否は一に懸つて諸君が競技精神の發揮如何に存する。

希は開催の趣旨と國民の期待とに應じ、本大会をして斯道に一新時期を画するの快挙たらしむべく努力せられん事を望むのである<sup>(86)</sup>。」(資料—17参照)

また加藤高明首相は、「神前に技を競ふは我国古来永く行はれ来たりし所にして、上神明に祈り、下良心に誓ひ、一に其意を誠にして、各其鍛練せる所につき切磋琢磨するは最も會心の事ならずんば非らず。殊に明治大帝は新日本建設の英主に在し、國民崇高の中心なり。今諸君は此明治神宮の外苑に集ひ、我国古来の慣ひによりて競技の事に従はんとす。希はしくは競技の真髓とする所を体し、身体の鍛練精神の修養を念とし、苟くも違ふならんことを。諸君平日錬技の妙現時青年の意氣如何は之を今日以後の實踐に徴すべきや。事終るの日予をして最高の賛辞を吝まざらしむるものなること疑はず。茲に開會に當り贈るに規を以てし、斯するに望を以てす<sup>(87)</sup>」と挨拶し、さらに選手代表の納戸徳重は、「茲に明治大帝の御聖徳を追慕し奉り、明治神宮競技大会開催せらるゝに方り、

## 資料—17



生等皇土の各地より代表選手として選ばれ技を先帝御照鑒の下に競はんとす。一同誓って大臣閣下の告諭に副ひ、奮励努力以て選手たるの本分を全うせんことを期す<sup>(88)</sup>と宣誓している。

### 2. 皇族の臨席と軍の誇示

こうして開会された競技大会には、皇族のほぼ全員が動員され、各会場に臨席するという徹底ぶりであったが、報告書は、次のように記録している。

「十月三十一日 秩父宮殿下 外苑競技場、加陽宮恒憲王殿下 外苑競技場、十一月一日 秩父宮殿下 外苑競技場及相撲場、十一月二日 秩父宮殿下 早大野球グラウンド、墨田川艘艇競技場及帝大テニスコート、澄宮殿下 外苑競技場及早大テニスコート、東伏見宮邦英王殿下 帝大テニスコート、久邇宮朝融王殿下 外苑競技場及帝大テニスコート、朝香宮紀久女王殿下 外苑競技場、十一月三日 秩父宮殿下 外苑競技場、東伏見宮邦英王殿下 同、山階宮茂磨王殿下 同、久邇朝融殿下 同、北白川宮永久殿下 外苑競技場及柔道場、北白川宮美年子女王殿下 外苑競技場、北白川宮佐和子女王殿下 同、竹田宮恒徳 王殿下 外苑競技場及柔道場<sup>(89)</sup>」

また競技種目ならびに参加選手数は、3,144名であるが、役員数も加えると、およそ5,000名近くが、この大会に係わっていることになる(資料-18参照)。さらにこの大会の運営状況は、次のようになっている。

「一、貴賓及来賓の接待 宮殿下を始め、日本駐在各国外交官、その他来賓接待の任に当れり。(中略)一、奏楽 奏楽は次の日割りに依り、陸海軍省及三越呉服店の厚意に依り、之を奏せり。海軍軍楽隊 十月三十日、陸軍軍楽隊 十一月一日、三日、三越音楽部 十月三十一日、十一月二日(中略)一、選手及監督者の優待 明治神宮競技大会協賛会と協力して次の六ヶ所の拝観又は参観方を幹旋せり。新宿御苑 十一月三、四日、明治神宮内苑秘苑 十月三十日より十一月四日まで、明治神宮宝物殿 十月三十日より十一月四日まで、後樂園 十日より十一月三日まで、陸軍戸山学校 十一月一日より四日まで、帝国美術院展覧会 十月三十日より十一月四日まで、(中略)一、飛行機の飛翔 陸軍航空隊に依頼し、会期中随時飛行機の会場飛翔を得たり<sup>(90)</sup>。」

選手ならびに監督等に対する天皇制への帰順の意識を最大限教化しようとする意図と、天皇制陸海軍による軍部の威力を鼓舞しようとするねらいが如実にあらわれている。

### 3. 神宮大会の奉納主義

ところでこの大会に出場した役員、選手達は、この大会をどう見ていたのか。この大会の開催当初から委員であった辰野 保はこう書いている。「各種各様な障害に遭ひ乍も、非常な盛況裡に第一回神宮競技大会が無事終了した事は関係者一同の実に嬉しく思ふ事である。わけても僕にとって

資料-18

競技種目	競技期日及開始時刻	競技場所	参加選手数
トラップフィールド	十一月二、三、四日(午前九時)	明治神宮外苑競技場	八九六(内男子四〇)
フットボール	十月三十日、三十一日(午前九時)	同	一一二
ホケットボール	十月三十一日(午前九時三十分)	同	四四
バスケットボール	十一月三、四日(午前九時)	同	五五
バレーボール	十一月三、四日(午前九時)	同	七二
相撲	十一月二、三日(午前八時)	明治神宮外苑土俵	二九九
柔道	十一月二、三日(午前九時)	外苑道場	四四
剣道	十一月二、三日(午前九時)	内苑北島居内道場	四三四
弓道	十一月二、三日(午前九時)	同	二〇二
マースボール	十一月二、三日(午前九時)	同	一一一
水泳	十一月二、三日(午前九時)	同	一一一
ボートレース	十一月二、三日(午前九時)	同	一〇〇
ボート	十一月二、三日(午前九時)	同	二七〇
テニス	十一月二、三日(午前九時)	同	一〇〇
馬術	十一月二、三日(午前八時)	同	一八八
その他			二四三
計			三、一四四

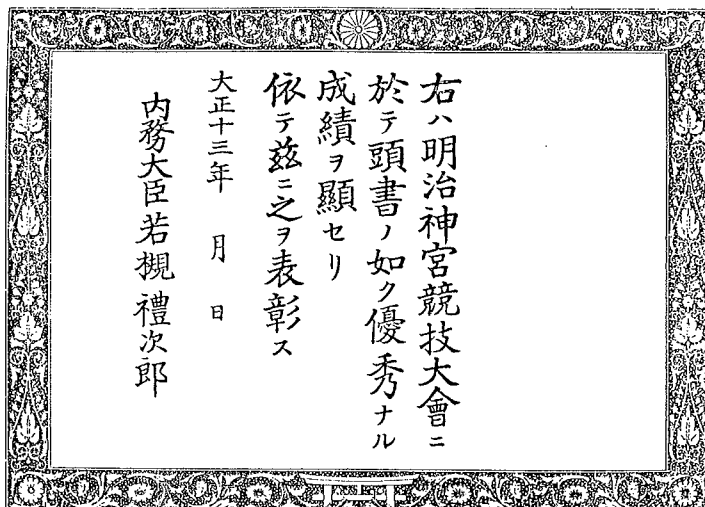
競技種目参加選手数等

は其の追憶は殆ど感激的なものであった。先年院展に横山大観が出品した『生々流転』といふ大作があったが、八方塞りの中を右に左に転じつつも、先帝奉頌競技精神涵養といふ一本槍の信条を立て貫して邁進し得た事は、我がスポーツマンライフの一つの大なる思出に相違ない。日頃親敷い学生諸君の中にも、其の主義主張の為に出場しなかつた人もあつた。又種々不愉快な宣伝中傷の犠牲となつて、心ならずも間際になつて相離れて行つた者もあつた。しかし其等の詳しい記録は今更茲に叙するの愚をし度ない。寧ろ此の際相互のため沈黙を守るを賢なりと信ずる。(中略)

次に又一般競技に於て多年除外せられてゐた二部（大日本体育協会規則による）の人々が其の制限を撤廃せられて之に参加し、優勝なる成績を挙げた事も亦永く記憶すべきことである。而して此際大日本体育協会、学生競技連盟が此の制限撤廃に就て此の神宮競技に対し、特に除外例を設けて我らの趣旨を貫徹せしめられた好意については我等は甚大なる意を表する。更に青年団競技、統制ある組織立つた全日本の第一回の青年団競技が完全円満に遂行せられたこと、而して各青年諸君が懸命に其の代表する各府県の為に戦はれ、其の記録が一般競技の夫に比して遜色なかつた事は寧ろ驚異に値すると思ふ。自分は近き将来に於て此の質朴なる青年諸君の中より、此の剛健なる新進アスリートの群れより必ずや国際選手が生み出される事を確信するものである。(中略)自分等は今年大正十四年度の第二回神宮競技大会に備ふるべく着々其準備を急いでゐる。今年はその凡ての方面に完全をして設備の点、事務の点而してレコードの点、其他あらゆる方面に於て逐年本競技が完璧に近きつゝある事実を顕現しやうと思つてゐる。筆を擱くに当たつて本競技会に日本アスリート敬慕の中心たる秩父宮殿下、澄宮殿下を始め奉り、各殿下の台臨を添うしたる事を衷心感謝し、尚ほ江湖のスポーツを愛好せらるゝ方々に対し、此の国民的大競技に対し深甚なる好意と援助とを吝むなからしむ事を希望す。東洋一の彼の大競技場に秋空の下其の呱呱の声を挙げた神宮競技の上に希くは永く神の加護あれよかし<sup>(91)</sup>。(資料—19参照)

何とも「神がりの」な言辭ではあるが、バスケット部の横山一良も、「筆頭第一に特記せんと欲するは、此第一回明治神宮競技大会に於て我がバスケットボール部が其女子競技を以て、此大競技会の火蓋を切るの光榮を得し一事なり。あの秋晴れ高き碧空の下、緑濃き大芝生の上に我女子バスケットボール選手等の勇姿を見し時、吾人等は畏多くも明治大帝の御威徳の偉大なるをいやが上にも感じ、併せて新団体競技としていま我国此の競技の一般的に普及せんとしつゝ有るの機に際し、甚だ心強きを覚えたり<sup>(92)</sup>」と報告している。さらに「ポート部」の宮木昌常は、「海軍は特に明治神宮競漕の趣旨を賛成せられ、多大の盡力を得たり。横須賀鎮守府の兵科、機関科、第一艦隊長門、山城、第二艦隊金剛、比叡より選抜せる選手を派遣せられたり、海軍省の神宮競漕に寄せられし好意に対しては

## 資料—19



状 彰 表 ル タレ 與 技 ニ 手 選 彫 版



満腔の謝意を表す。参加人員は百九十名に上り、海軍派遣選手九十九名を加ふるときは二百八十名に達するなり」と報告しており、内務省や軍の意図が浸透しつつあることを暗示している。そこには大会の、いわゆる宗教地味た「奉納主義」が濃厚である<sup>(93)</sup>。

#### 4. 体育デーの実施

神宮大会創設とともに末広によって提唱された「体育デー」が、この第1回大会から実施されるようになった。文部省大臣官房学校衛生課は、大正13年9月22日に「全国体育デー実施促進普及方」と「全国体育デー実施要項」を通達しているが、「全国体育デー実施要項」は、その趣旨について「体育の健全なる普及発達を促し、之に依りて全国民をして健康なる精神との持主たらしめることは、真に国民の福祉を増進し、国運の興隆を期するために極めて必要なことである。欧米列強が世界大戦後其の国力復興と文化の更新を図るに当って、大に体育の振興に努力していることは洵に故あることと謂はねばならない。我が国の体育も近年著しく勃興し、殊に運動競技が盛大になったことは著しき事実であって、近代国民教育史上大に注目すべきことである。而してこの時代的傾向を善導し、国民体育の目的を達成し、真の其の身体鍛練並精神修養の効果を挙ぐることは著しき事実であって、近代国民教育史上大に注目すべきことである。而してこの時代的傾向を善導し、国民体育の目的を達成し、真に其の身体鍛練並に精神修養の効果を挙ぐることは、我國民の現状に鑑みて極めて必要なことである。それには到底現在の状況を以て満足することなく、改善を加ふべきは大に改善して合理的体育の普及、発達を促さなければならないのである。

即ち体育運動は之を一部の愛好者の占有に任せず、幼老を問はず、男女を分たず、国民は普く体育運動に親み、而も其の実施に当っては目的と方法を過らず、正しく之を行ひ、且つ単に運動会、競技会の特殊機会の前後に、猛練習をなすに終るやうなことなく、日常生活の仕事としての毎日時を定め、又は特に曜日を定めて実行する等生涯を通じて休むことなく、絶へず行ふやうにしなければならぬのである。(中略)全国体育デーは実に以上の如き積極並に消極両方面に亘る体育の本旨につき全国民の自覚を促し、且つ全国民が一斉に思を併せ、力を共にして体育を実行する機会たらしめんとする催しであって、而も其の催しは各地、各団体がソノ実情に応じて適当に行ふものであるから、之は国民全体の自発に基づく挙國的の事業の一であると謂ふべきである。従って『全国体育デー』に於ては山間僻地に至るまで全国民が夫々適当な体育施設に参加することを熱望するものである<sup>(94)</sup>と述べている。全日本体育連盟の言う「普く」、「正しく」、「絶へず」が引用されているが、この目的を実現するために、次のような事業を行うとしている。

「一、体育の普及、発達を図る為『全国体育デー』を設く。二、『全国体育デー』は毎年十一月三日全国一斉に行ふものとす。土地の状況により、各地方に於ては二乃至三日間連続して之を行ふことあるべし。三、『全国体育デー』は市町村、学校、其の他各種の団体に於て主催することを便とする。四、実施に際しては左の準備を行ふ。イ、各種の方法により、予め『全国体育デー』の趣旨を周知せしむること。ロ、『全国体育デー』の行事日程を作成すること。五、実施事項は大要左の項目につき適宜之を行ふものとす。イ、運動会、競技会、体操会、競技検査、遠足、登山、其の他適当なる体育運動を行ふこと。ロ、体育事業表彰、健康表彰等をなすこと。ハ、体育に関する講演、講話を行ふこと。ニ、体育に関する懇談会等を開くこと。ホ、体育に関する調査研究の発表をなすこと。ヘ、活動写真、『ポスター』、展覧会等に依り宣伝をなすこと。ト、衛生訓練、衛生検査等を行ふこと。チ、建物及戸外の清瀬方法を行ふこと。リ、公園、遊園、運動場、校庭、社寺境内等の利用を奨励すること。ヌ、『体育デー』の趣旨宣伝の為、当日は花又は『マーク』等社会の注目を惹くべき

物を公衆に配付すること。ル、其の他体育に関すること。<sup>(95)</sup>

ところで『教育週報』は、「十一月三日を体育デー 体育普及化を目標に文部省が大童の宣伝」として「近頃社会各方面の人々に体育熱が高まり、体育の民衆化、運動の一般化の声が漸次、実際に実現されるやうになったが、文部省に於ては学校衛生課が中心となって来る十一月三日、先帝陛下御誕辰の佳節を卜して、全国に向かつて国民の体育熱を漲らし、大々的に体育の奨励をすることになっているが、(中略)当日は三百万枚のピラを各府県に配り、これを飛行機、自動車で散布し、(中略)一方に於ては各種展覧会、講演会を催したり、体育に関する研究会を開く筈であるが、今回の趣旨は体育をして、年齢都鄙別なく単に学校生徒や特殊人のみならず、万人にその必要と実行とを諒解せしむるのたため、文部省衛生課にあっては、目下パンフレットや宣伝ピラの考案に工夫を凝らしている<sup>(96)</sup>」と報じている。体育デーの主催団体のその他には、官公庁、青年団、少年団、少年赤十字団、婦人会、処女会、在郷軍人会、青年訓練所、教育会、学校衛生会、宗教団体、社会教化団体、工場、会社、銀行、赤十字社関係、各種実業組合等とあらゆる官製団体や職種の組織が動員され、全国民を巻き込んでいくことになる。この体育デーは、到底「国民の福祉を増進」するためではありえず、神宮大会と同様に明治天皇を奉体することによって、あくまでも国民を天皇制に従属させ、第一次大戦後の経済的、軍事的危機を乗り切るために国民を「生涯を通じて休むことなく、絶へず」総動員する意図によるものであったことは明らかである。そしてこの体育デーは、やがて神宮大会の趣旨をより一層全国的の浸透させるために実施された全日本体操祭と連動していく。

## 8. 第2回明治神宮大会とマス・ゲームの実施

### 1. 開会式と明治神宮参拝

第2回神宮大会(秋季大会)は、大正14年10月28日から開催されているが、『報告書』はこう記述している。

「明治神宮外苑に完成せる大運動場を中心とし全国の選手を集め、神前に於て光栄ある一大競技を行ふことは、常に明治大帝の御聖徳を敬仰する所以であるばかりでなく、国民の心身鍛練並精神の作興上、其の効果の渺からざることは前回の実績に徴するも確かな所で、大正十四年に在りても当初の計画に基いて明治神宮例祭を機とし、第二回明治神宮競技大会を開催することに決定した。

依て同年五月から之が準備に着手し、本大会の根本計画を樹てる為大体前回の競技種目より、各種目につき代表一名宛其の他特に関係ある人員を合せ、総計三十六名に対し準備委員を囑託したが、之が委嘱に先だち全国的に団体の組織ある競技に在りては、当該団体に其の準備委員の選定を依頼したのである。斯くて代表準備委員の協議を重ねること前後七回、競技種目、競技期間、競技場、選手選出方法、競技規則の制定、優勝者の表彰方法、各競技部予算、選手優待方法等本競技大会の全般に關係を有する事項につき打合せをなし、計画を進めた。大日本武徳会の不参加声明に対する態度の如きも、此の委員会に諮り決定したのである。

之と共に競技の種目毎に部を設け、其の準備計画を進むる為、関係者専門の知識ある者二百余名を準備委員として囑託し、各部屢々準備委員会を開き競技の準備計画施行に関し夫々協議を重ね、交渉を進め、競技規則の如きも其の立案になるものである。かくて各部に於て協議決定した主なる事項は前期の主たる準備委員を以て組織せる協議会に諮り、其の承認を経たるものは夫々手続きを踏んで成案とし、実行を要するものは其の歩を進めた。其の他役員としては本競技を円満に執行する為、関係方面の有力者二十二名を大会顧問として囑託し、又各競技の執行に必要な役員として専門の知識経験ある者八百余名を各部の顧問及競技委員として囑託したが、上記役員は何れも名譽

職として盡力せられ、就中準備委員の如き数ヶ月に渉り終始盡瘁せられたのである<sup>(97)</sup>。」

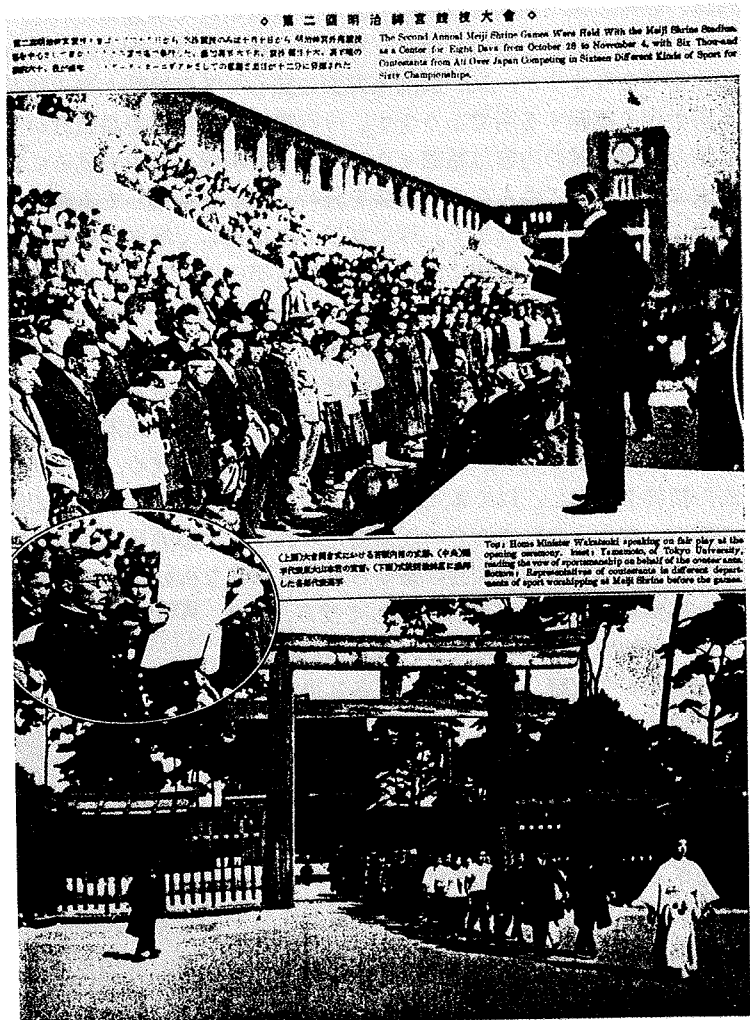
その準備委員は、陸上競技部 平沼亮三、水上競技部 飯田光太郎、野球競技部 芦田公平、庭球競技部 針重敬喜、ア式蹴球競技部 岸本武夫、ラ式蹴球部 永井信二郎、バスケットボール競技部 薬師寺尊正、ヴァレーボール競技部 三橋義雄、剣道部 大木健次郎、剣道部 菅原 融、柔道部 本田親民、柔道部 村上邦夫、弓道部 村尾圭介 相撲部 加藤隆世、馬術部 湯川忠一、漕艇部 宮木昌常、射撃部 河本 助等である。また大会顧問には、坂谷芳郎、指田義雄、松浦鎮二郎、津野一輔、大角岑生、一戸兵衛、等々力森蔵、平塚広義、太田政弘、中村是公、今村次吉、嘉納治五郎、福田雅太郎、小山松吉、安部磯雄、田中銀之助、岡野 昇、加藤寛治、朝吹常吉、松平頼寿、山川健次郎等当時の爽々たるメンバーで構成されている。

これら当時の政界、官僚、学会、体育界等各界の著名人とともに、さまざまな官製組織や団体を傘下に大会の予選、運営等が実施されている。

「右の組織（準備委員、顧問等 筆者註）の下に着々準備計画を進むると共に、文部省、陸軍省、海軍省、地方長官、主なる運動団体等に対し援助方を依頼し、且地方長官、植民地政庁、運動団体等には地方予選又は選手の推薦を依頼した。陸海軍人、在郷軍人、青年団員、大相撲協会力士の参加に就いては陸軍省、海軍省、帝国在郷軍人会本部、財団法人日本青年館にて終始幹旋の労を取られた。その間中央及地方の新聞社、通信社等は本大会の計画、経過、地方予選の状況等につき詳細に報道し、敏速に通報せられた。其の他宮内庁、通信省、警視庁、明治神宮造営局、明治神宮社務所、東京市等の盡力に依り運動場の準備を始め、各般の準備が整ふたので大正十四年十月二十八日から競技を開始した<sup>(98)</sup>。」

そして報告書は「諸般の準備全く整ひ、茲に予定の

#### 資料—20



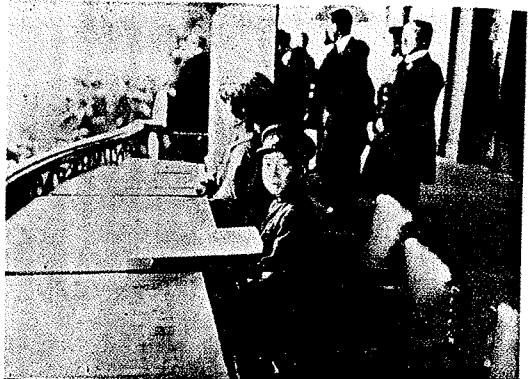
如く十月二十八日午前八時三十分より明治神宮外苑に於て開会式を挙行することゝなつた。此の日天朗に秋の気は木の間に躍り、小春日の陽の輝は早くも草の葉ごとにかげろひて、国を挙げての此の大競技会を祝福するものゝ如くである。定刻莊重なる君ヶ代の奏樂裡に若槻内務大臣を始め、来賓、役員選手及監督者等一同着席、内務大臣の式辭、選手總代の宣誓、總理大臣の祝辭ありて後、山田衛生局長は各部選手代表を引率して明治神宮に参拜、大帝の御靈前に奉告し、式終わりてただちに競技の第一日の日程に入った<sup>(99)</sup>と当日の開会式の模様を伝えているが、若槻内務大臣はこう述べている（資料—20参照）。

「本日茲に第二回明治神宮競技大会を開くに方り、一言所懐を述ぶるは余の最も欣快とする所であります。明治神宮競技大会は毎年明治神宮の例祭を機とし、新興日本建設の英主に存す明治大帝神靈の御前に全国の選手を会し、先帝の御聖徳を偲び奉ると共に国民の心身鍛練に資し、併せて質実剛健なる国民精神の作興を図るに在ります。古の武道たると將た新來の競技たるとを問はず、我國民の心身鍛練の要道たるべきものを広く網羅せる所以も、実に此の趣旨に基くものであります。顧みれば、昨年の第一回大会は規模の広大なる点に於て未曾有の計画であつたに拘らず、円満に遂行せられ、当初の目的を達成し得ましたのは、畏くも先帝御遺徳の然らしむる所であつて、感激に禁へぬ次第であります。又一面關係方面の熱心なる御援助と選手諸君の努力の賜であつて、局に当たたる者の深く感謝する所であります。今回第二回は準備委員諸君が半歳に亘り、熱誠周到なる御盡力に依り、更に其の内容は整備せられ、又一層規模の雄大を見るに到りました。其の結果各競技に亘り大々各地に於て盛んなる予選会を施行し、之を通過して本競技に参加せむとする選手は約六千名に達するの状況であります。殊に女子の参加著しく増加した事は本邦の女性の心身鍛練上最も喜ぶべき事であります。尚新に施行すべきマスケームは二万余の参加者により団体的規律と訓練とを発現する計画であります。

以上の如く第二回大会は一層国民的競技たるの規模を備ふるに到りましたが、克く其の実績を挙げ、国民の期待に副はんが為には参加せる選手諸君の努力如何に依るのであります。今や本大会は国民視聽の中心となつて居りますから、全国を代表する光榮ある選手として諸君の行動は直に一般に反響するのであります。従て余は諸君に対し互に相戒め、正々堂々平素鍛練せる技能を發揮し、斯道の精神を發揚し、以て本大会開催の趣旨を徹底せられむ事を切望して止まぬのであります。終りに臨み、本大会の計画樹立の任に当たられたる準備委員、地方予選会の主催者、競技委員等の各位並びに朝野各方面の本大会に寄せられたる深甚な御好意に対し謹で謝意を表します<sup>(100)</sup>。」

また加藤高明首相は、「時は秋にして清み、地は明治神宮の神域にして境厳なり。諸君は日本全国の代表者として此時、此処に会して各其得意とする技を競はんとす。誠に会心の事たらずんばあらゆるなり。近年我国に於ける運動競技の發達は極めて著しきものあり、殊に競技精神のようやく多数の間に理解体得せらるゝに至れるは、最も欣懐に堪えざる処なりとす。諸君は実に技に於ても、精神に於ても其代表者たるの榮譽と資質とを有するものたり。希くは今日以後の競技に当たりて能く其妙を發揮して遺憾無からんことを。予は斯く

資料—21



の如くにして諸君によりて我国に於ける運動競技の真髓の茲に表現せられんことを望み、更に之に

よりに斯く道の益発達せんことを希ひ以って祝辞とす<sup>(101)</sup>」と挨拶している。

さらに選手代表の山本良造は、「第二回明治神宮競技大会の開催せらるゝに方り、生等皇土の各地より選ばれ、技を先帝御聖鑑の本に競はんとす。一同誓て大臣閣下の告諭を体し、奮励努力以て斯道の精神を発揚せんことを期す<sup>(102)</sup>」と宣誓している。

## 2. 皇太子の臨席

こうして第2回大会は開催されたが、この大会でも第1回大会以上に皇族が動員され、各競技場に臨席している。

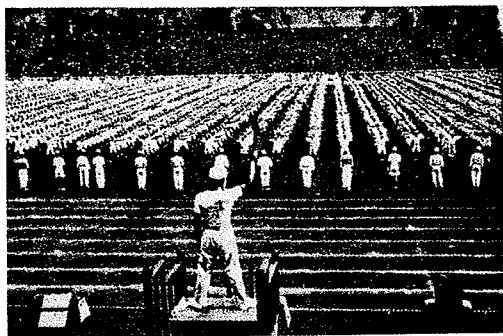
北白川宮永久王殿下、竹田宮恒徳王殿下、東伏見宮邦英王殿下、王世子妃方女王殿下、李徳恵姫(十月十一日 水上競技、芝公園プール) 東伏見邦英王殿下、東久邇宮盛厚殿下、朝香宮孚彦王殿下、朝香宮忠彦王殿下、李鍵公子(十月十二日 水上競技、玉川プール) 山階宮茂磨王殿下(十月二十八日 漕艇競技場、墨田川) 北白川宮永久王殿下、竹田宮恒徳王殿下(剣道試合場 日本青年館講堂) 伏見宮博英王殿下、東久邇盛恒王殿下、東伏見邦英王殿下、朝香宮孚彦王殿下、朝香宮忠彦王殿下、李鍵公子(十月三十日 野球競技場、早大グラウンド) 朝香宮孚彦王殿下、朝香宮忠彦王殿下(十一月一日 野球場グラウンド 早大グラウンド) 賀陽宮恒憲王殿下(十一月一日 馬術競技 陸軍士官学校々庭) 竹田宮恒徳王殿下、北白川永久王殿下、東伏見邦英王殿下、山階茂磨王殿下、李鍵公子(十一月一日 外苑競技場) 高松宮殿下、東久邇宮妃殿下、竹田宮大妃殿下、王世子殿下、王世子妃殿下(十一月二日 外苑競技場) 閑院宮載仁親王殿下、朝香宮孚彦王殿下、朝香宮忠彦王殿下、東伏見邦英王殿下、東久邇宮盛恒王殿下(十一月三日 剣道場 日本青年館講堂) 澄宮殿下、東伏見邦英王殿下、伏見宮博英王殿下、朝香宮孚彦王殿下、朝香宮忠彦王殿下、東久邇盛恒王殿下、北白川宮美子女王殿下、北白川佐和子女王殿下、北白川宮多恵子女王殿下、朝香宮紀久子女王殿下、朝香宮湛子女王殿下、竹田宮礼子女王殿下(十一月三日 外苑競技場及相撲場) 東久邇盛恒王殿下、東伏見邦英王殿下、朝香宮孚彦王殿下、朝香宮忠彦王殿下(十一月三日 柔道場 日比谷講演音楽堂)<sup>(103)</sup>(資料-21参照)

こうして大会は、「独り水上競技に在りては気温、設備の関係を考慮し、十月十日より三日間競技を行ったが、各競技を通じ選手数五千六百余名に上り、各会場共多数の観覧者あり、会期八日間(会期は当初七日間であったが、雨天の為硬式庭球競技完了に至らず、一日延期となる)に涉り何等の滞りなく好成績を収めて無事終了を見るに至った<sup>(104)</sup>」という。

## 3. 「明治天皇頌歌」とマス・ゲーム

ここで注目しておかなくてはならないのは、この大会にかかわり、動員された人数である。報告書によれば、この大会に何らかのかたちで参加した国民は、50万人に及んでいる。当時の我が国の総人口が、ほぼ7千万人であったことを考慮にいと、その影響力は、多大なものであったと推測される。報告書は「選手は内地は勿論、遠く関東州、朝鮮、台湾より上京し、其の数五千六百四十六名(内青年団七百名軍人 現役八十二名、在郷軍人三百二十名 女子一般二十名、学生生徒七

資料-22



百四十八名、学生生徒二千三百四十名、一般千二百十九名、力士百十二名）、これにマスゲーム出場者を加ふときは三万人に達する状況である。なお地方予選に出場した選手の見込数は約二十万人である。観覧者は正確に算することは出来なかったが、各会場を通じて無慮五十万人に上る見込である<sup>(105)</sup>と記している。ちなみにマスゲームには小学校男女六年生6,400人、中学校生徒男女2年生、4,900人、戸山学校生徒、体操専門学校（東京女子体操音楽学校、二階堂体操塾）生徒が参加し、合同体操や「明治天皇頌歌」によるダンス等を行っているが、北原白秋作詞、山田耕作作詞による「明治天皇頌歌」とは、次のようなものであった（資料—22, 23参照）。また財政的には、「経費予算総額は約六万円で、之が財源は国費一万円、明治神宮祭奉祝会の寄付七千円、其他入場料、帝国競馬協会からの援助金を以て支弁した<sup>(106)</sup>」というが、その額は、わずか1万円、後は寄付で賄うというおそまつきである。

#### 4. 奉納主義批判

ところで、内務省や軍部の神宮大会に対する政治的、イデオロギー的思惑がそのまま受け入れられたことを意味するものではない。全国府県社会教育主事会議において神宮大会の「奉納主義」が、「競技精神」を形骸化させるとのさまざまな批判が出されている。この問題に関して『教育週報』は、「奉納主義の神宮競技 社会教育主事会で問題 競技精神を没却せざるや……と 某専門大家語る」として次のように報じている。

「社会教育主事会議にて『神宮競技に入場料を徴収するは不可である。若し徴収するとなれば、何故に出場選手の旅費を支給せざるか、中等学校選手が、一般選手と混合出演することは弊害がある。出場選手の予選を東京で行はず、各府県に於て行ふとても差支へないではないか等の議論が出て、頗る緊張せる論が行はれた。右につき某専門大家は語る。『一体内務省では、神宮競技は神宮祭に奉納する意味のもので、体育のためではないといっているが、各全国的に、而も中等学校選手までも送り、入場料まで徴収するといふ事実は、単なる奉納として体育方面の研究を等閑に附してよいか先づ問題である。神宮競技に限ったことではないが、どうも競技の勝敗にばかり没頭して、真の競技精神を失っている。(中略)なお今日各府県で出演の選手に関係しているものは何れも府県教育主事であって、皆教育的見地から施して行きたい希望であるが、内務省の方針が如上奉納主義であるため如何とも出来ない次第である<sup>(107)</sup>。』」

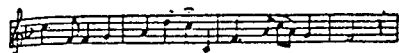
この報道に対して内務省衛生局保健課長湯沢三千男は、「神宮競技会はその精神趣旨極めて明瞭であって、何等議論するべきところはない。即ち明治神宮の大祭を機とし、先帝の御威徳を忍ぶために、大に国民的精神の作興を図り、全国民の体力を増進せんとするのが主目的で、これを奉納主義と称するとも敢て差支えないかも知れないが、然し単なる奉納ではないことを理解しなければならぬ。(中略)次に入場料の問題であるが、(中略)真のよい競技会であればある程、入場料は徴収すべきである。(中略)出場選手の旅費であるが、これは支給することが出来れば支弁することもわるくなくあらうが、然し動もすると、却って弊害を醸す様な結果にならないとも限らない。即ち雇はれて神宮競技に参加するといふ気分が少しでも漲れば自発的、全国民的気運の上に如何かと懸念される<sup>(108)</sup>」と反論している。神宮大会の賛同者からさえ大会の在り方が問題にされるということは、大会がいかにか政治的かつイデオロギッシュなものであったかの証左でもあるが、それは開会式や神宮参拝の次第や若槻、加藤の祝辞、さらには皇族のかかわり方を見れば、一目瞭然である<sup>(109)</sup>。

資料—23

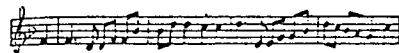
明治天皇頌歌

北原白秋作歌  
山田操作作曲

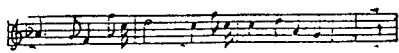
原曲調音 = (C, M.) - 84)



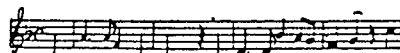
くそくあしきつち けいこく ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
くそくあしきつち けいこく ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
くそくあしきつち けいこく ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん



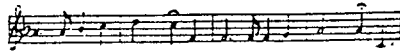
あしげく けいこく ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
あしげく けいこく ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
あしげく けいこく ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん ちんぎん



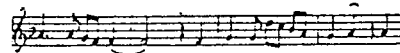
くそくあしきつち けいこく ちんぎん ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
くそくあしきつち けいこく ちんぎん ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん ちんぎん  
くそくあしきつち けいこく ちんぎん ちんぎん  
あつたつ ちんぎん ちんぎん ちんぎん ちんぎん



1 大空の 窮みなき 道つが 日の本の  
2 天皇の 神ながら 知るしめす 道  
3 故こそ 畏き大御心  
4 仰げや、 國民、  
5 崇めや、 諸人、  
6 われらが 明治の 大皇帝を。



7 東へ 都選させ、 日と 耀かに、  
8 天津日繼の 躬みづから 祭り 統べます。  
9 故こそ まことの 君の 聖業。  
10 仰げや、 國民、  
11 崇めや、 諸人、  
12 われらが 明治の 大皇帝を。



13 まつろはね、 稷威の まにまに うち平けて、  
14 四方を 利すと 高領るや 恩澤うる ほう。  
15 故こそ 正しき 大御軍。  
16 仰げや、 國民、  
17 崇めや、 諸人、  
18 われらが 明治の 大皇帝を。

明治天皇頌歌

北原白秋作歌

一 大空の 窮みなき 道つが 日の本の  
天皇の 神ながら 知るしめす 道  
故こそ 畏き大御心

二 仰げや、 國民、  
崇めや、 諸人、  
われらが 明治の 大皇帝を。

三 東へ 都選させ、 日と 耀かに、  
天津日繼の 躬みづから 祭り 統べます。  
故こそ まことの 君の 聖業。

四 仰げや、 國民、  
崇めや、 諸人、  
われらが 明治の 大皇帝を。

五 まつろはね、 稷威の まにまに うち平けて、  
四方を 利すと 高領るや 恩澤うる ほう。  
故こそ 正しき 大御軍。

六 仰げや、 國民、  
崇めや、 諸人、  
われらが 明治の 大皇帝を。

七 代々木野の 林に 神を びますと、  
神の 宮居の 千木 高く 鎮め 設らす。  
故こそ い照らす 天の 八咫。

八 仰げや、 國民、  
崇めや、 諸人、  
われらが 明治の 大皇帝を。

九 東へ 都選させ、 日と 耀かに、  
天津日繼の 躬みづから 祭り 統べます。  
故こそ まことの 君の 聖業。

十 仰げや、 國民、  
崇めや、 諸人、  
われらが 明治の 大皇帝を。

## 9. 明治神宮体育会の設立と第3回大会の開催

### 1. 神宮大会への学生の参加問題

第3回明治神宮競技会開催に際し、当大会への学生参加問題が起こっており、それが実は明治神宮体育会設立の引き金になっている。つまり大正15年6月25日に第2回大会の代表委員が内務省に招かれ、席上山田衛生局長から「今春文部大臣より学生の参加する競技会についての訓令が出たから、神宮競技に学生の参加を認めるか、否かと照会せしに、認めないと云ふ回答があった旨の報告<sup>(110)</sup>」があり、この問題が話題の中心となった。これに対して内務省は、「内務省としては尚文部省と交渉して学生参加を認めて貰ふ様努力するが、万一文部省が絶対に学生の参加を認めないなら、内務省としては折角盛大になり来った神宮競技会を中絶したくないから、万一の場合は青年団、在郷軍人、陸海軍のみでも此競技会を続けて行きたい<sup>(111)</sup>」と述べ、ある委員は、「学生の参加を認めないならば、学校単位の競技会はやらなくても、一般と云ふ名目にて継続して貰ひたい<sup>(112)</sup>」と発言している。また山田局長は、「学生が個人又は倶楽部として参加するを認めたなら、文部省の趣旨に背くから、同じ政府部内であって一方の官庁の方針を裏切る如き行為を他の官庁がする訳には行かない。内務省としては之は断然出来ない<sup>(113)</sup>」と主張している。これら異なる意見が錯綜するなかで平沼、末広、針重等は、「此際民間団体としても意見を渾め、円満なる解決を見るやうに努力し度い、それには之が斡旋を大日本体育協会に頼みたい<sup>(114)</sup>」と言い、結局辰野保を介して体育協会に依頼することになり、体育協会は「文部省に対する斡旋は出来る限り引き受ける、又之が為めに神宮競技会を体育協会が奪う如き事はないのであるから、誤解を受けないやうに行動する<sup>(115)</sup>」ことを6月28日の専務理事会で取り決めている。その後30日に体育協会は、丸ノ内中央亭に各競技団体の代表委員を集め、岸会長が挨拶しているが、要するに神宮大会を継続することで意見の一致をみたのである。

そして7月1日、神田学士会館でこれら実行委員が、各競技団体の意見をまとめ、内務、文部両省と協議したが、結論には至らなかった。この問題は、政府部内でも問題となり、川崎内務、松浦文部両次官で協議することになり、「一、主催者を民間団体とすること。一、開催日は明治神宮祭を中心とすること。一、開催回数は三年に一回とすること。一、大正十五年より直に実施<sup>(116)</sup>」すること等の文部省案が示されている。川崎内務次官は、この文部省案をもって実行委員（平沼、内海、河本、村上、宮木、加藤）と協議したが、回答を留保し、29日に各団体代表との実行委員会を開催し、態度を決定している。

それによると「一、三ケ年に一回は賛成出来ず。一、学生が参加せぬなら、寧ろ行はざるに如かず。一、無条件なら主催を引受ける。一、三年に一回と云う如き条件付きにては各委員の責任上、各団体の意見を渾めたる上でなくば返答しかねる<sup>(117)</sup>」というものであった。この案をもって、さらに文部省と協議したが、文部省は、「一、学生の参加は三年に一回より醸歩せぬこと。一、其他の青年団、在郷軍人にて毎年挙行するも差支へなし<sup>(118)</sup>」との決定を主張するにとどまった。最終的には、神宮大会を官と民間団体の合同主催によること、官民合同が不可能な場合は、民間団体で開催することで決着を見たのである。

### 2. 明治神宮体育会の設立

その結果、次のような「神宮競技主催組織大要」がまとめられている。

「一、目的 明治大帝ノ御聖徳ヲ懐仰シ、国民ノ身神鍛練並ニ精神ノ作與ニ資スベキ諸般ノ施設又ハ事業ヲナシテ目的トス。一、事業 明治神宮競技会ヲ開催シ、体育デーヲ催シ、其他事業ヲナス。一、名称 明治神宮競技会 一、事務所 日本青年館 一、経費 内務、文部省、其他各省、各団



体奨励会、寄付金、競技会入場料、其他雑収入ヲ以テ経費ニ充ツ。予算ハ代表委員会（仮定）ノ決議ヲ以テ定メ、決算ハ代表委員会ノ承認ヲ経ルモノトス。一、役員 総裁宮殿下ヲ仰グ。会長候補者坂谷芳郎 名誉会長（首相） 副会長（？） 顧問 各方面ヨリ推薦 総務委員（？） 代表委員ニテ選出 代表委員 各官庁、団体ヨリ選出、競技委員 各競技団体ニメ選出、競技部顧問 一、機関 会長 代表者、顧問 諮問機関、総務委員 執行機関 九名（競技部六名、内務、文部、商業会議所）、代表委員 協議機関 五十名以内、協議委員 実行機関

一、顧問 内務大臣、次官、文部大臣、次官、陸軍大臣、次官、海軍大臣、次官、明治神宮々司、東京府知事、東京市長、鉄道大臣、次官、各競技団体会長、神宮奉賛会長、貴衆両院議長、在郷軍人会長、警視總監、戸山学校長、商業会議所会頭、宮内大臣、次官、青年団理事長、青年館理事長、大日本武徳会会長、実業家、教育家、功労者（体育界） 一、代表委員 各競技部（マスメーム、体操部、女子競技部ヲ加フ）、内務省一衛生局、神社局、社会局、文部省一学校衛生課、社会教育課、体育研究所、東京府、東京市、商業会議所、青年団、在郷軍人会、陸軍省、戸山学校、海軍省、明治神宮、神宮奉賛会、宮内省、鉄道省、奨健会、青年館<sup>(119)</sup>」

一見して明らかなように、この大要は、それまでの協議会とは殆ど変わりはなく、むしろ権力組織を収斂させることによって、一層その国体主義を強化しようとしている意図が明らかである。にもかかわらず、この大要に対して文部省は、依然3年に1回の開催を主張したため、事態は進展しなかった。そのため平沼が若槻首相と意見を交わしているが、確約を得ることが出来ず、首相の回答待ちとなったのである。その間、各委員から「一、内務省が民間団体に引渡す際、白紙無条件なりしも、文部省案の学生参加三年案では当初の目的を裏切る。一、民間団体は之に対し政府と絶縁して、今後競技を遂行する如きは学生並に全国青年団体に対して面白からず、此際再び内務省に神宮競技会を返還しては如何<sup>(120)</sup>」等さまざまな議論が提出されている。こうした経過のなかで興味を引くのは、帝国教育会の代表野口援太郎が岡田文相に会い、「一、神宮競技は非常に重大なる使命を持つ競技なるを以て、四年毎に一回開催するを適當と認める。一、神宮競技会は選手権獲得の爲めの競技会と全然別個のものとするべきこと。一、神宮競技は民間の事業となし、新に民間委員に嘱託して組織計画せしむるを適當とす<sup>(121)</sup>」との決議文を渡している。結局はこの決議文は無視されている。9月14日に平沼、内海、宮木が首相官邸で岡田文相と会見し、「一、今年度競技会は無条件で例年の如く開催する事。一、明年度より学生の競技を隔年七月三十日明治天皇祭当日を以め挙行し、青年団一般競技は毎年十一月三日明治神宮祭当日に挙行する事<sup>(122)</sup>」との調停案が示され、神宮競技会を2年毎に開催することで合意に達し、その開催組織として会長を井上準之助、副会長を平沼とする「明治神宮体育会」を設立することになったのである<sup>(123)</sup>。

### 3. 第3回神宮大会の開催

こうして明治神宮体育会主催の第3回神宮大会が開催されたが、当日の様態をこう伝えている。「第三回明治神宮競技大会は新しく作られた明治神宮体育会主催のもとに、明治神宮体育大会と名称を改め、大正十五年十月二十八日から三日間神宮外苑の大競技場を中心として行はれた。第一日の二十八日は朝来の好天気で、明治大帝懿徳を偲ぶにふさわしいものであった。午前八時神宮大競技場に於いて開会の式は催された。先づ神宮体育会々長の井上準之助氏の開会の辞につき、若槻首相、浜口内相、岡田文相の祝辞があり、選手代表慶応大学堤正安氏の宣誓の辞があり、直ちに選手代表及各部委員は明治神宮に参拝、報告する処あり、直ちに競技に移った。今回は参加人員三千六百余名、競技種目十八、選手権の数六十余に及び前回に数倍に優る盛況であった<sup>(124)</sup>。」

当日若槻首相は、「日本全国代表選手こゝに集ひて神明に祈り、良心に誓ひ堂々その得意の技を競はん」とす、まことに壮なりといふべし。思ふに近年我国に於ける運動競技の発達は極めて著しきものあり。殊に本大会の回を重ねるに従ひ、運動精神が漸次一般国民に理解せられるに至り、益々盛大を加へんとするは、誠に欣快に堪へざるところなり。いはゆるフエーアプレーの精神をもってその妙技を闘はしめ、もって諸君の衿持する現代青年の意気を発揚せんことを一言もって祝辞とすと祝辞を述べ、また浜口内相は、「今や明治神家競技は民間団体たる本会の文催する所となれりといへども、明治大帝の御聖徳を景仰し奉ると共に、国民精神の作與並に身心の鍛練をもつて一大目標とせる当初の主旨は毫も変らざる所たり。希くばこの鍛練において全国より選ばれた諸君は、よく士道の真体を發揮し、もつて他の範とせられよ」と述べる一方、岡田文相は、「思ふに体育運動は、その方法の科学的理論に合致するを必要とし、かつ多数の国民が日常これを実行するを大切とする。

もし体育運動にしてよくかくの如くなるを得ば、これ即ち国民体育の成果を發掘するものにして、その一般體育運動の振作に貢献するところ決してからざるなく、殊に本体育会は畏しくも明治大帝の御聖徳を宣揚し、兼て国民体育作與に關與するの趣旨に出たるものなれば、その齎らすところの効果もいよへ大なるものあるを確信す。諸君は勝敗と記録に拘泥する事なく、よく公明正大なる精神を持し、終始質実剛健なる態度を保ち、もつて本大会の目的に添

資料—24



はん事を期せざるべからず。一言希望を述べて祝辞とす<sup>(125)</sup>と挨拶している。また選手代表の堤正安は、「第三回明治神宮体育大会の開催せらるゝに当たり、生等皇士の各地より選ばれ、明治大帝の御聖徳の下に正々技を競はん」とす。一同誓つて奮闘努力以て普く純正なる運動競技の真髓を知らしめ、国民の士氣振興の一助たらんことを期す<sup>(126)</sup>と宣誓している。大会終了後、水上競技部の京田武男は、つぎのような感想を残している。

「◇神宮競技の精神を顕はすに最も適当な方法で、今回の水上競技が行はれたこと、これが最も大きな喜びであつた。◇日本のあらゆる階級を網羅した選手の大競技—これは誰しも言ひたい理想である。併し運動熱勃興以来、年を閲すること少なき日本では、学生以外に競技の大集団を實際に『大きな形』として集めるには遺憾の点が多い。勿論学生も参加させたい。また同様にすべての階級をも一列に参加させたい。遠い『ギリシヤ』の古い事は言はず、現在断興の日本の運動熱も、もつと量にも質にも深く且つ強いものにしたい。この意味から発して居る神宮競技に、今回の水上競技、いろいろの工夫と苦心を蔵して、番組を編成した点を嬉しく思ふ。(中略)◇今回の大会には『日本古来の游法による泳法』、『八種競技—日本古来の游法による』、『比重競技』の三種が加へられた。これは神宮競技の精神に最もふさわしいもので、日本游法の伝統を尊重し、一面に於て日本游法の精神と帰趨を一般に示すものとして意義の深いものである。所謂レコード偏重の弊も緩和され、日本游法に先人工夫の蹟を雀察せしむる唯一の機縁ともなり、特に現存諸大家の法実演に至つては往古に於ける御前法の盛儀も偲ばれて心ゆかしき極みである。◇八種競技に於ては『業』の選択にい

ろいろの困難もあったことは深く諒察すべき点で、競技者の自制と審判員が流派を超越した温情あふるゝ合議審判と相待って、涙ぐましいほど静肅な場面を見せて呉れた。審判其人を得たるによらうが、競技者の謙虚の態度も亦賞嘆に堪えざるものがある。最も議論の余地のありさうに思はれたこの競技が斯くも神聖に、且つ何等怨嗟の声なく完了されたことは神宮競技開始以来の美談として特記せなければならぬ。(中略) ◇全体として今回の大会は所謂『盛り沢山』の豊富な内容を単時日に手際よく捌き切って特色ある神宮競技の権威を發揮したものである<sup>(127)</sup>。」

さらに軟式庭球部の久保圭之助は、「概表」としてこう記している。

「朗に秋晴れの朝、今年も皇威いや高き神宮の名も体育大会と改められて、民間文催の其競技が開かれた。毎年のことであるが、カラリとした空高き。天候さへも心から君の御恵き深きを喜ぶものゝ如くである。些少の官僚趣味からの争ひの為、徒に準備の日を短くした恨みはあったが、兎も角も、遅滞なく盛況裡に競技は運んで行った。私達は今心から其重荷を下した軽い疲れと責任の遂行を喜んでいる。けれども不快なことのないこともなかった。軟式庭球といふ小さい競技の一種目から云ふならば、規則の不統一にまつはる醜い感情の曝露である。けれどもこれは私達神宮準備委員から故意にもとめたものではない。云はゞ覆ひかゝつあ些少な日影なのである。他から落ちた埃である。君の皇威の下に行はれる競技日にまし、年々に其昔ギリシャのオリンピックの技も夫れかと盛況に進展してゆく此体育大会、不遜の影がさし、不敬の埃が積らば払ふは固より私達の責任である。私達は只正義の、イヤ正しい運動競技、テニスそのものゝみに生きてゆきたいのである。幾多の犠牲も場合に依ては払はれねばならぬかも知れない。夫も仕方がないことである。が併し不快れて軟庭競技も終了できたことは委員の人達、審判員、プレーヤー諸君のおかげである。謹んで感謝の意を表す<sup>(128)</sup>。」(資料一24参照)

## 10. 学生の参加問題と第4回神宮大会の開催

### 1. 学生の参加問題

内務省主催による神宮競技大会は、第3回大会より学生の参加問題から表面上は民間団体の手に移ったが、依然学生の参加問題は、明治神宮体育会と文部省の間に未解決のまま残った。その後岡田文相と体育会役員との間で交渉が交わされてはいるものの、解決の目度がたたず、塚本内閣書記官長が、第4回開催に当たって調定案を提出している。それによると「一、学生の競技は隔年七月三十日明治天皇祭当日を以て挙行し、青年団一般競技は毎年十一月三日明治神宮祭当日に挙行する事<sup>(129)</sup>」というものであった。この調定案をもとに青年団は、財政上から隔年開催を決定し、体育会では「已むなく青年団の意見に合流し、結局隔年十一月三日を中心に開会し、学生参加に対しては何等制限を附せざる事を文部省に交渉して、其実現を期する事<sup>(130)</sup>」とし、文部省との交渉に入る予定でいた。ところが昭和二年に内閣が更迭され、文部大臣に水野練太朗が就任し、また井上準之助は、日本銀行総裁に就任したため会長を辞している。そのため平沼等の総務委員は、水野文相と交渉を重ねるとともに鳩山内閣書記官、栗屋文部次官等とも折衝し、その打開に当たったが何の効果もなく、結局井上前会長が水野文相と協議し、調定案を8月の評議会で決定することになったのである。参考のために、その議事録を引いておく。

「昭和二年八月十八日午後七時ヨリ日本青年館ニ於テ評議委員会ヲ開ク。平沼副会長、座長席ニ着キ、直チニ井上前会長ヨリ文部大臣トノ交渉ノ結果ヲ御報告願フベシト述ヘ、井上会長、先般来体育会ノ御依頼ニ依ツテ水野文部大臣ト種々協議シタ結果、次ノ様ナ通牒ヲ文部省カラ発スルコトニ話ガ纏ツタノデ、近ク文案ヲ私ノ方ヘ廻シテヨコシタ上決定スル筈デ、其ノ内容ハ一、学生々

生徒ノ参加スル総合的競技ハ毎二年毎ニ一回開催スルコト、一、中学校以下ノ生徒児童ハ前項競技会ニ参加セシメサルコト、但シ競技会開催地付近ノ学校ノ学生々徒児童ノ『マスゲーム』ニ参加スルガ如キハ差支ナシト云フノデアッテ、以上ヲ原則トシテ本年開催スルトモ、明年ニスルトモ、ソレハ体育会ノ随意トスルトノコトデアルト述ブレハ、平沼副会長、以上ノ様ナ条件ナラ宜シイカト思フカ如何デシヨウカト各評議員ニ諮リタルニ、芦田氏、右原案ノ内ニ総合的ト云フ言葉ガアルガ、現在ノ競技界ニ於テ総合的競技トモ云フヘキモノハ明治神宮競技ノミ通用セラレルヘキモノテアッテ、結局従来通り神宮競技ニ対シテ差別待遇スルコトニナリ、文部省ノ態度トシテハ甚ダ穩当デ無イモノト思フ。若シ文部省デ全国ノ学生々徒児童ノ競技ニ弊害ヲ認メルナラ、全国的ノ意味ヲ以ッテ總テノ競技ヲ取締ルノガ至当デアル。若シ文部省トシテ斯様ナ方針ヲ採ルナラバ、其レニ対シテ不満足デアッテモ、之ニ従ハナケレバナラント思フカ、差別的ナ取締ヲナスニツイテハ何処迄モ反対シナケレバナラン。

井上会長、余リ細ク定メズ總括的ニシテ置イタ方ガユトリガアッテ、取扱ノ手心ノ上カラ色々便利デアロウト答フレハ、加藤氏ヨリ芦田氏ト全然同意見ナリトノ旨ヲ述ヘ、引続キ芦田氏ト井上前会長トノ間ニ総合的ノ意味ニツキ種々意見ノ交換アリ。次テ平沼副会長ヨリ最近ノ文部省ノ意向ヲ問ヒタルニ対シ、岩原氏、最近デハ神宮競技ノ事ハ文部大臣ト井上前会長トノ直接交渉デアルカラ、下僚ノ我々ニハ実ノ処ヨク判ッテ居ナイノデ説明申上ケルコトカ出来ナイノデストノ答アリテ、次テ郷 氏、色々議論サレテイルカ、一体今ノ通牒ノ文句ハ交渉スレハ變ヘ得ルモノデアルカ、若シソウデナケレバ議論スル必要ハ無イノデアルカラ、体育会トシテハ通牒ノコトナドハ考ヘ無イデ、自由ノ行動ヲ取ツタ方ガ良イト思フト陳ヘ、芦田氏、明治神宮競技カ何故ニ悪イカト云フコトガヨク判レバヨイノデアル、ト文部省ノ議論ノ根柢ナキヲ難シ、引続キ各方面ヨリ同様ノ意見出テ懇談ニ入ル。次デ石川氏、平沼氏ニ代リ座長席ニ着キ議事ヲ再開シ、橋本氏、色々議論ガアル様デアルガ、結局文部省ノ案ニ随ツテ行ルカ、文部省トノ交渉ヲ断ツテ体育会ノ随意ニヤルカノ外ナイテアロウガ、自分トシテハ後者ノ方カヨカロウト思フ、ト述ヘタルニ対シ、井上前会長ヨリ学校方面ノ関係カ非常ニ大ナル故、文部省ト没交渉ニテ行フハ種々ナル不便アルヘシト答ヘ、更に宮木氏、神宮競技ヲ放棄シタ方ガヨイカ、繼續シテ不合理ノ点ヲ矯正スル方カ良イカテ問題カ極ルト思フカラ、此ノ際ハ繼續スル事トシテ、文部省ノ不合理ナ点ヲ矯正スル方ガ良イト思フト述ヘ、引続キ各評議員ヨリ種々意見出デシガ、結局隔年説ニハ青年団、在郷軍人会其ノ他ヨリノ賛成アリ。

次テ中学校ノ参加禁止ニハ文部省ト交渉ヲ断ツテ行フ意見多数ナリシモ、宮木氏、兎ニ角井上前会長カ折角交渉シテ之レ迄ニシテ頂イタノタカラ、今一応文部省ト交渉ヲ願フコトニシテハドウデアロウト述ヘリ、伊藤（内務）氏全ク同意見ナリト述ヘ、石川座長ヨリ石川氏、一、規約ハ一年置キニ開催スル事ニ改正、一、今年ハ兎ニ角ヤルコト、一、中等学校以下ノ生徒児童ノ参加ニハ全ク制限ヲ加ヘサルコトヲ切望スルモ、若シ差支アリテ認メ難シトナラ、近県丈ハ『マスゲーム』ト限ラス、何ノ競技ニモ参加セシムルコトニシ、若シ云々ノ件ヲモ認メストナラ文部省トハ全然交渉ヲナサズ挙行スルコトニシテ如何ト諮リ、満場一致デ可決右三ヶ条件ニツキ井上前会長ニ再応文部大臣トノ交渉ヲ依頼スルコトトシ、其他ノ付随ノ事項ハ前会長ニ一任スルコトニ決シ、十一時散会ス<sup>(131)</sup>。

この実施案をもって井上が文部省と交渉した結果、「近県」の解釈を出来るだけ広く解釈するととの文部省の説明があつて妥協が成立するとともに、9月27日の評議委員会において第4回大会の開催を決定したのである。またこの評議委員会で新たな役員が決定されているが、それによると各誉会長に井上純之助、会長に坂谷芳郎、副会長に平沼亮三とほぼ従来通りの人選になっている。

## 2. 第4回大会の実施と田中義一等の挨拶

以上のような経過を経て昭和2年に第4回大会が開催されているが、報告書はこう記している。「第四回明治神宮大会は九月十七日、八日の水泳競技を最初に行ひ、十月十六日のテニス競技によりて更に火蓋は切られて、連続九日間神宮外苑のスタジアム及び野球場、相撲土俵、内苑道場等に於いて一斉に開かれた。そしてその開会式は十月二十八日朝八時半、折柄秋雨に煙る神宮競技場正面スタンドでいと盛大に行はれた。雨を厭はぬ三千の健児の集る処、先づ坂谷会長の挨拶があり。

続いて田中首相の祝辞(金子秘書官代読)、鈴木内相の祝辞、水野文相の祝辞あり。終って選手代表小久保信重郎氏が宣誓文を朗読した。これより役員、選手代表は直ちに明治神宮に参拝し、玉串を捧げて開会の報告を行ふ。さて今大会は第三回の競技中、飛行競技は中止され、新たに拳闘とスキーを加へて十八競技となり、其中水泳、スキーを除く十六種が時を同じくして一斉に行ったのであるが、宛然百花咲き乱るゝかとばかり我青年子女の精を集め、或ひは古希の歳を尚赫々として出場する老選手などありて、昭和聖代の元気を象徴せるかの感があった。唯此大会に於いて遠方中等学校生徒が文部省の内規に触れて出場出来なかつた事な遺憾とする処である<sup>(132)</sup>。」

その田中首相、鈴木喜三郎内務大臣、水野文部大臣、選手代表の小久保信重郎は、それぞれこう述べている。

「体育ノ邦家進運ニ寄スル所極メテ大ナルモノアルハ復タ言ヲ待タス。我邦ノ体位尚欧米諸邦ニ比シテ一籌ヲ輪スト称セラルル今日、明治神宮体育会ノ常ニ体育各種ノ施設ニカヲ致サルルハ余ノ深ク感謝スル所ナリ。今仍第四回神宮体育大会ヲ開キ、益々斯道ノ精華ヲ發揮セラルル其ノ他ヤ明治神宮外苑ノ競技場タリ。人亦当代表選手ノ萃ムルニ足ル。其ノ斯道ニ貢献スル所必スヤ至大ナルモノアラム。顧フニ体育ノ第一義ハ品性ノ陶冶ト体位ノ進暢トヲ兼ヌルニアリ。其ノ邦家進運ニ裨補スル所ノ大ナルモノハ、亦実ニ此ノ両者ヲ兼ヌル点ニ存ス。冀クラ本会当事者諸君竝本大会関係者諸君此ニ思フ致サレ、本大会ヲシテ能ク所期ノ目的ヲ達成セシメ、以テ邦家ノ隆運ニ資益セラレムコトヲ。一言所懐ヲ陳ヘ以テ祝辞トス。」(田中義一祝辞)

「天高ク、氣清キノ候此ニ全国各地ノ代表選手相会シ、第四回明治神宮体育大会ノ開会ヲ見ル、真ニ会心ノ壮挙ト謂ウベシ。念フニ本会ノ期スル所ハ明治天皇ノ聖徳ヲ敬仰シ奉ルト共ニ、国民精神ノ作與並身体ノ鍛練ニ資スルニ在リ。選手諸君深く之ヲ体シ、正々堂々克ク其ノ真髓ヲ發揮シ、以テ指導ノ發達昂上ニ竭クシ、所期ノ目的ヲ達成スルニ努メラレンコトヲ。開会ニ方リ当事者ノ労ヲ謝シ選手諸君ノ健闘ヲ望ム。」(鈴木喜三郎祝辞)

「国運ノ消長ハ国民ノ中堅タル青年ノ元氣及体力ノ如何ニ繫スルヤ大ナリ。近時我邦青年団ノ体育運動漸ク隆昌ニ赴キ、之ニ由リテ精神ヲ修養シ、青年実質ノ向上ニ資スルハ国民教育ノ發達ニ貢献スル所大ナリ。明治神宮体育大会ハ畏クモ明治大帝ノ御遺徳ヲ顕揚シ、併セテ国民ノ体育振興ヲ図ルノ趣旨ニ出デタルモノナルガ故ニ、大会参加各位ハ競技又ハ演技ニ當リ、終始公明正大ノ精神ト質実剛健ノ態度トヲ持シ、奮ニ運動技術ノ優者タルノミナラズ、人格及精神上亦青年ノ魁鑑タルコトヲ期セラレザルベカラズ。一言以テ告示ス。」(水野鍊太郎祝辞)

「第四回明治神宮競技大会ノ開会セラルルニ當リ、生等皇土ノ各地ヨリ選ハレ、技ヲ明治大帝御聖徳ノ下ニ競ハントス。一同誓ツテ会長閣下ノ告諭ヲ体シ、奮闘努力以テ斯道ノ精神ヲ發揚セラレンコトヲ期ス<sup>(133)</sup>。」(小久保信重郎宣誓)

ところで第2回大会よりマスゲームが実施されているが、第4回大会でも総勢2万人もの児童、生徒を動員して実施されている。参加人員は、報告書によると次のようである。

1, 東京市児童体操(尋常科5年以上)5,600人, 2, 東京府下小学校児童体操(尋常科5年以上)

5,600人, 3, 都下男子中等学校生徒体操4,200人, 4, 都正女子中等学校生徒及体操ダンス4,200人, 5, 東京府立第四中学校生徒体操60人, 6, 私立本郷中学校生徒体操1,000人, 7, 日本体育会体操学校女子部生徒体操及ダンス130人, 8, 日本体育会体操各校生徒体操200人, 9, 東京女子体操音楽学校生徒体操ダンス160人<sup>(134)</sup>

## ま と め

以上が神宮大会の創設, ならびに第1回大会から第4回大会までの展開の過程である。この大会が, 単なる内務省の思い付き的な発想から創設され, 実施されたのではなく, あらゆる官製団体を駆使し, 体制的危機を乗り越え, やがてはファシズム体制に国民を動員するために緻密な計算のうゑに展開されたことが理解される。大正期の自由体育実践が, 究極的には神宮大会に吸収され, 天皇制体制を底辺から支える結果になったことを考慮するとき, 戦後の国民体育大会のもつ意味の重大が改めて痛感される。初期の段階では国民体育大会の開催に否定的, もしくは消極的であった県民が, 開催日が近づくにしたがって肯定的, 積極的になり, 果てには国民体育大会に非協力的な県民は, あたかも「非県民」であるかのような錯覚を覚えさせるあの一種独特とも, また異様とも言えるムードが想い起こされる。まさに「国体ファシズム」(その意味はどちらにも解釈できる。念のために「国体」は, 天皇制体制を意味するとともに, 国民体育大会の略称としても日常的に口にのぼる。)とも言えるものである。

この小論は入江が担当したが, 明治神宮大会の報告書はすべて鹿島の提供によるものであり, 当然のことながら報告書を入手することができなかつたならば, この拙稿は成就できなかつたものである。したがって, この拙論が何らかの意味をもつものであるとすれば, それは, あくまでも共同の所産である。

## 補 註

- (1) 平凡社 1988年  
なお, 以下断りのないかぎり, 傍点は出典による。また一部旧かな, 旧字体を新かな, 新字体とした。
- (2) 竹之下休蔵『体育五十年』時事通信社 昭和25年 P155 傍点筆者
- (3) 『哲学の現在』岩波書店 1977年
- (4) 今村嘉雄『日本体育史』金子書房 昭和26年 P282
- (5) 加賀秀夫『日本の総動員体制下の学校体育とスポーツ』『体育史』世界教育大系31 講談社 昭和50年 pp351~352
- (6) 『体育の科学』 1987年8月号
- (7) 『スポーツと天皇制の歴史』新崎盛暉 河満信一編『沖繩・天皇制への逆光』社会評論社 1988年 pp300~320  
なお資料-1は, 木村 前掲誌 (P587), および山本 前掲論稿 (P311) による。
- (8) 日本体育協会監修『国民体育大会の歩み』都道府県体育教会連絡協議会 昭和55年 P121 以下『歩み』とする。
- (9) 同前 P121
- (10) 同書 P121
- (11) 同前 P123 傍点筆者
- (12) 坂本孝次郎 前掲書 pp23~24

また坂本は, 昭和25年以後の国民体育大会の質的变化をこう見ている。

「一九五〇年以後、春の全国植樹祭、秋の国民体育大会と、地方でも催される儀式やイベントに、〈両陛下お揃いで〉出席する形式が制度化され展開されてゆく。これは、一面占領の所産であり他面占領終了を予告しやがて宣言する、象徴天皇制のその社会的批准式を日本の各地においてとり行い、象徴天皇をめぐるコートシップ・ドラマを順次興行してゆくことを、象徴論的には意味していた。それ故、いろいろ象徴的な機制や装置が動員整理され、また各宮殿下の担ぎ出しも各競技団体が試みることとなり、ここに国民体育大会は、言わば皇族の降臨する庭として、また、象徴天皇を推戴する儀式としての性格を一方で濃厚におびはじめることになった」(同前P45)と。以後、スポーツと皇族とのかかわりは単に国民体育大会のみならず、各スポーツ選手権大会の天皇杯として登場しており、また昭和58年の愛知県高校総体の開会式には皇太子(現天皇)が列席している。こうした象徴天皇制と国民体育大会の関係は、次のような構図のなかに位置する。

「象徴天皇制は、意識される領域における天皇を無限に秘匿することによって、無意識の領域を無限に天皇にひきつけた天皇制であると言える。意識された領域においては、天皇はほとんど非性化されていながら、構造的には、戦時下のファナチックな天皇制の組織性を保持しているのである。それは、天皇制打倒のローガンに政治性を与えないまでに内面化された天皇制である。戦後天皇制のもつ奥深い政治性とは、このような一見パラドキシカルな構造をもっている。」(菅孝行『天皇論ノート 天皇制の最高形態とは何か』明石書店 1986年 P24)

- (13) 同前 P124
- (14) 同前 P125
- (15) 同前 P125
- (16) 坂本孝次郎 前掲書 P19
- (17) 天皇杯の問題については、創設当時の理事である清瀬三郎が、その後昭和25年に天皇杯をめぐる批判のなかで「天皇杯の返還論」が出ていたことを明らかにしている。つまり天皇杯の設置により各都道府県における特定選手の集中強化、天皇杯得点種目の偏重となって顕在し、国内の批判が一気に高まった。当初国民総スポーツ参加を構想していたという清瀬は、昭和25年10月の第5回愛知大会を前にした日体協国内委員会総会で(1)国体をブロック開催に戻すこと、(2)天皇・皇后杯の返還を前提に①過去の国体出場者を2度と出場させない、②各競技団体の全国大会出場者も除外するという国体改革案を提起したが、愛知大会から国体主催に加わった文部省やその後の国体開催が内定していた各県、各競技団体の強い反対でうやむやになってしまった。その清瀬は、昭和27年秋の福島国体開催式に日体協理事を辞退している。清瀬は、「沖繩もまた、天皇杯獲得に血道をあげているというじゃないか。国体はあのころからなにない一つ変わっておらん。それどころか、病気をいっぱい抱えて、この先どうするんだらうねえ」と語ったという。(『朝日新聞』昭和62年10月22日付)天皇の出席に至る『歩み』の記述と若干ニュアンスが違うようだ。資料-2は、山本 前掲論稿(P308)による。
- (18) 『歩み』 P125
- (19) その原敬は、大正10年11月4日夜、東京駅で18歳の青年によって刺殺された。なお、大正天皇の大喪前後の問題については田中伸尚『大正天皇の大喪』(第三書館 1988年)を参照されたい。
- (20) 「民衆娯楽論」『権田保之助著作集』第2巻 昭和50年 P214
- (21) 自警団の数は、東京1145、神奈川634、埼玉300、千葉366、茨城326、群馬469、栃木16にも達したという。(田中伸尚 前掲書 P25)
- (22) その背景には陸軍、とりわけ戒厳指令部の意図が働いていたとされている。同年10月8日第1師団軍法会議が開かれ、12月8日に甘粕に懲役10年、殺害を手伝った憲兵曹長森慶次郎に懲役3年の判決を言い渡した。しかし、甘粕は3年で出獄し、その後満州国成立に暗躍する。
- (23) 山本内閣は、大正12年12月27日に起こった裕仁(昭和天皇)襲撃事件(犯人難波大助がステッキ銃で銃撃虎ノ門事件)の引責で総辞職し、代わって若槻礼次郎内閣が成立する。
- (24) 治安維持法の前身は、天皇大権の一つ(憲法78条)である緊急勅令第403号「治安維持ノ為ニスル処罰ニ関スル件」(治安維持令 大正12年9月7日)である。
- (25) 天皇の危篤に駆逐艦三隻(太刀風、帆風、羽風)が出動するという厳戒であった。
- (26) 長浜功『国民精神総動員の思想と構造』明石書店 1987年 P18
- (27) 同前 pp16~17所収

## (28) 同前 pp18~19所収

東京高師研究科の伊達洋造は、この「詔勅」についてこう言っている。

「この御詔勅を拝して、吾人は只々恐懼措く所を知らざると共に、教育者としてその責任の一層重大なるを感じるものである。実に今や拳世たんとして奢侈に更り、遊墮に流れる只自己あるを知りて、社会国家あるを知らず、自己の利益の為には、社会を毒し、国家を売るも恬として恥じなきの輩、簇するの悲しむべき有様となった。所謂利己主義、個人主義の跳梁が、社会国家に害毒を流すこと、今日より甚だしきはない。彼らの眼中には、国家的観念もなく、団体的意識もない。たしかに我国は目下思想的に累卵の危機に際会しているのである。(中略)国民精神の剛健を図るには体育を以てするをもっとも近道となす。不健全なる思想は不健全なる身体にのみ宿る。吾人は先づ立派なる人間になる前に立派な動物とならなければならぬ。目下の急務は国民全体は齊しく体育的洗礼を受けしめることだと思ふ。(中略)吾人は利己主義である事は許されない。少なくとも他人もよくなり、また自己もよくなる相互主義ならまだ許すべき点がある。なお百尺竿頭一步を進めて規律あり、協同あり、時には団体の為には自己を犠牲にしてまでも為し得る精神こそ現代の『多数』を要求する団体生活には緊要そのものである。」(『団体意識の訓練より眺めたる体育』『体育と競技』大正13年9月号 pp23~26)

## (29) 陸軍参謀次長(少将) 田中は、大正2年から同3年にかけて第一次大戦の戦況を視察したが、ヨーロッパにおける青少年組織の軍事的、教育的機能に注目し、帰国後、文部、内務両省と協議し、軍部の要求を実現する青年団に対する指導体制の確立を主張するとともに、全国的組織として成長しつつある青年会をドイツの「ユング・ドイチェランド」流の青年義勇団として再編しようとした。当時ドイツ軍総司令官フォン・デル・ゴルト元帥の著書『ユング・ドイチェランド』が、田代順一郎によって『青年独逸』として翻訳、出版され、青年団の国家的支配に一役買ったとされている。(宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社 1966年kk90~193参照) 田中には著書として『社会的国民教育』(大正4年)がある。

## (30) 伊藤 整 家永三郎編『近代日本思想講座5 指導者と大衆』筑摩書房 昭和38年 P24

## (31) 同前 P24

## (32) 田沢義鋪『青年団の使命』日本青年館 昭和5年 P51

## (33) 臨時教育会議の総裁として「兵式体操ニ関スル建議」等を答申し、教育の軍事化を図ることによってファシズム教育の前期を形成する。また明治33年に山県内閣のもとで枢密院顧問官として治安警察法を成立させた。

## (34) 田沢 前掲書 pp181~182

## (35) 田沢は、明治8年7月20日、佐賀県藤津郡島村に生まれ、熊本第五高等学校、東京帝大学法科大学政治学科を卒業後、明治43年4月に静岡県属に任ぜられ、同年8月に静岡県阿部郡長となる。この郡長時代に田沢は、農村青年の教育に力を注ぎ、自治村の形成のために青年団を育成するとともに、天幕講習会を全国各地で開催し、全国青年団運動の基礎をつくる。日本青年館の開館式に「道の日本の完成」と題する記念講演を行っているが、この講習会に成蹊小学校の設立者中村春二も講演をしている。なお田沢の公民教育論における国民主義、ヒューマニズム的な側面については武田清子「田沢義鋪における国民主義とリベラリズム—青年団運動の形成をめぐる一」(『日本リベラリズムの稜線』岩波書店 1987年 pp179~255)を参照されたい。

また松村憲一は、田中の国民皆兵主義的な青年教育論に対して、田沢のそれは、「道義国家形成を目的」とする点で同一線上に並ぶが、「一面『青年』個々に着目した『修養即娯楽』の相互関連に基づく、新自由主義的思潮を加味した指導法にうらづけられていた」(『社会教育における国民教化の展開』『日本のファシズム1—形成期の研究—』早稲田大学社会科学研究所 プレ・ファシズム研究部会編 早稲田大学出版部 1979年P223)としている。

## (36) 田沢 前掲書 pp102~104

## (37) 『農村の体育運動』日本評論社 昭和8年 pp59~60 資料-3はP54による

## (38) 宮坂広作『近代日本社会教育の研究』法政大学出版局 1968年 P29

## (39) 同前 P29

## (40) 長浜 前掲書 P249~250

## (41) 伊藤 整 家永三郎他編 前掲書 P27



- (42) 同前 P27
- (43) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社 1966年 P105
- (44) 同前 P105
- (45) このアマチュア規定に対して、抗議があったことがうかがわれる。例えば滝口横笛は、次のような論評を寄せている。
- 「協会が選手資格条件を定むるに、前期の職業（車夫、配達夫、筆者註）を何故に除外したか、更にかゝる職業にあるの故を以て、労働者と共に競技することを心よしとせざる意志を示したるは、甚しくこれアリストクラチックにして、現在の思潮、民本的傾向に反するものなりとするにあるらしく、勿論その真相を充分に知らないが、(中略)然らば車夫はその他の配達夫の如き走却業者が果してこの意味に於てプロフェッショナルに属すべきものであるか、これは少しく考察を要する問題である。競技の中に於て常識的に有利なりと思惟せられるものは、勿論ランニングである。而して今短距離に就きて考察するに、短距離に於て最も必要なことは其の持続力と云ふよりも速力にある。勿論持続力も比較的必要であるが、絶対的にはスピードの如何が問題である。然るに所謂前述の職業者は職業的に其の持続力が要求せられて居るが、速力と重ふ点に就いては、境遇的にそれ程要求されて居るものではない。故にその職業によって境遇的に得らるゝ有利な条件にあるものとして認めることは多少の難点がある。(中略)若し、その練習過程より科学的に研究して行くなれば、前職業者の境遇が、果たしてランニング練習の過程に有利条件となり得るや否やに就いては、必ずしも速断することは出来ない。これを物理的に、心理的に、解剖的に研究して見たならば、或は本質的に不利なる条件にあることが証明されぬとも限らない。(中略)たゞ吾人の遺憾とする処は、前職業者を以て下級なる労働者なりとし、かゝる労働者と共に同時に競技に対することは、競技の神聖を害するものとし、或はスポーツマンシップを穢されるもの如く考ふるより前職業者を除外したと云はれて居ることである。吾人は賢明なる当事者が果たしてかゝる理由なき一感情排他より、その除外を敢へてしたものとは思はれない。
- 然し其の抗議者の口からこれらの説明を聞く時、或はかゝるアリストクラチックに思想が根底に蟠して居たのではないかと疑問がないでもない。若し果してかゝる理由なき理由が、少しでも加つて居たとせば、吾人は我が競技界の発展の為に徹底的に抗議を申し込まなければならぬ。」(『所謂プロフィショナルの問題』『体育と競技』大正13年5月 pp86~87)
- (46) 南 博「大正文化」勁草書房 1965年 pp183~187を参照されたい。
- (47) 「余暇生活の研究」に関しては権田「労働者娯楽論」(前掲著作集 第4巻)、ならびに『スポーツナショナリズム』(大修館 1981年 pp150~152)によった。
- (48) 「民衆娯楽論」同前著作集 第2巻 P269
- (49) 「労働者娯楽論」同前著作集 P227 資料—4, 5はP263による。
- (50) 「民衆娯楽論」 P264 資料—6~8はP263による。
- (51) 「帝都震災後に於ける競技運動界の印象」『体育と競技』大正13年4月号 pp87~88)
- また内務省技師内藤和行は、「今回の大震災によって、運動競技の意義重く、スポーツに携はる者は今後益互に相戒め、相励まし、各、心一つにして以て、我運動競技界の向上を策せずんば止まざるの決心そのものである。(中略)この期を逸せず、我運動界の精華をプロパガンダすることは、また実に祖国の威を中外に輝かしむる基である。聞くところによれば、我国政度の経費は此の際多端であると。然しながらかの独逸が、戦後政府の甚だ窮乏せるにも拘らず、尚ほ補助金を交付して国民の運動競技を奨励しつゝあるの実情に比ぶれば、我政府たるもの之が為に逡巡することなく、断然適当なる費額を支出して、以て国際競技に我選手を参加せしむる事は、我国民の齎しく希望してやまざるところである。いでや瑞穂の国民よ、桜花の国のその精を巴里の国際場裡にて、活躍せしむる時は来ぬ、挙国一致は今なるぞ、挙国一致は今なるぞ。」(「大震災と我運動界」『体育と競技』大正13年3月号 pp21~23)と述べているが、時はちょうどパリ・オリンピックの年であった。
- (52) 同前誌 大正13年3月号 pp86~87
- (53) 松井生「静岡県児童体育大会」『体育と競技』大正13年6月号 pp94~95
- (54) 資料—9は、同前誌(大正15年1月号 pp81~83)による。
- (55) 中谷重治「民衆体育の展望」同前誌 昭和5年10月号 pp85~87)
- (56) 「学生娯楽問題」前掲著作集 第4巻 P298~299 資料—10~12は、同前(pp304~305)による。

- (57) 「震災時に現れたる娯楽の諸形態」前掲著作集 第2巻 P239  
 (58) 「労働者娯楽論」同前著作集 P269  
 (59) 堀尾輝久『天皇制と教育』青木書店 1988年 P237  
 (60) ヴィクトリア・デ・グラツィア 高橋 進他訳『柔らかないファシズム』有斐閣 1989年 P258  
 (61) 『体育と競技』大正13年6月号 P96

『体育と競技』誌の巻頭言は、「体育連盟の活躍を待つ」と題し、こう述べている。

「今日世界の競争場裡に立つて雌雄を決する最後の条件は国民力、即ち国民体位の優劣如何によってかゝることは多言を要しない処であらう。体力が勝利の最後の鍵となることは、敢えてたゞに競技に於てのみではない。學術に於て、実業に於て、社会生活の多数の条件はこれによって定まると云へよう。翻つて更に他を見むか。今日軍備を縮小すべきことは世界の輿論である。先の華府に第一軍縮会議あり、近き将来に於て更に第二次軍縮会議は開かれむとしつゝある。我が面目に於ても、昨日すでに一艦、今日また一艦、海軍軍少会議の結果実行着実に進むと共に、一方陸軍師団減少の声は愈々具体化し、四ヶ師団減軍縮と云ひ、六ヶ師団削減と云ふ。表面はこれを見れば軍備縮小はこれ世界の趨勢なりと云ふことが出来る。然しながら静かに思へ、昨夏の震災以来、米国の傍弱無人なるかの振舞、先に排日法案の可決あり、今また、米艦隊の大演習を太平洋に開催することを発表し、米陸軍は全国戦時総動員演習を催すとか仄聞する。軍縮会議の発頭人米国がすでに軍備をさゝ怠りない。まして他の諸列国に於ても尚更である。(中略)世は愈々力を要する。国防には最大の科学力による器機と薬品がある。而しこれを使って最後まで力あらしめるものはやはり人の力である。更に師団削減による欠陥を補ふためには、国民皆兵の実あらしむるやう、国民力の養成に俟つより外はない。(中略)我が国今日の急務は他は多くの条件あるとしても、その大なるもの一つは国民体力、即ち国民体位の増進、向上でなければならぬ。而して国民体位の増進、向上は、たゞこれ正しく、普く、不断の体育にあると云はなければならぬ。たゞこの正しく、普く、不断の体育、これが、今日最も必要な仕事の一つであらう。日本体育連盟は(中略)正しく、普く、不断に、この三標語をもって推し進んでいく、全国的運動である。今日我が国時局の危期を救う一つの力はこの運動の正しく活用でなければならぬ。(中略)吾人は同連盟の全国的大運動を起こす日の来るべきを鶴首して待つて居る。」(同誌 大正13年10月号)

日本体育連盟の中心には東京高師教授大谷武一、北豊吉文部衛生課長、吉田章信文部衛生官等つらねている。こうして大正後期に標榜された「体育のデモクラシ化」、「体育の民衆化」等の変質が始まる。そのほか日本体育連盟総威林博太郎は、国民体育講習会の座上国民体育が重要国策となりつつある今日、ドイツを範としてその振興に努力すべきであると述べている。('日本体育連盟の使命'同前誌 大正14年3月号)

- (62) 岡田文相は、その訓辞の一節で「我が国は欧米列強に比して国民殊に青年の死亡が著しく高く、而も増加の傾向があり、又その体力も欧米に著しく劣れることを感ずるのであります。(中略)目下教育上緊要な問題は少なくないのでありますが、国民体位の現状並に我が国の国際的地位に鑑みまして、教育上強壯なる身体を養成し、兼て質実剛健なる気風を振作すべき体育を作與せしめることにつきましては、特に其の必要を感じるのであります。」「『体育と競技』大正14年1月号 P98)と訓示している。そして同協議会は、文部大臣諮問事項「専門学校程度諸学校の体育上改善すべき適當なる方案如何」に対し、「一、優良なる体育担任教師を得ること」として「(1)優良なる体育教師を養成すること (2)体育教師を優遇すること」、「第二、体育設備の充実を図ること」では「(1)適當なる運動場を設けること (2)体育館を建設すること (3)体育の器械、器具を完備すること」等を答申している。

- (63) 同前誌 大正15年5月号 P104

「一 体育運動の指導に関する事項」のなかで、「体育運動は一部少数者にすることなく、譜く国民をして之に與からしめ、且つ一時的に過度に陥ることなく、絶えず、正しく之を行ふ習慣の養成に力むること」(同前 P103)としている。またこの訓令に関して松浦文部次官は、同様の趣旨を述べるとともに、「右の次第であるから本訓令の趣旨が広く体育関係者に徹底して本邦の体育運動が国情に応じ、且つ国民性に適せる真に健全なる普及発達を遂げることを希望して止まないものである」('体育運動に関する訓令に就て'同前誌 P10)としている。なおこうした体育運動の興隆は、大正13年の体育研究所官制の制定となって表れている。

- (64) しかしながら、「天皇制道徳国家における特殊日本の思想善導(教化・指導)というその本来的な構造を大衆化とマス・メディアを基調とする特殊大衆国家的操作一般に解消させてその特殊性を無視してはならない」(堀尾輝久 前掲書 P240)ことも、また明らかである。

- (65) こうした大会の質的变化を、大会の主催者の移管という観点から見ること一つの方法ではあるが、神宮大会の本質を分析する方法としては限界がある。周知のことではあるが、主催は第1、2回大会が内務省、第3回大会から9回大会までが明治神宮体育会、第10回大会から13回大会が厚生省であった。
- (66) 大正4年4月に明治神宮造営局官制が公布される。
- (67) 田沢 前掲書 pp216~218  
有度村の青年は、かつて彼が郡長時代指導した青年達であった。なお田沢は、数10万人と言っているが、『この人を見よ』(下村湖人 鹿島印刷 昭和41年)によると1万5千人と記されている。
- (68) 同前 p65
- (69) 外苑競技場はストックホルムの競技場を模し、当時120万円をかけて建設されている。「明治神宮外苑大競技場は大震災にも係わらず、我が国一般の運動復興気運と共に日一日とその竣工を忙いでいる。この大建築に犠牲的努力を捧げている主任技師天羽氏から『十二月八日大正12年 筆者註)の午後トラックの試走をしたいから来て観て呉れ』との嬉しい報せがあったので心も勇んでいて見た。其処にはあの高い立派なスタンドを背景としてフィールドに日本体育協会々長や今村理事、野口主事(中略)等の人々と共に(中略)学生働の代表者が集っていた。トラックは三種出来ていた(中略)何れも何れも弾性に富み、スパイクに着かない。けれ共異口同音に第三のが最もよく走れるといふことに一致した。(中略)天羽技師は極東一の大競技場を建設するに就いて、遺憾ならしめん為に、斯道に堪能の人々並に実際のプレイヤーを招いて試走して見て貰ったことは賢明であった。(中略)吁々百二十万を投じて造られ、極東一の大競技場で雌雄を競ふの状況を想像する時、如何して血潮の高鳴りを禁ずることが出来るであらうか(『体育と競技』大正13年3月号 p83)という感想もある。
- (70) 『第一回明治神宮大会報告書』 p1 以下「報告書」とする。
- (71) 同前 p2
- (72) 同前 pp3~4
- (73) 同前 pp6~8
- (74) 同前 pp8~10  
坂谷芳郎は、大蔵官僚、東京市長、貴族院議員として「臨時教育会議」の委員を勤めているが、彼は、「兵式体操ニ関スル建議」には、教育の独立という立場から反対している。なお準備委員は、次のような顔ぶれである。  
「水上競技部 末広厳太郎 飯田光太郎、陸上競技部 辰野 保 山岡慎一、ホッケー部 大井 浩、柔道部 村上邦夫 短艇部 宮本 昌、庭球部 鎌田芳雄、ア式フットボール 野津謙、野球部 芦田公平、ラグビー部 香山 蕃、馬術部 松本武雄、バスケットボール部 横山一良、バレー部 三橋義雄、弓道部 窪田藤信、剣道部 高野佐三郎、中山博道、内務省神事局長 村上信一、内務書記官 足立 取、明治神宮造営局主事 田守 晴、教育総幹部附陸軍歩兵少佐 波田重一、陸軍軍務局附陸軍歩兵大尉 十三二郎、海軍省教育局附海軍少佐 高柳勝次郎、文部事務官 小尾範治、社会局部長 守屋栄雄、東京高等師範学校教授 大谷武一、国華高等女学校校長 可児 徳、日本青年館主事 後藤隆之助、東京連合青年団主事 大津音八、大日本在郷軍人会理事 中村辰三郎、内務省衛生局 山田準次郎、内務書記官 湯沢三千雄、内務技師 氏原佐蔵、防疫官 勝俣 稔 南崎雄七」
- (75) 同前 pp13~15 資料-15は、同前による。
- (76) 同前 pp16~19  
出席者は、馬渡東京市助役、後藤日本青年館理事、末広厳太郎、高柳海軍少佐、大井陸軍大尉、辰野 保、山岡慎一、山田局長、足立内務書記官、湯浅内務書記官、氏原内務技師、南崎勝又両防疫官であった。
- (77) 同前 p20~27  
出席者は、後藤文夫(日本青年館理事)、末広、辰野、高橋(教育総監部)、高柳(海軍省教育局)、村上邦夫(日本講道館)、後藤隆之助(日本青年館)、大津音八、田主事(東京市連合青年団)、湯沢内務書記官、氏原内務技師、勝俣、南崎(防疫官)等であった。以後の協議会の出席者は、ほぼ以上の委員であるが、時に可児徳、芦田明治神宮造営局主事等が加わっている。資料-16は、同前による。
- (78) 同前 pp28~35
- (79) 同前 p36

(80) 同前 pp43～48 資料—17は、同前（P 2）による。

(81) 同前 pp57～58

(82) 同前 P 64

(83) 同前 P 80～84

(84) 同前 pp90～91

(85) 同前 P 90 資料—18は、同前（pp94～95）による。

(86) 同前 pp91～92

(87) 同前 P 93

(88) 同前 P 93

(89) 同前 P 94～95 資料—19は、pp95～96による。

(90) 同前 pp98～99

(91) 同前 pp99～100 資料—20は、同前による。

(92) 「バスケットボール競技を通じての感想」 同前 P 210

(93) 「参加者と範囲と其の人員」 同前 pp217～218

(94) 同衛生課「全国体育デーに就て」『体育と競技』大正15年11月号 pp85～86

(95) 同前 pp84～85

(96) 同誌 大正14年9月5日 第16号 P 7

この「体育デー」実施の際には、マス・メディアを利用した大々的な宣伝が行われているが、『教育週報』は、「十一月三日明治神宮祭は、神宮競技の最終は、全国体育デーであるが、此の日日本体育連盟、帝国学生衛生会等の体育団体が中心に文部省の後援の下に、各地に運動会、体育講演会、活動写真、展覧会を開いた。東京に於ても各学校に於て前期催しの外自動車隊を組織し、全市のピラを撒き、十八ヶ所に宣伝ピラを掲げ、小石川の高等師範には体育展覧会を開き、夜は岡田文相が『体育デーに就て』のラジオ放送を行ひ、体育振興、普及に関する講演を行った」（同誌 大正14年7月号 第25号 P 7）と報じている。

(97) 『第二回明治神宮大会報告書』 pp 1～2 資料—21は、『体育と競技』（大正15年12月号）による。

(98) 同前 P 2

(99) 同前 P 45 傍点筆者

(100) 同前 pp46～47

(101) 同前 P 48

(102) 同前 P 48

(103) 同前 pp49～53 資料—22は、『体育と競技』（大正15年12月号）による。

(104) 同前 P 3

(105) 「唱歌舞踊」の歌詞は次のようなものである。

「一、春は桜のあや衣、秋は紅葉の唐錦、夏は涼しき月のきぬ、冬は真白き雪の布、げにも尊し大君のめぐみ豊けき、四季の色、恵みゆたけに大君の、すめらみことに尊けれ

二、空にさへづる鳥の声、峯よりおつる瀧の音、松ふく風も、秋の野にすだく千万の虫の音も観いづたゝえて大君の、千代の栄を祈るなり、みいづたゝえて大君の、千代の栄を祈るなり、」 資料—23, 24は、同前（P 44, P 30）による。

(106) 同前 P 3

(107) 同誌 大正14年11月7日 第25号 P 7

(108) 「神宮競技の為に弁ず」同前誌 大正14年11月28日 第28号 P 1

(109) 大谷武一は、「天長の佳辰を挟んで前後一週間、明治神宮外苑競技場を中心として行はれた神宮競技会は実に盛んなものがあつた。勿論有史以来の出来事である。而して本競技会の国民体育振興上に寄与した影響の甚大なりしことは茲に贅言するまでもない。抑々神宮競技会は明治大帝の偉徳を追いつゝ各種の競技運動を行ひて、各自の身神を鍛錬し、以て皇謨を無窮に伝へんとするものである。而して該競技会の出場は、世界の大勢と我が国の現状に照し、最有意義なる出来事と云はねばならぬ。されば神宮競技の益々隆盛に趨き、我が大和民族の歴史共に永遠に栄えんことを希ふものである。」（「神宮大会の壯觀を觀て想ふ」『体育と競技』大正14年12月号 P 2）と賛美する一方、「しかし、あらゆるものに利弊が相併ふ如く、競技会に共通の欠点

がある。而して可及的その弊害を除き、特徴を發揮せしむることは当事者の責任であり、国民の義務である」(同前 P 2) と言い、その弊害は「競技会は多数者を除外せる少数者訓練の風を馴致するといふ点」(同前 P 2) であるという。大谷は、それを批判するのにも「神宮競技会開催の大抱負が実現され、その栄光を七千万同胞と俱に享けんことを欲するがため」(同前 P 3) であるとしている。

(10) 『第三回明治神宮体育大会報告書』 P 1

文部省は、神宮大会に参加による学業の弊害と10月3日は農繁期で不適当であるとし、開催時期を問題にしたのだが、野口源三郎は、神宮「競技会を三年に一回若しくは四年一回開催するといふ前提の下に(中略)「本競技会は、(中略)明治大帝の御聖徳を懐仰する純真なる国民の精神を基調とし、併せて国民の身体を鍛練するところに絶大なる価値を有つものである。今若し明治神宮祭と、この国民つ競技会日とを分離したならば、人間の精神は到底機械的に作用されるものでないから、其処に精的ギャップを生じ、本競技会の骨子たる精神的価値に影響する処必ず大なるものがある」(「神宮競技問題の一考察」『体育と競技』大正15年10月号 P 6) が故に、11月3日に開催すべきであると主張している。

(11) 同前 P 1

(12) 同前 P 1

(13) 同前 P 1

(14) 同前 P 2

(15) 同前 P 2

(16) 同前 P 3

(17) 同前 P 3～4

(18) 同前 P 4

文部省の学生・生徒等の参加を禁止することは、かなり不評を買っているようだ。それは「文部省の役人だらうが、誰であらうが、日本人ならば一度神宮外苑のスタンドに立ち、張り切れる元気の若き選士の入場式を目のあたりに眺め、数万の観衆と共に国歌を奏して更に秋の日を受けて、スタンド高く翻る吾等が祖国の旗に、眸を移したならば、それ丈で必ずしも青年を教室に監禁しなくともよい。十日や二十日つぶしたって、この競技会に参加させ度い希望をもつにきまっている。この民族的壮挙を隔年毎にやれの、学生は出るなど、景気のよい話は人気取りにだって言へるものではない。(中略)お互い銘々の幸福のために、この民族の発展のために意義深い明治神宮体育大会が、永遠に而も益々盛大に挙行し得る様に官民一致協力して、健全な歩調を以て邁進せんことを希望するものである」(安川玄洋「明治神宮体育大会の将来」『体育と競技』昭和2年12月号 巻頭言) と言うように、あらゆる階層の国民を動員すべきであるとの論理にもとづいている。

(19) 同前 P 5～6

(20) 同前 P 7

(21) 同前 P 7～8

(22) 同前 P 8

(23) 井上準之助は、日銀総威(大正8年)を経て第2次山本権兵衛内閣の蔵相に就任する。その後昭和2年の金融恐慌で再度日銀総裁となり、さらに昭和4年の浜口内閣の成立で蔵相となったが、昭和7年2月、血盟団員(盟主井上日召)の小沼正によって暗殺される。農村の疲弊が井上のデフレ政策によるものとの小沼の誤解によるものであった。いわゆる血盟団事件である。

(24) 同前 P 11

(25) 同前 以上 pp23～24 資料一2は、同前(P30)による。

(26) 同前 P 26

(27) 「第三回の水上競技を見て」 同前 pp10～11

(28) 同前 pp73～74

神宮大会に限ったことではないが、神宮外苑競技場で行われる競技風景は必ずしも当局の意に添うものではなかったらしい。その点について次のような指摘が見られる。

「吾々民族の衿であり、且つ神聖侵す可らざる明治神宮外苑競技場が、近来一部心なき役員及び選手のために汚辱されつゝあることは、競技場に集まる大多数の観衆が、遺憾の極みとして慨嘆している事である。(中

略)これを例せば、堂々たるべき選手が、大学のユニフォーム姿のままにスタンドに來り、いかがはしい婦人より煙草を受け剩へこれに点火し、これを口にして競場に入り、或は相手を茶化した不真面目なレースをなし、用もなきに競技場に永居する如き、又は役員にして、異様の服装をなし、肩を組み、林檎を嚙り乍ら競技場を逍遙する等の特見遊びの場所に於てすら頻聲に直すべき行為を競技場に於て平然となす如きは、言語道断正気とも思えないではないか。吾等がかゝる徒輩を憎むと共に、かゝる後輩の技を許容する競技会の良心と、その雰囲気が麻痺し切つて、弾性なき迄に至れるに非ざるかを悲しむ。」(安川玄洋「巻頭言 競技場の神聖を擁護せむ」『体育と競技』昭和2年6月号)

神宮大会でも大同小異であつたと推測される。

- (12) 『第四回明治神宮体育大会報告書』 P 1
- (13) 同前 P 1
- (13) 同前 pp 3～6
- (13) 「第四回明治神宮体育大会開かる」 同前 P 19
- (13) 同前 pp20～23
- (13) 同前 pp91～92

### その他の参考文献

- 江口圭一『十五年戦争小史』青本書店 1986年
- 万 峰『日本ファシズムの興亡』六興出版 1989年
- 茶本繁正『戦争とジャーナリズム』三一書房 1986年
- 木村 毅『日本スポーツ文化史』ベースボール・マガジン社 1981年
- 入江克己『日本ファシズム下の体育思想』不昧堂出版 1986年
- 入江克己『日本近代体育の思想構造』明石書店 1988年

(1989年8月31日受理)